

長崎県地域防災計画

資 料 編

令和6年2月修正

長崎県防災会議

目 次

1	防災組織	1
(1)	防災会議（県防災企画課）	1
	長崎県防災会議条例	1
	長崎県防災会議運営要綱	3
	長崎県防災会議委員名簿	5
(2)	災害対策本部（県防災企画課）	6
	長崎県災害対策本部条例	6
	長崎県災害対策本部規程	7
	長崎県災害対策本部事務処理要領	9
	長崎県災害対策本部組織図	14
	災害対策本部組織及び事務分掌	15
	地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所	20
(3)	災害警戒本部（県防災企画課）	21
	長崎県災害警戒本部設置要領	21
(4)	その他	25
	特殊重大災害発生時における初動体制要領（県基地対策・国民保護課）	25
	雲仙岳火山防災協議会規約（県防災企画課）	33
	農林部災害対策本部設置要領（県農政課）	39
	農林部災害対策執務要領（県農政課）	43
2	防災機関の緊急連絡先一覧表（県防災企画課）	46
3	各種協定等	47
(1)	災害時における放送要請	47
	災害に関する対策のための放送要請に関する協定（県防災企画課、NHK長崎）	47
	緊急警報放送に関する確認事項（県防災企画課、NHK長崎）	48
	災害時における放送要請に関する協定 （県防災企画課、NBC、KTN、エフエム長崎、NCC、NIB）	49
(2)	災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約書 （県福祉保健課、日本赤十字社長崎県支部）	56
(3)	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定 （県福祉保健課、長崎県生活協同組合連合会）	58
(4)	災害時における物資の供給に関する協定書 （県福祉保健課、マックスバリュ九州㈱、イオン九州㈱、㈱イズミ、㈱セブン-イレブン ・ジャパン、㈱ファミリーマート、㈱ローソン、NPO法人コメリ災害対策センター、 サントリーフーズ㈱、㈱伊藤園、南日本段ボール工業組合、㈱ナフコ）	63
(5)	災害時における物資の保管等に関する協定書 （県福祉保健課、長崎県倉庫協会、長崎県冷蔵倉庫協会）	86
(6)	災害時における仮設トイレの供給に関する協定書 （県福祉保健課、㈱レンタルのニッケン長崎営業所）	94
(7)	災害時における福祉用具等の供給に関する協定書 （県福祉保健課、（一社）日本福祉用具供給協会）	96
(8)	災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書 （県福祉保健課、日本通運㈱長崎支店、ヤマト運輸㈱長崎主管支店、佐川急便㈱九州 支店）	99
(9)	長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定 （県福祉保健課、長崎県社会福祉法人経営者協議会、長崎県老人福祉施設協議会、 （一社）長崎県老人保健施設協会、長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会、	

長崎県認知症グループホーム連絡協議会、長崎県授産施設協議会、長崎県身体障害児者施設協議会、(一社)長崎県手をつなぐ育成会、(一社)長崎県知的障がい者福祉協会、長崎県精神障がい者福祉協会、長崎県児童養護施設協議会、(一社)長崎県保育協会)	105
(10) 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送に関する協定書 (県生活衛生課、長崎県葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会、長崎県霊柩自動車協会)	129
(11) 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 (県資源循環推進課、(一社)長崎県産業資源循環協会、長崎県環境整備事業協同組合、長崎県環境保全協会)	132
(12) 災害時におけるLPガス供給に関する協定 (県消防保安室、(一社)長崎県LPガス協会)	138
(13) 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書 (県建設企画課、(一社)長崎県建設業協会、(一社)長崎県港湾漁港建設業協会、(一社)長崎県地質調査業協会、(一社)長崎県測量設計コンサルタンツ協会)	141
(14) 大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書 (県地方機関、(一社)長崎県建設業協会各支部、(一社)長崎県港湾漁港建設業協会)	149
(15) 大規模災害並びに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書 (県土木部、(一社)長崎県ほ装協会)	153
(16) 災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定書 (県港湾課、九州地方整備局、九州7県、下関市、福岡市、北九州市、佐世保市、(一社)日本埋立浚渫協会九州支部、九州港湾空港建設協会連合会、山口県港湾建設協会、(一社)日本海上起重技術協会九州支部、全国浚渫業協会西日本支部、(一社)日本潜水協会福岡支部、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会)	155
(17) JMAT長崎の派遣に関する協定 (県医療政策課、(一社)長崎県医師会)	159
(18) 長崎DMATの派遣に関する協定 (県医療政策課、長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎原爆病院、済生会長崎病院、佐世保市総合医療センター、長崎労災病院、北松中央病院、長崎医療センター、諫早総合病院、島原病院、五島中央病院、上五島病院、壱岐病院、対馬病院)	163
(19) 歯科医療救護班の派遣に関する協定 (県医療政策課、(一社)長崎県歯科医師会)	167
(20) 災害時等における薬剤師の派遣に関する協定書 (県薬務行政室、(一社)長崎県薬剤師会)	171
(21) 災害発生時等における医療救護活動に関する協定書 (県福祉保健課、(公社)長崎県看護協会)	174
(22) 災害時における医薬品の供給に関する協定 (県薬務行政室、長崎県医薬品卸業組合)	176
(23) 災害時における医療材料等の供給に関する協定 (県薬務行政室、長崎県医科器械協会(現:長崎県医療機器協会))	178
(24) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書 (県薬務行政室、(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部)	180
(25) 災害時における高齢者施設への応援に関する協定書 (県長寿社会課、長崎県老人福祉施設協議会、(一社)長崎県老人保健施設協会、(一社)長崎県認知症グループホーム連絡協議会)	182
(26) 災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定書 (県福祉保健課、(公社)長崎県栄養士会)	185
(27) 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定 (県福祉保健課、長崎災害リハビリテーション推進協議会)	188

(28) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (県住宅課、(一社)プレハブ建築協会)	191
(29) 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書 (県住宅課、(公社)長崎県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長崎県本部)	193
(30) 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定 (県住宅課、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会)	197
(31) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書 (県住宅課、(独)住宅金融支援機構)	198
(32) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書 (県住宅課、(一社)全国木造建設事業協会)	200
(33) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書 (県住宅課、(一社)日本木造住宅産業協会、(一社)日本ムービングハウス協会)	202
(34) 災害時における畳の供給に関する協定書 (県住宅課、長崎県畳工業組合)	206
(35) 地震時等における被災建築物応急危険度判定等に関する協定書 (県建築課、(一社)長崎県建築士会)	208
(36) 災害時における支援に関する協定書 (県防災企画課、長崎県石油商業組合)	210
(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書 (県防災企画課、(株)ココストア、(株)セブン・イレブン・ジャパン、(株)デイリーヤマザキ、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、(株)壱番屋、(株)モスフードサービス、(株)吉野家、(株)ダスキン)	216
(38) 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書 (県防災企画課、西日本高速道路(株)九州支社)	234
(39) 災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定 (県交通政策課、(公社)長崎県トラック協会)	236
(40) 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書 (県防災企画課、長崎県土地家屋調査士会)	242
(41) 災害時における災害救助犬の出動及び捜索活動に関する協定書 (県防災企画課、(特非)九州災害救助犬協会)	244
(42) 災害時における復旧応援業務に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県ビルメンテナンス協会)	246
(43) 災害時における空調衛生設備等の応急対策に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県空調衛生設備業協会)	248
(44) 災害時における冷凍空調設備等の応急対策に関する協定書 (県防災企画課、(一社)西日本冷凍空調工業会)	250
(45) 災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県建造物解体工業会)	253
(46) 災害時における緊急輸送に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県バス協会)	256
(47) 災害時のタクシーにおける緊急輸送に関する協定書 (県防災企画課、(一社)長崎県タクシー協会)	259
(48) 大規模災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定書 (県防災企画課、損害保険ジャパン日本興亜(株))	262
(49) 災害に係る情報発信等に関する協定書 (県防災企画課、ヤフー(株))	264
(50) 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 (県防災企画課、生活衛生課、福祉保健課、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合)	266

(51) 災害時における電動車両等の支援に関する協定書 （県防災企画課、長崎三菱自動車販売㈱、三菱自動車工業㈱）	269
(52) 災害時における愛護動物の救護に関する協定書 （県生活衛生課、(公社)長崎県獣医師会）	276
(53) 長崎県災害多言語支援センターの設置・運営に関する協定書 （県国際課、(公財)長崎県国際交流協会）	278
(54) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書 （県土木部、九州地方整備局）	280
(55) 九州・山口9県災害時応援協定 （県人事課、防災企画課、交通政策課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、 漁港漁場課、農産園芸課、住宅課、道路維持課、港湾課、九州・山口9県）	286
(56) 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定 （県生活衛生課、九州・山口9県）	318
(57) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定 （県資源循環推進課、九州・山口9県）	321
(58) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定書 （九州地方知事会、関西広域連合）	323
(59) 災害時における緊急輸送に関する協定書 （県防災企画課、松浦鉄道㈱）	326
(60) 災害時における相互連携に関する協定書 （県防災企画課、西日本電信電話㈱、九州電力㈱、九州電力送配電㈱）	329
(61) 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定書 （県防災企画課、㈱バカン）	333
(62) 災害応急対策等にかかる連携協定 （県防災企画課、西九州トヨタ自動車㈱、長崎トヨペット㈱、トヨタカローラ長崎㈱、 ネットトヨタ長崎㈱、㈱トヨタレンタリース長崎、トヨタモビリティパーツ㈱長崎支社）	335
(63) 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書 （県防災企画課：長崎専門職団体連絡協議会）	339
4 防災ヘリコプター（県防災企画課）	342
(1) 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱	342
(2) 長崎県防災ヘリコプター運航規程	354
(3) 長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領	361
(4) 防災消防ヘリコプター相互応援協定	369
5 ヘリコプター離着陸場等（県防災企画課）	372
(1) 離着陸場一覧表	372
(2) 離着陸適地一覧表	373
(3) 地上と航空機との交信方法	378
6 自主防災組織（県防災企画課）	379
長崎県内の自主防災組織率一覧表	379
7 総合防災訓練（県防災企画課）	381
長崎県総合防災訓練実施要綱	381

8	道路災害予防計画（県道路維持課）	385
	（1）異常気象時における道路通行規制要領	385
	（2）道路監視員による道路パトロール実施要領	386
9	自衛隊派遣要請計画（自衛隊）	388
	（1）県内自衛隊の配置及び管轄区域	388
	（2）派遣要請の系統	389
	（3）市町村側において準備すべき資材及び器材等について	390
	（4）災害派遣対象器材	391
10	救急医療体制（県医療政策課）	395
	（1）長崎県の救急医療体制	395
	（2）救急告示医療機関一覧表	396
	（3）防疫用薬剤等調達先調	401
11	緊急輸送道路ネットワーク計画（県道路建設課、道路維持課）	403
	緊急輸送道路ネットワーク等内訳表	403
	緊急輸送道路ネットワーク図	408
12	交通規制基本計画（県警察本部）	409
13	広域火葬計画（県生活衛生課）	414
14	緊急消防援助隊受援計画（県消防保安室）	419
15	災害時の物資備蓄等に関する基本方針	432
16	みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例（県防災企画課）	438

1 防災組織

(1) 防災会議

(県防災企画課)

長崎県防災会議条例

(昭和 37 年 10 月 1 日)
(長崎県条例第 47 号)

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、長崎県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の総数は、47 人以内とする。

2 市町の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第 3 条 防災会議に、幹事 50 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 52 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県防災会議運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、長崎県防災会議条例（昭和37年長崎県条例第47号）第5条の規定に基づき、長崎県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長において必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の3分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員は、止むを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 会長は、防災会議の議長となり、議事を整理する。

5 会長が会議に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する者にその権限を委任することができる。

6 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹 事 会)

第3条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、防災企画課長の職にある幹事がこれに当たる。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

5 幹事会は、議案の内容に応じ、幹事長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

(会長の専決処分)

第4条 防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害対策本部の設置について、知事に意見を述べること

(2) 長崎県地域防災計画の要旨を公表すること

(3) 市町村地域防災計画及び指定地域市町村防災計画の作成又は修正について知事に意見を述べること

(4) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

(5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(書面による決議)

第5条 防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、次の各号に掲げるものについて、書面を以って議決を行うことができる。

(1) 長崎県地域防災計画の作成又は修正に関する事項

(2) 本要綱の改正に関する事項

2 書面による議決は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(記 録)

第6条 会長は、職員をして次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) その他参考事項

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年3月28日から施行する。

附 則

この要綱(改正)は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱(改正)は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱(改正)は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱(改正)は、令和5年4月1日から施行する。

長崎県防災会議委員名簿

長崎県防災会議委員名簿（68名）（令和6年2月19日現在）

機 関 名	職 名	機 関 名	職 名
会 長（災害対策基本法第15条等2項）			
長 崎 県	知 事		
指定地方行政機関（災害対策基本法第15条第5項1号委員） 17名			
九州管区警察局	局 長	九州総合通信局	局 長
九州厚生局長崎事務所	所 長	九州森林管理局	局 長
九州農政局	局 長	長崎海上保安部	部 長
九州防衛局	局 長	大阪航空局長崎空港事務所	空 港 長
九州地方整備局	局 長	九州運輸局長崎運輸支局	支 局 長
九州経済産業局	総務企画部長	長崎地方气象台	台 長
九州産業保安監督部	部 長	長崎労働局	局 長
福岡財務支局長崎財務事務所	所 長	国土地理院九州地方測量部	部 長
		九州地方環境事務所	所 長
陸上自衛隊（災害対策基本法第15条第5項2号委員） 1名			
陸上自衛隊第16普通科連隊	連 隊 長		
教育委員会（災害対策基本法第15条第5項3号委員） 1名			
長崎県教育委員会	教 育 長		
警察本部（災害対策基本法第15条第5項4号委員） 1名			
長崎県警察本部	本 部 長		
県 機 関（災害対策基本法第15条第5項5号委員） 7名			
長 崎 県	副 知 事	長 崎 県	土 木 部 長
"	危機管理部長	"	五島保健所長
"	総務部長	"	男女参画・女性活躍推進室長
"	福祉保健部長		
市町及び消防（災害対策基本法第15条第5項6号委員） 5名			
長崎県市長会	会 長	佐世保市消防局	消 防 局 長
長崎県町村会	会 長	(公財)長崎県消防協会	会 長
長崎市消防局	消 防 局 長		
指定公共機関又は指定地方公共機関（災害対策基本法第15条第5項7号委員） 26名			
日本銀行長崎支店	支 店 長	(一社)長崎県LPガス協会	会 長
日本赤十字社長崎支部	事 務 局 長	(一社)長崎県バス協会	会 長
日本放送協会長崎放送局	局 長	(公社)長崎県トラック協会	会 長
西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所	所 長	島原鉄道(株)	代 表 取 締 役
九州旅客鉄道(株)長崎支社	執行役員長崎支社長	松浦鉄道(株)	代 表 取 締 役
西日本電信電話(株)長崎支店	支 店 長	九州旅客船協会連合会	副 会 長
日本郵便(株)長崎中央郵便局	局 長	長崎放送(株)	取締役報道メディア局長
西部ガス(株)供給本部	長崎供給部長	(株)テレビ長崎	報 道 部 長
日本通運(株)長崎支店	支 店 長	長崎文化放送(株)	報 道 制 作 局 長
九州電力(株)	執行役員長崎支店長	(株)長崎国際テレビ	取締役報道制作局長
(一社)長崎県医師会	常 任 理 事	(株)エフエム長崎	放 送 部 長
(一社)長崎県歯科医師会	専 務 理 事	(株)長崎新聞社	編 集 局 長
(公社)長崎県看護協会	専 務 理 事	(一社)長崎県建設業協会	会 長
自主防災組織及び学識経験者（災害対策基本法第15条第5項8号委員） 9名			
長崎県女性防火防災クラブ連絡協議会	会 長	(公社)長崎県栄養士会	会 長
長崎県地域婦人団体連絡協議会	会 長	(一社)長崎県助産師会	災害対策担当理事
長崎大学	名 誉 教 授	(特非)日本防災士会 長崎県支部	支 部 長
(福)長崎県社会福祉協議会	事 務 局 長	長崎県病院企業団	看 護 管 理 監
(一社)長崎県薬剤師会	会 長		

(2) 災害対策本部

(県防災企画課)

長崎県災害対策本部条例

(昭和 37 年 10 月 1 日)
長 崎 県 条 例 第 4 8 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、長崎県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指導監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 8 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県災害対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は長崎県災害対策本部条例(昭和37年長崎県条例第48号)第3条及び第4条の規定に基づき、長崎県災害対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は副知事をもって充てる。

(本部長の職務代理)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した災害対策本部員(以下「本部員」という。)がその職務を代理する。

(災害対策本部員及び職員)

第4条 本部員は次の職員をもって充てる。

(1) 危機管理対策監

(2) 秘書・広報戦略部、総務部、企画部、地域振興部、文化観光国際部、県民生活環境部、福祉保健部、産業労働部、水産部、農林部、土木部の部長又は局長

(3) 出納局、交通局の局長

(4) 教育長

(5) 警察本部長

2 前項に掲げるもののほか、災害対策本部の職員(以下「本部職員」という。)は、次の職員をもって充てる。

(1) 長崎県職員定数条例(昭和24年長崎県条例第43号)に定める職員

(2) 警察職員の定員に関する条例(昭和29年長崎県条例第22号)に定める職員

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)附則第8条に規定する職員

(部及び班)

第5条 対策本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(部長、副部長及び班長)

第6条 部に部長及び副部長を、班に班長を置く。

2 部長、副部長及び班長は、別表第1のそれぞれの担当職欄に掲げる職にある本部員及び本部職員をもって充てる。

3 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その事務を代理する。

4 班長は、当該班の所掌事務について、部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務の処理にあたる。

(情報員及び連絡員)

第7条 対策本部が設置されたときは、各部長は、本部職員のうちから情報員及び連絡員を指名して、情報員1名を災害対策本部室に常駐させるものとする。

ただし、本部長が必要と認める場合には、情報員以外の本部職員を災害対策本部室に常駐させることができる。

2 情報員は、災害情報、被害状況等の把握及びその対応にあたる。

3 連絡員は、各部及び各班の連絡等に関する事務を処理する。

(本部会議)

第8条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

2 本部会議は、必要のつど、本部長が招集する。

(地方本部)

第9条 地方における災害対策に関する事務の円滑な処理を図るため、対策本部に地方本部を置く。

2 地方本部の名称及び所管区域並びに設置場所は、別表第2のとおりとする。

3 地方本部は、その所管区域内のある県の出先機関をもって組織する。

4 地方本部に地方本部長を置く。

5 地方本部長は、振興局長の職にある本部職員をもって充てる。

(地方本部長の職務)

第10条 地方本部長は、本部長の命を受け、地方本部の所管区域内における防災に関する事務を処理する。

2 地方本部長に事故があるときは、地方本部長があらかじめ指名した地方本部の本部職員がその職務を行う。

(地方本部の組織)

第11条 地方本部の組織等に関し必要な事項は、対策本部の組織等に準じ本部長に協議のうえ、地方本部長が定める。

(現地本部)

第12条 本部長は、応急措置のため現地指導上必要があるときは、長崎県現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設けるものとする。

2 現地本部の組織その他必要な事項については、そのつど、本部長が定める。

(他の法令との関係)

第13条 対策本部における事務は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、消防法(昭和23年法律第186号)、水防法(昭和57年法律第193号)その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところによる。

2 前項の場合においては、本部長は当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らねばならない。

(補 則)

第14条 この規則に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

改正	昭和47年5月1日	改正	昭和18年4月1日
改正	昭和50年4月1日	改正	平成20年4月1日
改正	昭和61年4月1日	改正	平成21年4月1日
改正	平成8年4月1日	改正	平成23年4月1日
改正	平成11年4月1日	改正	平成27年4月1日
改正	平成13年4月1日	改正	平成30年4月1日
改正	令和5年4月1日		

長崎県災害対策本部事務処理要領

1 目的

この要領は、長崎県災害対策本部条例（昭和 37 年長崎県条例第 48 号）及び長崎県災害対策本部規程に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 気象情報等の連絡処理

長崎地方気象台からの気象情報及び警報等（以下「気象情報等」という。）の連絡は、防災企画課防災対策室へ通報されるが、これを防災企画課参事（防災担当）、防災企画課長、秘書課長、危機管理対策監に報告するものとする。

3 災害対策本部の設置

(1) 危機管理対策監（総務対策部長）は、気象情報等によって、災害が発生し、又は発生のおそれがあると判断した場合は、知事（本部長）及び各部長に対し、状況を報告又は通報する。

(2) 知事（本部長）は、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めるときは長崎県災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

なお、県内に震度 5 弱以上の地震が発生、長崎県内に津波警報（津波・大津波）が発表又は長崎県内に特別警報が発表された場合は自動的に対策本部が設置される。

(3) 対策本部は、原則として県庁行政棟 3 階災害対策本部室・特別会議室に置く。ただし、災害の程度によっては対策本部を防災企画課に置くことができる。

(4) 災害対策本部室（以下「本部室」という。）及び県庁正面玄関には「長崎県災害対策本部」の表示を行うものとする。

(5) 本部室の配置

本部室の配置については、別に定める。

(6) 本部室の装備

本部室には次の装備を架設する。

災害用電話（含予備電話 60 台（アナログ 30 台、デジタル 30 台）	73 台
警察専用電話	1 台
消防防災無線電話	1 台
緊急防災情報端末	1 式
国一斉受令音声 / FAX（地上 / 衛星）	1 式
防災情報端末・音声受令装置	1 式
統制指令台	1 式
電子ボード・電子ホワイトボード	1 式
その他所要の装備	若干

4 対策本部設置の広報及び伝達

対策本部を設置したときは、NHK、NBC、KTN、NCC、NIB、FM長崎のテレビ又はラジオを通じて広く県民に周知するとともに、勤務時間中にあつては庁内放送をもって庁内職員に対して周知するものとする。

5 災害対策本部室の勤務体制と班の組織

(1) 本部室には、総務対策班のほか他の本部等から派遣された情報員を常駐させる。

また、長崎県災害対策本部規程第 8 条に基づき本部会議が招集されたときは、本部会議室を県庁行政棟 3 階災害対策本部室・特別会議室に設置する。

(2) 関係機関との連絡、災害情報の収集等的確な措置をとるため、総務対策班に次の 4 係を置く。

ア 指揮・総括係

総務対策班の指揮・総括
災害対策本部の設置・廃止検討
本部長の命令・指示等の伝達
災害応急対策の実施状況の把握、進捗管理
市町の実施すべき応急措置の助言、代行決定
特命事項の決定

イ 総務・連絡班

災害対策本部会議の開催・運営
県各部・各班との連絡調整、情報収集
国等への応援要請・連絡調整
情報分析・災害応急対策方針の企画・立案
本部職員の非常召集
災害対策本部の庶務

ウ 情報・記録係

気象情報、災害情報の収集、記録、整理及び伝達
原子力施設、危険物等の安全確認
国への被害報告
通信機器、各種システムの確保、設置運用

エ 救助係

自衛隊の災害派遣要請、活動調整
防災ヘリの運航管理、活動調整
消防機関との連絡調整
県警察からの情報収集・活動調整
海保への応急措置実施要請、活動調整

(3) 連絡員は原則として各部主管課の総括課長補佐をもって充て、次に掲げる事項について各部・各班との連絡に当たるものとする。

- ア 本部長命令、指示の伝達
- イ 気象情報等の伝達
- ウ 情報の本部への報告及び本部情報の伝達
- エ 部内の災害対策についての連絡調整

(4) 情報員は、各所管部に係る災害情報、被害状況等の把握及びその対応（処理）等にあたるものとする。

6 配備要員の招集

(1) 対策本部、各部、各班の動員については、原則として以下のとおりとする。ただし、本部長又は各部長は災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。なお、警察本部については、警察本部長の定めるところによる。

(2) 各部、各班長は、あらかじめ配備要員を指名しておくとともに所属職員の実急措置に関する担当事務を定め、所属職員に周知徹底し、知事（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

災害対策本部、災害警戒本部体制

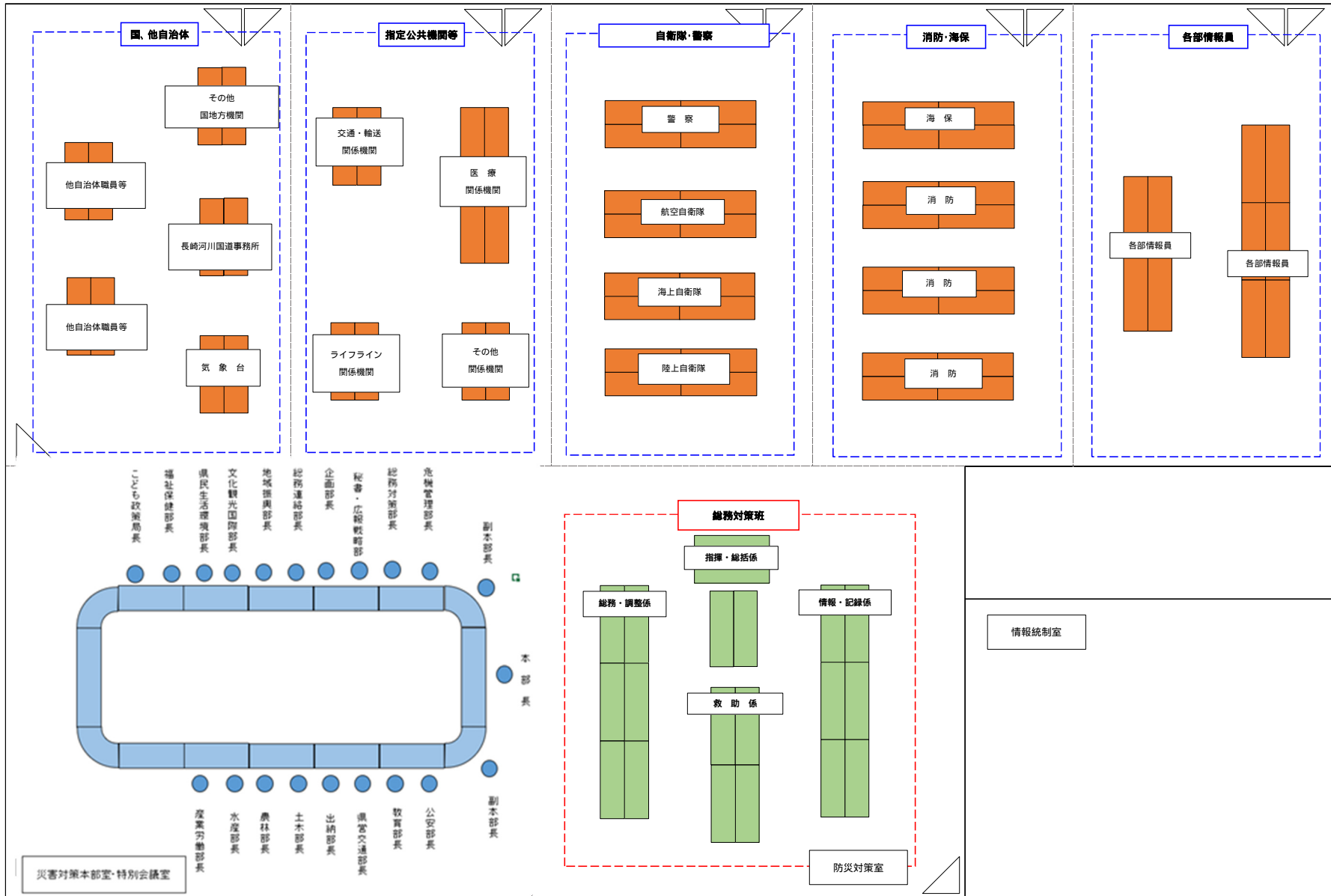
設置本部	配備区分	配備基準			配備内容	指定職員等
		風水害	地震・津波	噴火		
長崎県災害警戒本部	警戒配備	・災害発生の恐れのある各種気象情報の発表時		・噴火警報（火口周辺）レベル2（火口周辺規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する警戒態勢	・危機管理部の指定された職員（別途通知） ・防災関係課で指定された職員
			・震度4発生 ・津波注意報発表	・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表		・危機管理部の指定された全職員 ・防災関係課で指定された職員 ・各部情報員
長崎県災害対策本部	第1配備	・重大な災害が起こるおそれが著しく大きい各種気象特別警報の発表時 ・比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5弱発生 ・津波警報発表	・噴火警報（居住地域）レベル4（高齢者等避難）発表 ・噴火警報（火口周辺）レベル3（入山規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢	・危機管理部の指定された全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第2配備	・相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度5強発生 ・大津波警報発表	・噴火警報（居住地域）レベル5（避難）発表 ・噴火警報（居住地域）レベル4（避難準備）発表時で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する態勢	・危機管理部の全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第3配備	・特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	・震度6弱以上発生	・噴火警報（居住地域）レベル5（避難）発表時で、本部長が必要と認めるとき	県の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	・全職員
	特別配備	・被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	-	-	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	・本部長が必要と認める人員

(3) 配備要員の招集については、庁内放送及び電話連絡等最も速やかに実施できる方法による。

7 警戒体制

- (1) 対策本部設置前において警戒体制がとられたときは、本部職員は自宅、その他の場所で所在連絡方法を明らかにして待機する。
- (2) 各部・各班は、常日頃から気象情報に注意し、気象情報の推移によっては、各班の配備要員の再確認と不在中の本部職員については代替要員の指定を行い、対策本部設置に伴う配備要員の招集に応ずる体制を確立する。
- (3) 招集を受けた配備要員は、昼夜の別なく、又交通機関の有無にかかわらず最も短時間で定められた場所に到着するよう努めなければならない。

災害対策本部配置図（県庁行政棟3階）



8 各部相互間及び防災関係機関の応援動員

(1) 動員要請

対策本部の各対策部長は、他部職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して動員班（人事課）に要請する。

- ア 応援を要する期間
- イ 勤務場所
- ウ 勤務内容
- エ 応援を要する職種等
- オ 集合日時、場所、携行品
- カ その他必要事項

(2) 動員の措置

ア 動員班（人事課）は、応援要請内容により、余裕のある他部から動員の措置を講ずるものとする。

イ 応援のため動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて他部の応援を行う。

(3) 特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第 29 条によって指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

(4) 地方本部において応援を必要とするときは、(1) の対策本部に準じて応援を求める。

地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所

名 称	管 轄 区 域	設置場所
長崎地方本部	長崎市、西彼杵郡	長崎振興局
県央地方本部	諫早市、大村市	県央振興局
島原地方本部	島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局
県北地方本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡	県北振興局
五島地方本部	五島市、南松浦郡	五島振興局
壱岐地方本部	壱岐市	壱岐振興局
対馬地方本部	対馬市	対馬振興局

災害対策本部組織及び事務分掌

(長崎県災害対策本部規程 別表第1)

部名	部長・副部長 担当 職	班名	班長担当職	事務分掌
総務対策部	(部長) 危機管理対策監 (副部長) 防災企画課長	総務対策班	防災企画課長 基地対策・国民保護課長 消防保安室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部に関すること 2 本部会議に関すること 3 総合的災害対策の樹立及び各部関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部職員の非常招集に関すること。 5 自衛隊の出動要請に関すること。 6 国会、中央官庁等に関する要望書の作成に関すること。 7 災害情報の収集並びに記録に関すること。 8 気象情報の接受及び通報に関すること。 9 消防署、消防団その他消防指導に関すること。 10 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。 11 災害対策本部の通信施設に関すること。
秘書・広報部	(部長) 秘書・広報戦略部長 (副部長) 秘書課長	秘書班	秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の災害視察に関すること。 2 災害見舞及び視察者の対応に関すること。
		広報班	ながさき PR 戦略課長 広報課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係の広報に関すること。 2 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 政策調整課長	企画班	政策調整課長 政策企画課長 IR 推進課長 デジタル戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害調査団等に関すること 2 災害復旧と県勢振興計画の調整に関すること 3 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
総務連絡部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務文書課長	総務文書班	総務文書課長 県民センター長 学事振興課長 総務事務センター長 債権管理室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部総務連絡部の運営に関すること。 2 本部長の命令指示等の部内への伝達に関すること。 3 総務部長の命令指示等の部内への伝達に関すること。 4 災害対策本部、他部との連絡調整に関すること。(他班の所管に属するものを除く) 5 部内関係の被害状況の収集及び本部への報告に関すること。(他班の所管に属するものを除く) 6 部内関係の被害に対する対策に関すること。 7 部内各班の活動の総合調整に関すること。 8 県民からの問い合わせ、意見に関すること。 9 長崎県公立大学法人、私立学校の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		動員班	人事課長 新行政推進室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人員の配置及び調整に関すること。 2 職員の非常招集に関すること。 3 国・自治体等からの派遣受け入れに関すること。 4 職員の勤務体制の整備に関すること。
		職員厚生班	職員厚生課長	職員の罹災状況調査及び見舞金等の給付と貸付に関すること。
		財政班	財政課長	災害対策にかかる予算措置に関すること。
		管財班	管財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庁舎等に関すること。(通信施設を含む) 2 被災地視察用自動車の配車に関すること。 3 公有財産の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		税務班	税務課長	県税の減免等に関すること。
		情報システム班	スマート県庁推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県庁 LAN 等ネットワークの運用確保に関すること。 2 PC 等情報機器の調達に関すること。
		東京連絡班	東京事務所長	国会、中央官庁等との連絡調整、広報及び資料配布に関すること。

部名	部長・副部長 担 当 職	班 名	班長担当職	事 務 分 掌
地域振興部	(部長) 地域振興部長 (副部長) 地域づくり推進課長	地域振興班	地域づくり推進課長 土地対策室長 県庁舎跡地活用室長	1 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと
		市町対策班	市町村課長	1 市町村の緊急資金のあっせんに関する こと
		輸送班	交通政策課長 新幹線対策課長	1 運輸施設の被害状況の収集及びその対策に関する こと 2 輸送計画全般に関する こと 3 応急救助物資の陸上輸送に関する こと
文化観光国際部	(部長) 文化観光国際部長 (副部長) 文化振興・世界遺産課長	文化班	文化振興・世界遺産課長	1 局内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する こと。 2 所管施設・設備の安全性の確保 3 県が主催する文化芸術事業(イベント等)の実施についての検討、 連絡調整
		観光振興班	観光振興課長	1 関係団体や各市町の観光担当部署との連絡調整に関する こと及び所管施設の被災状況把握、その対策に関する こと。 2 県内観光施設の被災状況についての情報収集および 応急対策に関する こと。
		物産班	物産ブランド推進課長	1 所管団体及び施設の被災状況の把握 2 県が主催する物産関係事業の実施についての 検討・連絡調整
		国際班	国際課長	1 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整 に関する こと。
		スポーツ班	スポーツ振興課長	1 県及び関係団体が主催する大会、試合等にお ける来場者、関係者の被災状況の情報収集及び その対策に関する こと
県民生活環境部	(部長) 県民生活環境部長 (副部長) 県民生活環境部次長	生活班	県民生活環境課長 男女参画・女性活躍推進室長 人権・同和対策課長 統計課長 食品安全・消費生活課長	1 災害時における消費者物価に関する こと 2 災害ボランティア救援本部及び災害ボ ランティア関係課との連絡調整に関する こと 3 部内の被害状況の収集及びその対策 並びに連絡調整に関する こと 4 男女共同参画の視点での災害対応に 関する こと
		交通安全対策班	交通・地域安全課長	1 災害時における交通安全対策に 関する こと
		生活衛生班	生活衛生課長	1 食品衛生関係営業等にかかる被害 状況収集及び食品衛生に関する こと 2 生活衛生関係営業等に係る施設 の被害状況収集及びその対策に 関する こと 3 動物愛護に関する こと
		環境対策班	地域環境課長 水環境対策課長 資源循環推進課長 自然環境課長	1 水道施設の被害状況収集及び復 旧対策に関する こと 2 下水道、農業集落排水、浄化槽 の被害状況収集及び復旧対策に 関する こと 3 応急給水に係る連絡調整及び 対策に関する こと 4 し尿、ごみ等の処理並びに廃棄 物処理施設等に関する こと 5 国、他都道府県、県内市町及び 廃棄物関係業界への支援要請及び 連絡調整を行い、災害廃棄物及び し尿の処理に関する広域的な支 援体制の確保に関する こと 6 自然公園施設の災害対策に 関する こと
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 福祉保健部次長	保健医療福祉調整班	福祉保健課長 医療監	1 医療系及び、保健・福祉系活動チ ームの派遣調整に関する こと。 2 被災地・避難所での保健医療福祉 活動に関する情報連携に関する こと。 3 被災地・避難所等の情報の整理・ 分析及び部内の総合調整に 関する こと。

部名	部長・副部長 担当 職	班名	班長担当職	事務分掌
福祉保健部		総務班	福祉保健課長 監査指導課長 国保・健康増進課長 原爆被爆者援護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に基づく諸対策に関すること。 2 人的及び家屋の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 3 災害弔慰金、災害援護資金に関すること。 4 義援金品等の受付、配分及び輸送に関すること。 5 日本赤十字社長崎県支部との連絡に関すること。 6 社会福祉施設及び要援護者の被害状況の情報収集並びにその対策に関すること。(他班の所管に属するものを除く) 7 保護施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 8 生活福祉資金に関すること。 9 部内の被害状況の情報収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
		医療班	医療政策課長 医療人材対策室長 薬務行政室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 医薬品等の調達及び配分、輸送に関すること。 3 看護師等養成施設の被害状況の情報収集及び対策に関すること。 4 防疫に関すること。
		高齢福祉班	長寿社会課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設、老人保健施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 在宅要援護高齢者の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。
		障害福祉班	障害福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者福祉施設の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 2 障害者福祉施設の仮入所調整等に関すること 3 在宅要援護障害者の被害状況の情報収集及びその対策に関すること。 4 避難先等への職員の応援等に関すること
		入所被爆者 援護班	原爆被爆者援護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 原爆被爆者保健福祉施設の被害状況の情報集及びその対策
	(副部長) こども政策局長	こども政策 班	こども未来課長 こども家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災により保護が必要な児童の実態把握及びその対策に関すること。 2 児童福祉施設、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の被害状況の収集及びその対策に関すること。
産業労働部	(部長) 産業労働部長	産業労働班	産業政策課長 企業振興課長 新産業創造課長 未来人材課長	部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
	(副部長) 産業労働部次長	商工班	経営支援課長	商工鉱業者の災害金融に関すること。
		労務班	雇用労働政策課長	災害復旧に携わる現場作業員の確保に関すること。
水産部	(部長) 水産部長	漁政班	漁政課長	部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
	(副部長) 水産部次長	漁業振興班	漁業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用漁船及び遊漁船業登録船の情報提供に関すること。 2 漁船の災害に関すること。 3 県栽培漁業センターの災害対策に関すること。
		漁業取締班	漁業取締室長	漁業取締船の出動に関すること。
		水産経営班	水産経営課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産業共同利用施設の災害対策に関すること。 2 漁業者等に対する災害金融及び漁業共済に関すること。
		水産加工流通班	水産加工流通課長	長崎県地方卸売市場長崎魚市場に関すること。
		漁港漁場班	漁港漁場課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁港、海岸施設の災害対策に関すること。 2 沿岸漁場整備開発施設の災害対策に関すること。 3 漂流油等による漁場環境汚染の情報収集に関すること。

部名	部長・副部長 担当 職	班名	班長担当職	事務分掌
農林部	(部長) 農林部長 (副部長) 農林部次長	農政班	農政課長 農山村振興課長 農業イノベーション 推進室長 諫早湾干拓課長	1 農林部全般の災害関係における活動の総合調整に関すること 2 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること 3 農畜産物の被害状況の収集及びその連絡調整に関すること 4 農林部全般の災害対策の連絡調整並びに部外機関との連絡に関すること
		団体検査 指導班	団体検査指導室長	農協共同利用施設等の災害対策に関すること。
		農業経営班	農業経営課長	農林災害金融に関すること
		農産園芸班	農産園芸課長 農産加工流通課長	1 農作物の災害対策に関すること。 2 救援(米穀)に関すること。 3 農作物の種苗の確保に関すること。 4 農業災害補償(農業共済)に関すること。
		畜産班	畜産課長	1 畜産、家きんの災害対策に関すること。 2 家畜飼料の補給に関すること。 3 災害に伴う家畜伝染病予防及び防疫に関すること。
		農村整備班	農村整備課長	農地及び農業用施設の災害対策に関すること。
		林務班	林政課長 森林整備室長	森林、山地、林道、林業用施設の災害対策に関すること。
土木部	(部長) 土木部長 (副部長) 土木部技監 土木部次長 土木部参事監	監理班	監理課長 建設企画課長 盛土対策室長	部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関すること。
		都市計画班	都市政策課長	1 連続立体交差事業や土地区画整理事業等の災害対策に関すること。 2 都市公園その他都市施設の災害対策に関すること。 3 市街地での堆積土砂による災害対策に関すること。
		道路班	道路建設課長 道路維持課長	災害時における道路及び橋梁の使用及び災害対策に関すること。
		港湾・ 空港班	港湾課長	1 港湾の災害対策に関すること。 2 高潮対策に関すること。 3 空港の災害対策に関すること。
		河川班	河川課長	1 水防本部に関すること。 2 河川、溝きよ、水路及び樋管の災害対策に関すること。
		砂防班	砂防課長	1 土石流対策に関すること。 2 地すべり対策に関すること。 3 急傾斜地対策に関すること。 4 土砂災害防止法に関すること。
		建築班	建築課長 営繕課長	建築物及び宅地の災害防止に関すること。
		住宅班	住宅課長	1 県営住宅の災害対策に関すること。 2 災害住宅の建築に関すること。 3 住宅金融に関すること。
		用地班	用地課長	土木部所管にかかる公有財産の災害対策に関すること。
出納部	(部長) 出納局長 (副部長) 会計課長	出納班	会計課長	義援金の保管に関すること。
		物品管理班	物品管理室長	災害対策に係る物品の調達に関すること。
県営交通部	(部長) 交通局長 (副部長) 交通局管理部長	交通班	交通局管理部長	1 県営バスの被害状況の収集及びその対策に関すること。 2 県営バスによる避難住民・旅客等の運送の確保に関すること。

部名	部長・副部長 担当職	班名	班長担当職	事務分掌
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育次長	教育班	総務課長 教育環境整備課長 教職員課長 福利厚生室長 義務教育課長 高校教育課長 特別支援教育課長 児童生徒支援課長 生涯学習課長 学芸文化課長 体育保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学童及び授業の措置に関する事。 2 学校用教科書のあつせん調達に関する事。 3 教職員の罹災状況調査並びに見舞金等の給付及び貸付けに関する事。 4 部内の被害状況の収集及びその対策並びに連絡調整に関する事。
公安部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部首席参事官	警備実施班	警備課長	県警察災害警備本部との連絡に関する事。

地方本部の名称及び管轄区域並びに設置場所

(長崎県災害対策本部規程 別表第2)

名 称	管 轄 区 域	設置場所
長崎地方本部	長崎市、西彼杵郡	長崎振興局
県央地方本部	諫早市、大村市	県央振興局
島原地方本部	島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局
県北地方本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡	県北振興局
五島地方本部	五島市、南松浦郡	五島振興局
壱岐地方本部	壱岐市	壱岐振興局
対馬地方本部	対馬市	対馬振興局

(3) 災害警戒本部

(県防災企画課)

長崎県災害警戒本部設置要領

1 目 的

災害発生のおそれがある各種の気象警報及び噴火警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報などにより、各種災害の発生が予測されるとき及び震度4の地震が発生または津波注意報が発表されたときは、「長崎県災害警戒本部」(以下、「災害警戒本部」という。)を設置し、関係機関及び民間の協力を得て、災害対策にあたるものとする。

2 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時に発表される大雨注意報、噴火警報レベル2(本部長が必要と認めるとき)などにより各種災害の発生が予測されるとき

- ア 本部長 危機管理対策監
- イ 副本部長 防災企画課長、河川課長
- ウ 本部員 防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、河川課、道絡維持課の各課員

- (2) 震度4の地震が発生、津波注意報及び噴火警報レベル3が発表されたとき

- ア 本部長 危機管理対策監
- イ 副本部長 防災企画課長、河川課長
- ウ 本部員 防災企画課、基地対策・国民保護課、消防保安室、管財課、福祉保健課、農政課、河川課、道絡維持課の各課員
- エ 情報員 各部情報員(長崎県災害対策本部規程第7条関係)

- (3) 振興局で構成する「災害警戒地方本部」においては、管内地域が対象となる場合には本庁の「災害警戒本部」と同時または気象警報等の発表と同時に「災害警戒地方本部」を設置するものとする。

3 災害警戒本部での警戒体制

- (1) 原則として、本部員は各課2名以上とし常時当該課において警戒任務にあたるものとする。ただし、管財課員にあっては、状況により電気及び有線電話要員を配置するものとする。
- (2) 本部員は、あらかじめ各課長が勤務要員を定めておくものとする。
- (3) 各部情報員のうち1名を危機管理部の「災害警戒本部(防災室)」に常駐するものとする。なお、「災害警戒本部」が継続している場合でも、状況により常駐を解く場合がある。その時は各所管部の業務に従事するものとする。

4 初動対応

- (1) 本部長は、勤務時間中に気象警報の発表等、災害の発生が予見される場合には、その都度、庁内放送により、災害対策の速やかな初動体制の立ち上げに寄与するために職員に情報を提供するものとする。
- (2) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、勤務時間中にある場合は庁内放送をもって連絡し、勤務時間外にある場合は、本部員である課長に連絡するとともに課長の指示によりあらかじめ指名された本部員は速やかに本部勤務に服するものとする。
- (3) 本部長は災害警戒本部を設置したときは、ただちに警察本部、自衛隊長崎地方協力本

部、陸上自衛隊第16普通科連隊、海上自衛隊佐世保地方総監部、長崎海上保安部、日本赤十字社長崎県支部及び長崎地方気象台に連絡し、協力体制を確立するものとする。

- (4) 災害警戒本部の総括的な連絡調整は、防災企画課において行うものとする。

各本部員の所属課並びにその他の各部課で災害対策本部の「被害報告処理系統図」に準じて収集、把握した災害に関する情報は、各部課の所定の様式等により、速やかに防災企画課に報告するものとする。

また、災害警戒本部解散後、被害の状況、被害の種別、被害額等が判明または変動した場合には防災企画課へ報告を行うものとする。

なお、被害を被った県民の民生の安定のため、各部課で実施しようとする各種の対策については、その内容を防災企画課に報告するとともに、必要に応じ、その施策の内容を秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。

- (5) 本部長は、気象警報発表中、及び解除後においても被害情報等を取りまとめた場合は、臨時報を随時作成し、庁内各部主管課（出納局・教育庁を含む）各災害警戒地方本部並びに各報道機関に提供するとともに、必要に応じ、秘書課を通じて知事及び副知事等に報告するものとする。

5 広報及び情報の収集、伝達

災害警戒本部は、一般県民及び県が委嘱をしている各種のモニターなどから災害情報（危険箇所等）の通報について協力するよう呼びかけるため、新聞、ラジオ、テレビを通じて連絡に必要な事項を広報するものとする。

6 災害警戒本部の解散又は災害対策本部への切替の時期

- (1) 災害警戒対策本部の解散は、気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと認めるとき、本部長が解散する。
- (2) 災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策本部を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

長崎県災害警戒本部設置時における情報伝達方法

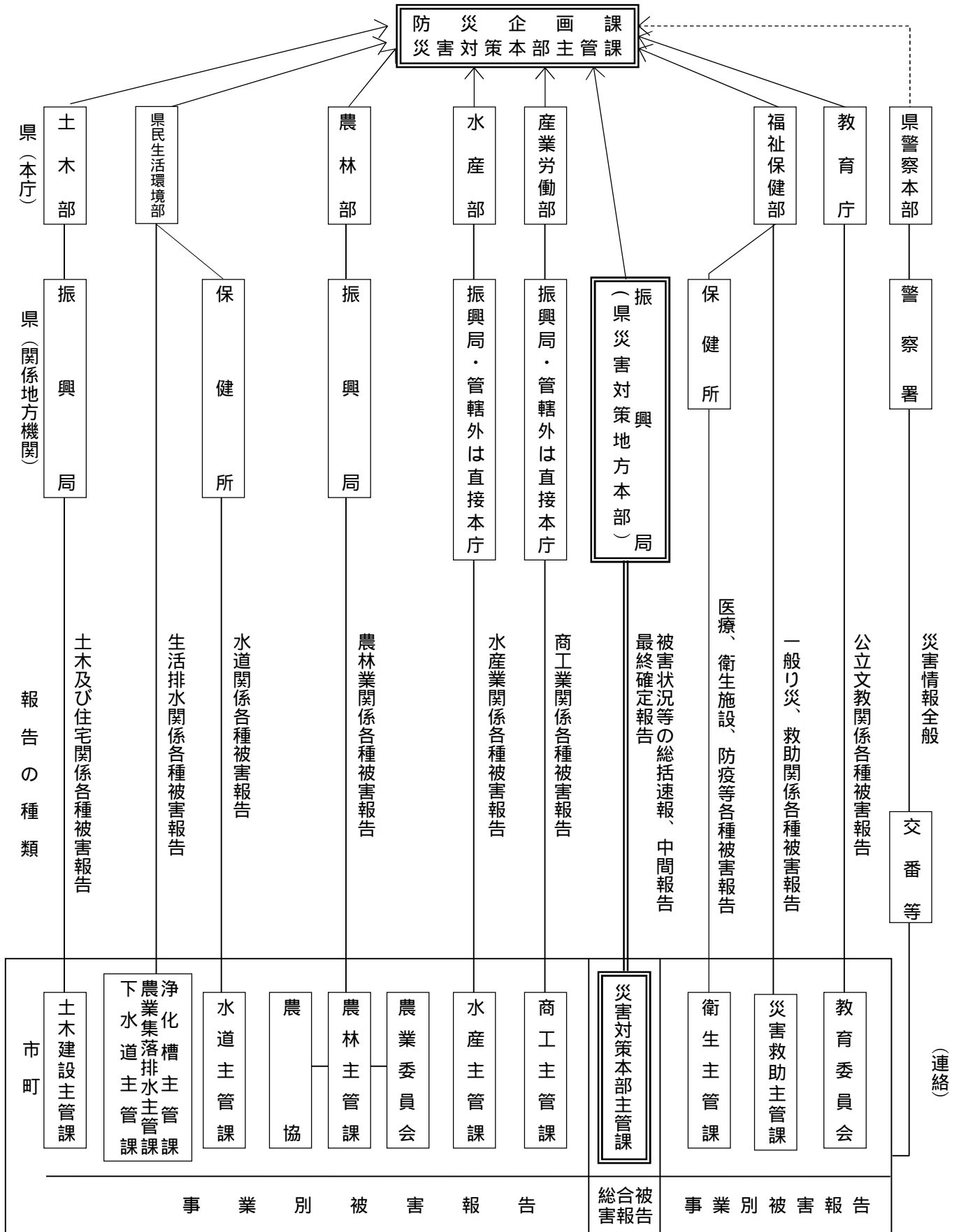
情報の種類	情報連絡先 各市町 消防本部 地方本部	普通科連隊 陸自第16
大雨・低気圧・大雪に関する情報		
警報・注意報の発令、解除		
台風情報		
震度情報（県内震度4以上）		
津波警報等		

： F A X 送信

附則

平成 11 年 9 月 17 日改正	平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 12 年 4 月 1 日改正	平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 13 年 4 月 1 日改正	平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 15 年 4 月 1 日改正	平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 16 年 4 月 1 日改正	令和 5 年 4 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正	令和 6 年 2 月 1 日改正

被害報告処理系統図(市町 県)



(4) その他

特殊重大災害発生時における初動体制要領

(県基地対策・国民保護課)

- 1 長崎県は、特殊重大災害が発生した場合は、初動措置の迅速適正化をはかるため、ただちに危機管理対策監を本部長とする対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。
前項の特殊重大災害の認定基準および初動措置の主管所属は、別表 1 のとおりとする。
本部の設置場所は、原則として行政棟 3 階災害対策本部室に置く。ただし支障ある場合は基地対策・国民保護課に置くことが出来る。
- 2 本部の編成およびその任務は別表 2 のとおりとする。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その事務を代行する。
- 4 基地対策・国民保護課長は、特殊重大災害を覚知したときは、危機管理対策監の命をうけて、本部の設置を発令し、初動措置にあたるものとする。
- 5 関係所属長は、上記の編成に基づき本部要員としてあらかじめ所属職員のなかから「正」「副」を指定しておくものとする。
- 6 特殊重大災害の発生を覚知した本部要員は、速やかに本部に参集してあらかじめ定められた任務にあたるものとする。
本部要員を招集するときは、主管所属が行うものとする。
- 7 本部内における要員の配置は、おおむね別表 3 のとおりとする。
 - (1) 特殊重大災害発生時の連絡系統は別表 4 のとおりとする。
 - (2) 基地対策・国民保護課長は、発生した災害の性格、規模、推移により本部員を適宜増減することが出来るものとする。
 - (3) 本部を設置した場合は、国及び関係機関ならびに市町との間の連絡は一切本部において行うものとする。
 - (4) 市町が行う県に対する即報様式は別表 5 のとおりとする。
 - (5) 市町が行う自衛隊、医療機関系応援、派遣要請の様式は別表 6 ~ 7 のとおりとする。
 - (6) 災害即報および派遣要請要領は、執務時間中にあつては F A X、夜間、休日にあつては電話によるものとする。

附則

令和 5 年 4 月 1 日改正

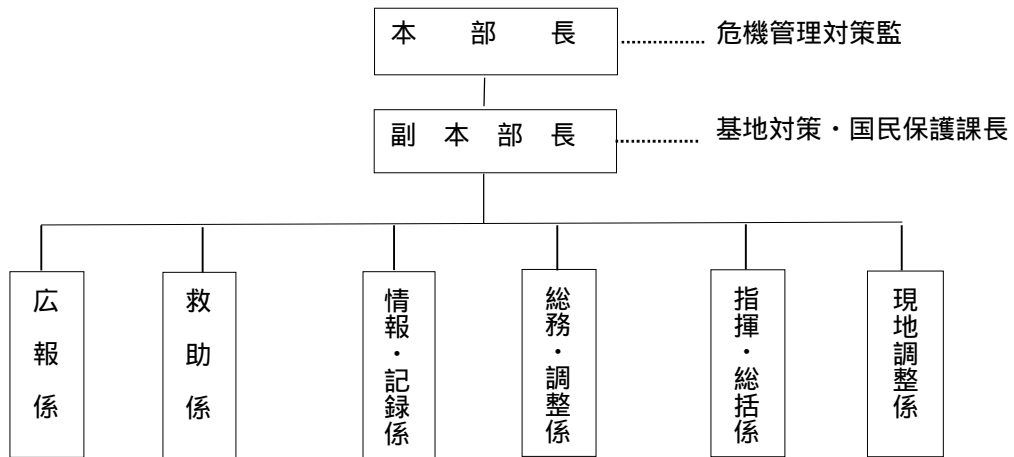
別表 1

特殊重大災害認定基準及び主所属

災害種別	災 害 の 態 様	主 管 所 属
航 空 機 災 害	旅客機墜落事故 人家密集地域への航空機墜落事故	基地対策・国民保護課 交通政策課 ○福祉保健課 港 湾 課
船 舶 災 害	船舶の衝突、沈没、転覆、火災等による死傷者多数の事故	基地対策・国民保護課 交通政策課 福祉保健課 漁 政 課 港 湾 課
列 車 ・ 自 動 車 災 害	交通事故による死傷者多数の事故 列車衝突、転覆による死傷者多数の事故	基地対策・国民保護課 交通政策課 福祉保健課 交通・地域安全課
火 災 災 害	人家密集地域または旅館、劇場、デパート、学校等多数人の往来する建物における火災で死傷者が多数の事故 トンネル、炭坑等における火災で死傷者多数の事故	基地対策・国民保護課 福祉保健課 経営支援課 企業振興課 道路維持課 教育庁教育政策課
爆 発 災 害	ガス、火薬類の爆発による死傷者多数の事故 トンネル、炭坑における爆発で死傷者多数の事故	基地対策・国民保護課 福祉保健課 企業振興課 道路維持課
雑 踏 災 害	雑踏による死傷者多数の事故 公営競技での紛争等に伴う死傷者多数の事故	基地対策・国民保護課 福祉保健課
そ の 他	社会的に反響が大きい事故	基地対策・国民保護課 ○関係所属
死 傷 者 多 数 の 事 故 と は	死者がおおむね 10 人以上の場合（含行方不明） 死傷者がおおむね 30 人以上の場合 重傷者がおおむね 50 人以上の場合 負傷者がおおむね 70 人以上の場合 死者等の国籍は問わない	

凡例 印は窓口所属を示す。

別表2 本部の編成及び任務



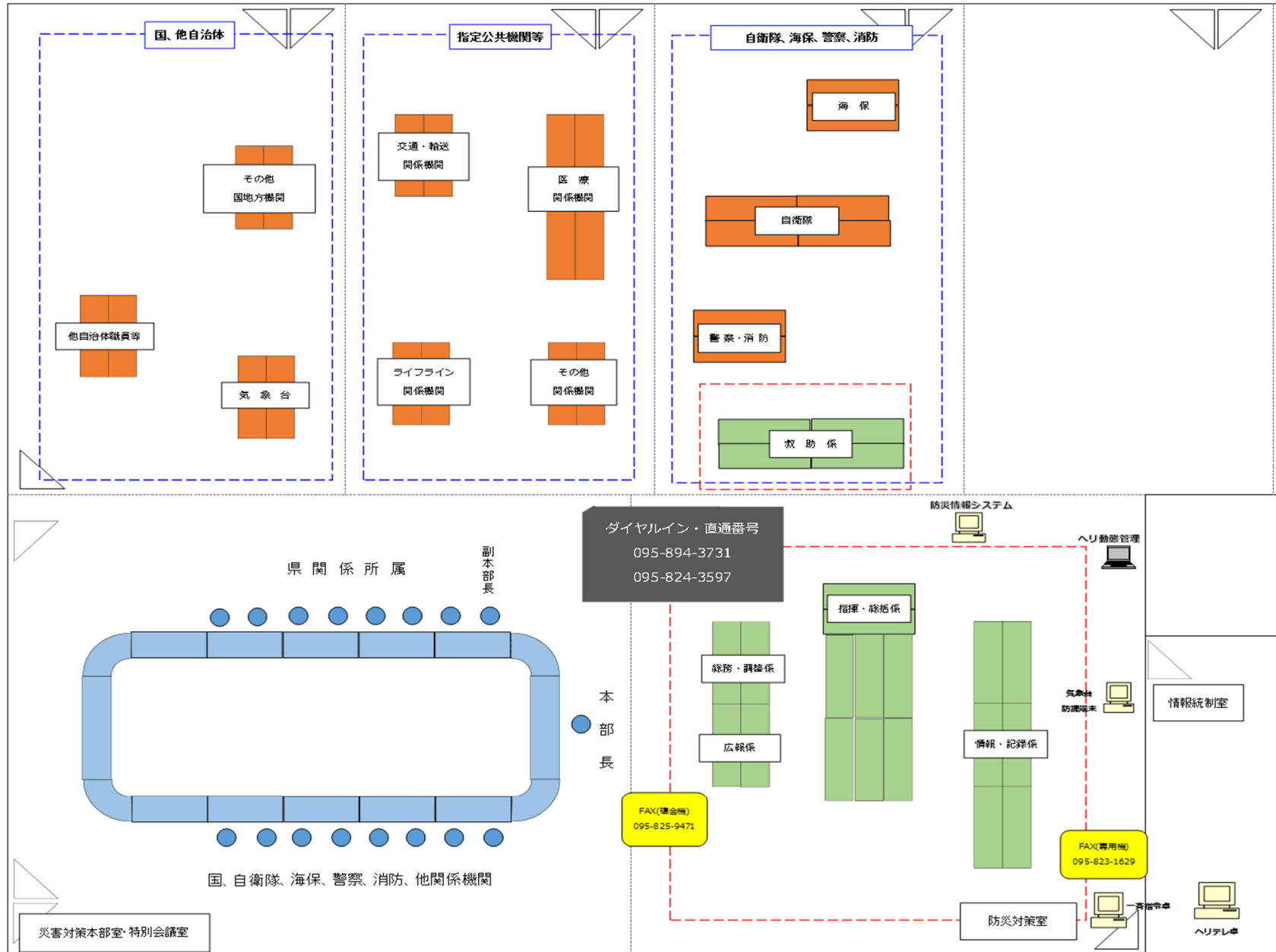
係	主な任務	所属
指揮・総括係	指揮・総括に関する事。 自衛隊等への災害派遣要請、活動調整に関する事。	基地対策・国民保護課
総務・調整係	対策本部会議の資料及び議事録作成等に関する事。 関係所属との連絡調整に関する事。	基地対策・国民保護課
情報・記録係	災害情報全般の収集・整理・要約に関する事。 各機関への情報伝達に関する事。	○防災企画課 消防保安室 福祉保健課 関係所属
救助係	県防災ヘリコプターの運航調整に関する事。 各消防機関からの情報収集、活動調整に関する事。	消防保安室
広報係	報道機関への連絡発表に関する事。	広報課
現地調整係	現地調整所における関係機関との連絡調整に関する事。	基地対策・国民保護課 関係所属

凡例 印は窓口所属を示す。

所 属 别	広 報	基 地・国 民保 護	管 財	福 祉 保 健	交 通・地 域安 全	産 業 政 策	漁 政	道 路 維 持	港 湾	教 育 政 策
人 員	1	7	1	3	1	1	1	2	1	1
合 計	19									

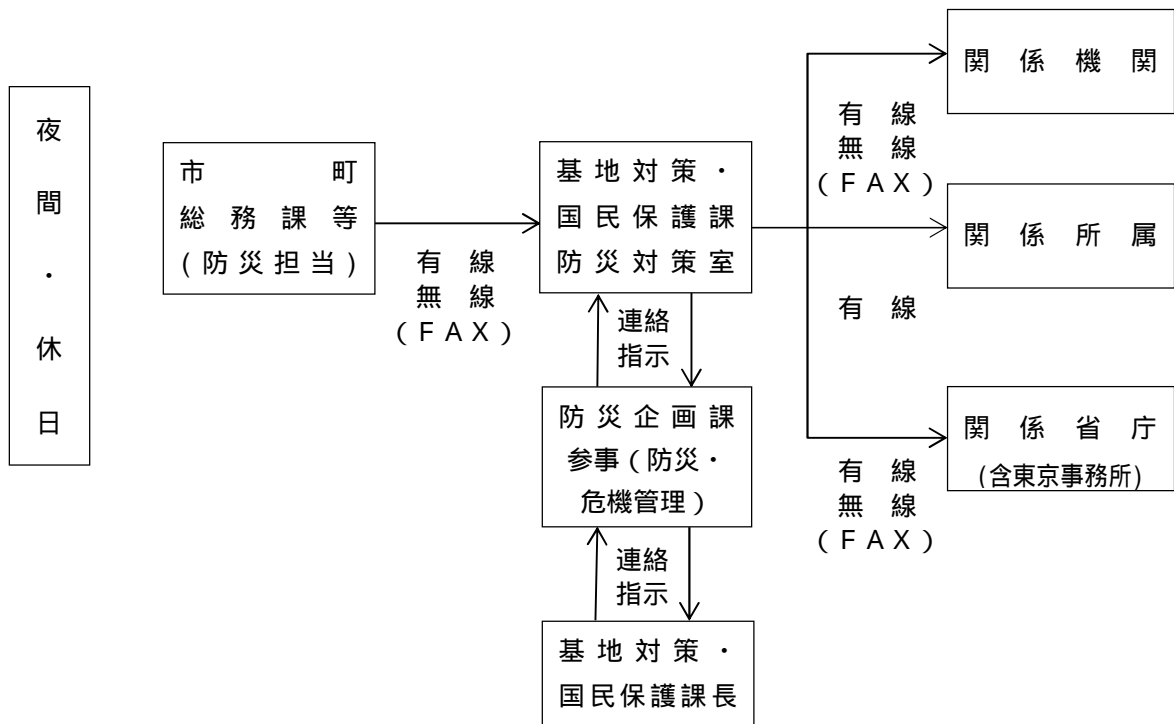
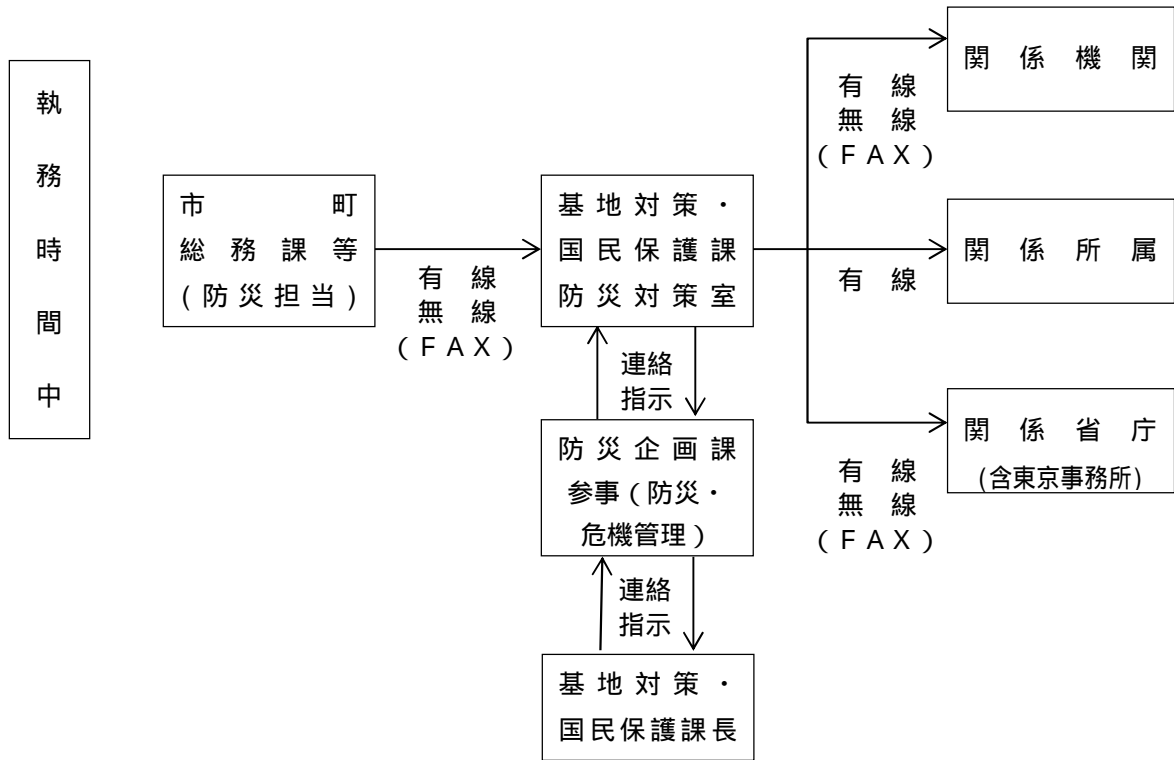
別表3

特殊重大災害対策本部配置図（県庁行政棟3階）



別表4

災害発生時の連絡系統表



- 1 災害種別の例示に該当するか否かを自己判断することなく、直ちに参事に連絡すること
- 2 発生直後は、死者数が不明であることから、死者数にとらわれず、直ちに参事に連絡すること

別表 5

特 殊 重 大 災 害 速 報					
1	報 告 日 時	年 月 日 時 分			
2	報 告 市 町 村	市 町 番 地		TEL	() -
				担当	送 受
3	発 生 日 時				
4	発 生 場 所				
5	災 害 種 別				
6	概 況				
7	被 害 状 況	死 亡		物 的 損 害	
		行方不明			
		重 傷			
		軽 傷			
		合 計			
8	応 急 措 置	これまでにと った措置			
		今後の見と おし			
		応援の必要 性について			

別表 6

特殊重大災害発生時における災害派遣要請書

受 理	月 日 時 分	市 町 名		担 当 者 名	TEL[] () ~ ()
	災 害 (事 故) 発 生 日 時				
	災 害 (事 故) 発 生 場 所				
	災 害 (事 故) 名				
	派 遣 を 要 請 す る 事 由				
派 遣 を 希 望 す る 期 間					
派 遣 を 要 請 す る 区 域 及 び 活 動 内 容					

別表 7

大規模災害時における長崎県医師会医療救護班派遣要請書

受 理	月 日	市 町 名		担 当 者 名		T E L F A X
	時 分					
災 害 事 故 の 状 況	災 害 (事 故) 発 生 日 時	年 月 日				
	災 害 (事 故) 発 生 場 所					
	災 害 (事 故) 名					
	派 遣 を 要 請 す る 事 由					
派 遣 を 希 望 す る 期 間		年 月 日 () から 年 月 日 () まで () 日 間				
派 遣 を 要 請 す る 場 所						

雲仙岳火山防災協議会規約

(県防災企画課)

(目的)

第1条 雲仙岳火山防災協議会(以下「協議会」という。)は、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号。以下「法」という)第4条第1項の規定に基づき、雲仙岳において想定される火山現象(溶岩ドーム崩壊を含む。)の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長崎県、島原市、雲仙市及び南島原市が共同で設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 雲仙岳に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 長崎県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 島原市、雲仙市及び南島原市の防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項(避難指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市への助言に関することを含む)

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長1名を置く。
- 3 会長は、長崎県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 会長が協議会に出席できないときは、あらかじめ会長が指名する構成員にその権限を委任することができる。
- 6 構成員が協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(協議会の開催)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 3 協議会は必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会の構成員は、法第4条第3項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項については、協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第6条 協議会の所掌事務を円滑に進めるために、雲仙岳火山防災協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者で構成する。

- 3 幹事に、幹事長1名を置く。
- 4 幹事長は、長崎県防災企画課長が務める。
- 5 幹事長は、幹事会の座長となり、議事を整理する。
- 6 幹事長は、幹事会の議題に応じて、幹事長が必要と認める範囲の幹事会会員を招集することができる。また、幹事会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 7 第1条の目的を達成するために、幹事長が必要と認める場合は、幹事に専門部会を設置するものとする。

(溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会)

第7条 溶岩ドームの調査、観測、崩壊危険度判定、情報提供、避難等を円滑に進めるために、

「溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会(以下「分科会」という。)」を置く。

- 2 分科会は、別表第3に掲げる者で構成する。
- 3 分科会に、分科会長1名を置き、分科会長は幹事長が兼務する。
- 4 分科会長は、分科会の座長となり、議事を整理する。
- 5 分科会長は、分科会の議題に応じて、分科会長が必要と認める範囲の分科会会員を招集することができる。また、分科会会員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 6 分科会長は、異常時、緊急時等、臨時に分科会を開催する必要があると認める際は、分科会長が必要と認める分科会員で臨時に分科会を開催するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、以下の機関が合同で行い、窓口を長崎県防災企画課に置く。

長崎県防災企画課

島原市市民安全課

雲仙市危機管理課

南島原市防災課

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月14日から施行する。
- 2 雲仙岳防災連絡会議の業務は、協議会が引き継ぐものとする。
- 3 この規約は、平成28年8月19日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年2月15日から施行する。
- 5 この規約は、平成29年5月18日から施行する。
- 6 この規約は、平成30年1月30日から施行する。
- 7 この規約は、平成30年5月31日から施行する。
- 8 この規約は、令和2年2月4日から施行する。
- 9 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 10 この規約は、令和3年4月28日から施行する。
- 11 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

12 この規約は、令和5年4月3日から施行する。

(別表第1) 雲仙岳火山防災協議会構成員

区分(法第4条第2項中 該当する号)	所 属	職 名(氏 名)	備考
都道府県(第1号)	長崎県	知事	会長
市町村(第1号)	島原市	市長	
	雲仙市	市長	
	南島原市	市長	
地方気象台等 (第2号)	気象庁福岡管区気象台	気象防災部長	
	気象庁長崎地方気象台	台長	
地方整備局(第3号)	国土交通省九州地方整備局	局長	
陸上自衛隊(第4号)	陸上自衛隊第16普通科連隊	連隊長	
警察(第5号)	長崎県警察本部	本部長	
消防(第6号)	島原地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	
	県央地域広域市町村圏組合消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	九州大学	名誉教授 清水 洋 教授 松島 健	
	鹿児島大学	名誉教授 下川 悦郎	
	長崎大学	名誉教授 高橋 和雄 教授 蔣 宇静	
	北海道大学	教授 山田 孝	
	一般社団法人 減災・復興支援機構	理事長 木村 拓郎	
	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部	土砂災害研究室長 瀧口 茂隆	
その他 (第8号)	環境省雲仙自然保護官事務所	上席自然保護官	
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署	署長	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川 国道事務所	事務所長	
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・ 空港整備事務所	事務所長	
	国土地理院九州地方測量部	部長	
	海上保安庁長崎海上保安部	海上保安部長	
	海上保安庁三池海上保安部	海上保安部長	
	一般社団法人島原半島観光連盟	会長	
	雲仙ロープウェイ株式会社	代表取締役社長	
	島原鉄道株式会社	代表取締役社長	
	株式会社ドコモCS九州長崎支店	支店長	
	株式会社KDDI九州総支社	九州総支社長	
	ソフトバンク株式会社九州ネットワー ク技術部	部長	
	長崎県	危機管理部長	

令和5年4月3日時点

(別表第2) 雲仙岳火山防災協議会幹事会会員

区分	所属	職名(氏名)	備考
火山専門家	九州大学	名誉教授 清水 洋 教授 松島 健	
	鹿児島大学	名誉教授 下川 悦郎	
	長崎大学	名誉教授 高橋 和雄 教授 蔣 宇静	
	北海道大学	教授 山田 孝	
	一般社団法人 減災・復興支援機構	理事長 木村 拓郎	
	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部	土砂災害研究室長 瀧口 茂隆	
国	気象庁福岡管区気象台	火山防災情報調整官	
	気象庁長崎地方気象台	防災管理官	
	国土交通省九州地方整備局	火山防災対策分析官	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	技術副所長	
		総括保全対策官	
	国土交通省九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所	副所長	
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署治山グループ	総括治山技術官	
環境省雲仙自然保護官事務所	上席自然保護官		
県	長崎県危機管理部防災企画課	課長	幹事長 事務局
	長崎県県民生活環境部自然環境課	課長	
	長崎県農林部森林整備室	室長	
	長崎県土木部砂防課	課長	
	長崎県島原振興局管理部	総務課長	
市	島原市市民部市民安全課	課長	事務局
	雲仙市総務部危機管理課	課長	事務局
	雲仙市建設部監理課	課長	
	南島原市総務部防災課	課長	事務局
陸上自衛隊	陸上自衛隊第16普通科連隊	第16普通科連隊長	
警察	長崎県警察本部警備部警備課	課長	
	九州管区警察局長崎県情報通信部機動通信課	課長	
	長崎県島原警察署	警備課長	
	長崎県雲仙警察署	警備係長	
	長崎県南島原警察署	警備係長	
消防	島原地域広域市町村圏組合消防本部警防課	警防課長	
	県央地域広域市町村圏組合消防本部警防救急課	警防救急課長	
海上保安部	海上保安庁長崎海上保安部警備救難課	警備救難課長	
	海上保安庁三池海上保安部警備救難課	警備救難課長	

令和5年4月3日時点

(別表第3) 溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会会員

区分	所属	職名(氏名)	備考
火山専門家	九州大学	名誉教授 清水 洋	
	鹿児島大学	名誉教授 下川 悦郎	
	長崎大学	名誉教授 高橋 和雄	
		教授 蔣 宇静	
	北海道大学	教授 山田 孝	
	一般社団法人 減災・復興支援機構	理事長 木村 拓郎	
	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部	土砂災害研究室長 瀧口 茂隆	
国	気象庁福岡管区气象台	火山防災情報調整官	
	気象庁長崎地方气象台	防災管理官	
	国土交通省九州地方整備局	火山防災対策分析官	
	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所	技術副所長	事務局
	林野庁九州森林管理局長崎森林管理署治山グループ	総括治山技術官	
県	長崎県危機管理部防災企画課	課長	分科会長 事務局
	長崎県土木部砂防課	課長	事務局
	長崎県島原振興局管理部	総務課長	
市	島原市市民部市民安全課	課長	
	雲仙市総務部危機管理課	課長	
	南島原市総務部防災課	課長	

農林部災害対策本部設置要領

(県農政課)

昭和 52 年 2 月改定
昭和 58 年 3 月改定
平成 5 年 4 月改定
平成 15 年 4 月改定
平成 21 年 4 月改定
平成 22 年 6 月改定
平成 23 年 5 月改定
平成 24 年 5 月改定
令和 3 年 3 月改正
令和 5 年 3 月改正

第 1 条 方 針

- 1 農林部災害対策本部（以下「農林災対本部」という。）は、農林業に関して甚大な被害の発生が予想される場合及び甚大な被害が発生した場合に設置する。
- 2 農林災対本部は、長崎県対策本部が設置された場合は、長崎県災害対策本部農林部に移行する。

第 2 条 設 置

- 1 農林災対本部の設置時期は、農林部長が決定し、設置場所は、農政課とする。
- 2 農林災対本部には、災害の種類により、水害、風害、雪害、干害、噴火等の名称をつける。
- 3 農林災害対策本部を設置した場合は、概ね次の機関に連絡する。

ア 県各部

危機管理監（危機管理課）
議会事務局

イ 県地方機関

振興局（農林部関係各課、総務課）
農林技術開発センター
長崎県東京事務所

ウ 農林水産省

九州農政局（企画調整室）
九州農政局長崎県拠点
林野庁
九州森林管理局

エ 農林業団体

農業協同組合中央会
全国共済農業協同組合連合会長崎県本部
農業共済組合連合会
農業会議
土地改良事業団体連合会
森林組合連合会
全国農業協同組合連合会長崎県本部
長崎花き園芸連合会
酪農業協同組合連合会
西九州たばこ耕作組合

オ その他

報道関係一県政記者室
財務省長崎財務事務所
県市長会
日本政策金融公庫長崎支店農林水産事業

第3条 解 散

- 1 農林災对本部の解散時期は、原則として災害に関する諸般の対策が関係課のみで措置できる見通しとなったときとし、農林部長が決定する。
- 2 農林災对本部を解散した場合は、第2条の3に掲げる機関に関係各班から通知する。

第4条 組織及び構成

- 1 本部長は、農林部長、副本部長は農林部次長とする。
- 2 本部員は農林部及び各課（室）の職員をもって充てる。
- 3 農林災对本部は、別紙1の所掌事務を処理するため、次に掲げる班をおき、各課長が班長となる。

農政班、団体検査指導班、農業経営班、農産園芸班、畜産班、農村整備班、林務班

- 4 災害の状況により、地方本部を設置する必要がある場合は、別途、本部長から文書通知をするものとする。

第5条 担当事務

- 1 本部長は、本部事務を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったときは、本部長の事務を代行する。
- 3 本部会議は、本部長、副本部長、参事監、各課（室）長をもって構成し、災害予防、災害対策、その他災害に関する重要な事項について協議する。
- 4 各班の所掌事項は別紙1に掲げる事務とする。

第6条 人員配備

- 1 農林災对本部が設置されたとき（又は県災害対策本部農林部に移行したとき）は、災害の状況によって次の配備により各班の職員配置を行うものとするこの場合の配備分担はあらかじめ、各班において配置しておくものとする。

2 第1 配備

災害発生のおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合。

3 第2 配備

局地的な被害又は相当な被害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合。

4 第3 配備

全地域にわたって甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合。

5 残留要員

上記配備要因以外の職員は残留要員とし、各班長の指示を受けるものとする。

第7条 体 制

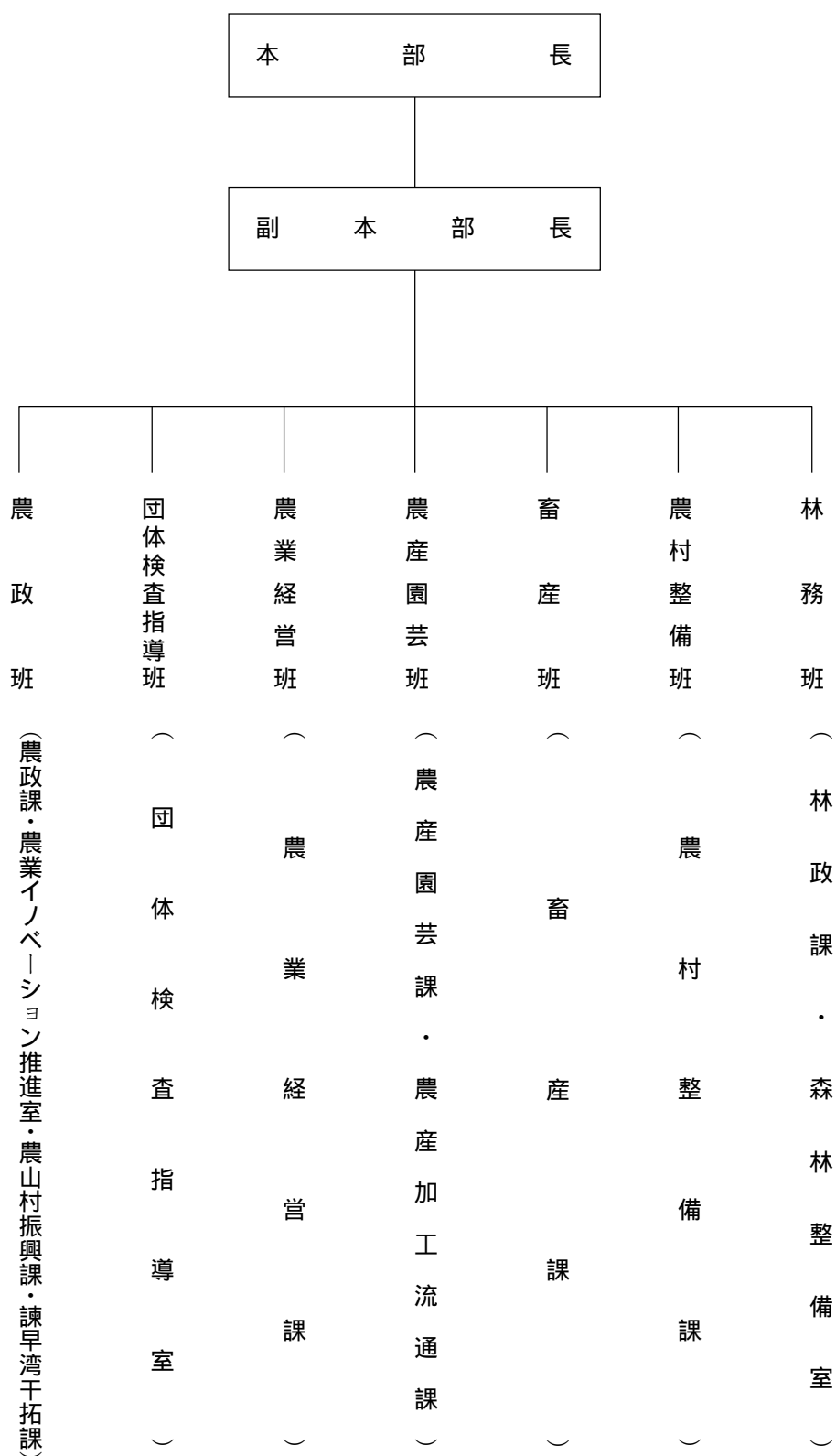
- 1 班員の連絡方法は、あらかじめ各班長が掌握しておくものとする。
- 2 班員は、通信報道関係その他の情報によって被害の発生を知り、農林災害対策本部が設置された場合又は設置が推察される場合は、直ちに班長の指示を受けるものとする。
- 3 各班は、非常災害に対して、あらかじめ、トランジスターラジオ、懐中電灯、ロウソク等の非常用品並びに現場向き服装の準備等しておくものとする。
- 4 この要領に定めない事項については、農林部災害対策執務要領によるものとする。

第8条 災害警戒体制

- 1 次の警報が発せられる等重大な災害の発生が予測されるときに災害警戒体制を敷き、常時農政課において農政班が警戒任務にあたり、農林災对本部の設置等に備えるものとする。
大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報、津波警報等（気象庁本庁）
- 2 上記の警報が解除される等、重大な災害発生の恐れがなくなったときは、災害警戒体制を解くものとする。

農林災害対策本部各班の所掌事務

班 名	所 掌 事 務
農 政 班	1. 農林災对本部に関する事。 2. 本部会議に関する事。 3. 被害状況の収集・集計及び災害対策の企画に関する事。 4. 災害対策の連絡調整並びに部外機関との連絡に関する事。 5. 農林部全般の災害関係庶務事務の連絡及び調整に関する事。 6. 災害に伴う農畜産物等の技術対策の策定に関する事。
団 体 検 査 指 導 班	1. 農業団体及び農協共同利用施設の被害調査及び対策に関する事。
農 業 経 営 班	1. 農林災害金融に関する事。
農 産 園 芸 班	1. 農作物の災害対策に関する事。 2. 救援（米穀）に関する事。 3. 農作物の種苗の確保に関する事。 4. 農業災害補償（農業共済）に関する事。
畜 産 班	1. 家畜及び家きんの災害対策に関する事。 2. 家畜飼料の補給に関する事。 3. 災害に伴う家畜伝染病予防及び防疫に関する事。
農 村 整 備 班	1. 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害対策に関する事。 2. 農地及び農業用施設の応急対策並びに災害復旧に関する事。
林 務 班	1. 森林、山地、林道及び林業用施設の被害調査並びに災害対策に関する事。 2. 山地、林道及び林業用施設災害の応急対策並びに災害復旧に関する事。 3. 森林国営保険に関する事。



農林部災害対策執務要領

(県農政課)

昭和 41 年 4 月 22 日 決定
昭和 43 年 6 月 10 日 改定
昭和 44 年 4 月 12 日 改定
昭和 46 年 6 月 4 日 改定
昭和 52 年 2 月 7 日 改定
昭和 53 年 5 月 16 日 改定
昭和 58 年 3 月 - 日 改定
平成 6 年 3 月 22 日 改定
平成 15 年 4 月 1 日 改定
平成 17 年 5 月 16 日 改定
平成 21 年 5 月 25 日 改定
平成 22 年 6 月 30 日 改定
平成 23 年 5 月 16 日 改定
平成 24 年 5 月 29 日 改定

第 1 条 方 針

- 1 台風、豪雨、豪雪、低温、干ばつ等により発生した農林関係の被害状況を的確に把握し、事後指導及び金融措置等の早期対策を講ずるため、この要領を定める。
- 2 災害対策事務は、被害を受けた地域が局地的又は被害状況が軽微で、一般事務として対策を講ずる場合と、被害を受けた地域が広くて又は被害の状況が甚大で、農林部として災害対策本部の措置が必要な場合に分ける。
- 3 農林部災害対策本部設置要領は別に定める。

第 2 条 組 織

災害の状況及び被害等のとりまとめは、農林部災害対策本部設置要領に定める部内各課分掌事務に基づき分担し、農政課が総括する。

第 3 条 被害報告

- 1 災害発生に際しては、農畜産物及び、関係施設は振興局の農業関係課、農地及び農業用施設については振興局の農村整備関係課、並びに林地、林道、林業関係については振興局の林務関係課が速やかに市町からの報告を受け、市町、農協、九州農政局（長崎県拠点）と協議確認のうえ管内市町分をとりまとめ別記 1 により所管課に報告する。
農協等共同利用施設については団体検査指導室が速やかに農業協同組合から別記 1 より報告を受けるものとする。
- 2 被害報告を受けた各課は、所掌事項についてとりまとめ農政課に報告するとともに、関係省庁に報告する。
- 3 農政課は、農林被害全体についてとりまとめ、関係機関に報告する。
- 4 農林被害の伝達経路は、別記 2 のとおりとする。
- 5 第 3 条の 1 の各振興局は、管内市町からの報告がない場合においても、災害発生の事実が認められる場合は、関係市町に確認して、前記の報告を行うものとする。なお、被害の状況について、管内市町別に整理し保管しておくものとする。
- 6 災害時の気象情報の収集は、各被害の担当課で行ない、関係省庁への報告をするとともに、農政課に報告する。
- 7 農林被害全体の被害報告は、別紙 1 のとおりとする。

- 8 農業関係の被害報告は、別紙 2 のとおりとする。
- 9 農村整備関係の被害報告は、別紙 3 のとおりとする。
- 10 林務関係の被害報告は、別紙 4 のとおりとする。

第 4 条 災害対策

- 1 技術指導対策は、関係各課が所管に応じて行ない内容を農政課へ連絡する。
- 2 農林産物の災害技術対策は、農産園芸課、森林整備室を中心に別紙 6 を基本として行なうものとする。

第 5 条 被害の公表

- 1 被害状況の公表は、本部長（農林部長）が行なうものとする。
- 2 公表資料は、関係各課で準備し、農政課へ連絡するものとする。

第 6 条 定 義

- 1 「被害」とは、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、低温、干ばつ、降霜、降ひょうその他の異常な天然現象もしくは大規模な火事その他の大規模な事故等により生じた災害又は当該被害が主因となって発生もしくは著しく増加した病虫害等によって農林業が受けた被害をいう。
- 2 「被害額」とは、施設等被害についてはその施設等の再取得価格又は復旧額、生産物被害については農林部で作成した農産物価格又は公定価格のあるものは当該公定価格に被害数量を乗じて得た額をいう。

第 7 条 その他

- 1 災害関係の事務処理については緊急の場合に対処できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。
- 2 災害の調査及び対策指導に当たっては、県地域防災計画及び市町防災計画と十分な整合性をとり実施するものとする。
- 3 この要領に定めない事項については、必要に応じて農林部長が別に定めるものとする。

別記 1

農林業関係被害報告

1 報告の種類

1) 発生報告

被害発生当日～翌日の正午までに、概ね次の事項について電話等により報告する。

- ア 災害の種類
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 被害に対してとった措置
- カ 雨量（日雨量・最大時間雨量）
- キ その他必要な事項

2) 速報……被害発生後、翌日までに報告し、2～3日ごとに、第3報まで被害報告の該当事項について電話等により報告する。

3) 概況報告……被害発生後10日以内に、被害報告様式の該当事項について文章により報告する。ただし、農業関係被害については、5日以内に、または冷害、干害等長期にわたる被害の場合にあっては、被害が終息するまで7日毎に報告する。

4) 確定報告……被害発生後 20 日以内に、被害報告様式の該当事項について文書により報告する。

ただし、その内容が前項の被害概況報告と同一の場合は、同報告をもって、これに代えることができるものとする。

2 報告書作成上の注意事項

1) 参考資料の提出

被害状況をより明らかにするため、参考資料として気象概況、被害状況写真、一般被害状況（例えば河川の増水及び氾濫状況、人家及び土木建造物の被害状況等）を被害報告に添付して提出するものとする。

2) 2以上の災害が併発又は重複して発生した場合には、できるだけ分離して被害を把握するものとし、分離が不可能な場合には、主たる災害の名称を記入し、備考として他の災害が発生している旨を記入するものとする。

長期被害が発生した場合は、総被害額に重複が生じないよう特に留意する。

3) 農作物の総栽培面積については、農林水産省大臣官房統計部が公表している作物はその面積を、公表前のもので変動の少ない場合は前年の面積を、変動が大きい場合には推定値を、その他の農作物については各機関で調査した面積を用いることとする。

4) 農作物の 10 アール当り平年収量については、農林水産省大臣官房統計部で作成している作物は、その作成した数値を利用し、地域別の収量差の大きい作物及びその他については、前 5 か年のうち、最高、最低値を徐く 3 か年平均値を採用すること。

5) 農産物の被害額算定に使用する単価及び果樹の被害評価基準に使用する育成値については、前年度 2 月末日までに、関係課により決定する。

耕地被害、林務被害については、各所管で決定した単価を使用する。

6) その他農林業被害報告について問題を生じた場合は、農政課と十分協議してその取扱いを適正にする。

3 報告部数

1) 文章で報告する場合の提出部数は、1 部とする

2 防災機関の緊急連絡先一覧表

(県防災企画課)

機 関 名	通 常 時 電 話 番 号	休 日 ・ 夜 間 電 話 番 号
国		
内閣府	代表 03-5253-2111	代表 03-5253-2111
消防庁	代表 03-5253-5111	宿直室 03-5253-7777
九州管区警察局	長崎県警察本部代表 095-820-0110	代表 092-622-5000
九州厚生局	代表 092-707-1115	代表 092-707-1115
九州農政局	代表 096-211-9111	代表 096-211-9111
長崎県拠点	地方参事官室 095-845-7121	地方参事官室 095-845-7121
九州防衛局	地方調整課 092-483-8816	当直室 092-483-8832
九州地方整備局	防災室 092-476-3544	代表 092-471-6331
長崎河川国道事務所	防災課 095-839-9897	代表 095-839-9211
長崎港湾・空港整備事務所	保全課 095-878-5203	副所長 090-5486-4126
九州経済産業局	企画部総務課 092-482-5405	企画部総務課 090-7396-9444
九州産業保安監督部	管理課 092-482-5927	
福岡財務支局長崎財務事務所	総務課 095-827-7095	
九州総合通信局	防災対策推進室 096-326-7334	防災対策推進室長 090-2510-6263
九州森林管理局	企画調整課 096-328-3511	企画調整課 096-328-3512
長崎森林管理署	総務グループ 0957-41-6911	
長崎海上保安部	警備救難課 095-827-5134	警備救難課 095-827-5134
佐世保海上保安部	警備救難課 0956-31-6003	警備救難課 0956-31-6003
対馬海上保安部	警備救難課 0920-52-0118	警備救難課 0920-52-0118
大阪航空局長崎空港事務所	総務課 0957-53-6151	
九州運輸局	安全防災・危機管理課 092-472-2318	
長崎運輸支局(本庁舎、東長崎庁舎、佐世保)	総務企画担当 095-822-0010	総務企画担当 090-7581-7034
長崎地方気象台	095-811-4862	095-811-4861
長崎労働局	総務課 095-801-0020	
国土地理院九州地方測量部	代表 092-411-7881	防災情報管理官 090-4343-0877
九州地方環境事務所	総務課 096-322-2400	総務課
自衛隊		
陸上自衛隊第16普通科連隊	代表 0957-52-2131	代表 0957-52-2131
" 対馬警備隊	代表 0920-52-0791	代表 0920-52-0791
海上自衛隊佐世保地方総監部	代表 0956-23-7111	代表 0956-23-7111
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	代表 092-581-4031	代表 092-581-4031
県		
災害対策本部	危機管理課 095-824-3597	防災対策室 095-825-7855
長崎県警察本部	代表 095-820-0110	代表 095-820-0110
長崎振興局	代表 095-844-2181	代表 095-844-2181
県央振興局	代表 0957-22-0010	代表 0957-22-0010
島原振興局	総務課 0957-63-5036	代表 0957-63-0111
県北振興局	総務企画課 0956-22-0374	代表 0956-23-4211
五島振興局	総務課 0959-72-4852	代表 0959-72-2121
壱岐振興局	総務課 0920-47-4396	代表 0920-47-1111
対馬振興局	総務課 0920-52-1206	代表 0920-52-1311
消防局(本部)		
長崎市消防局	代表 095-822-0119	代表 095-822-0119
佐世保市消防局	代表 0956-23-5121	代表 0956-23-5121
平戸市消防本部	代表 0950-22-3167	代表 0950-22-3167
松浦市消防本部	代表 0956-72-1211	代表 0956-72-1211
対馬市消防本部	代表 0920-52-2691	代表 0920-52-2691
壱岐市消防本部	代表 0920-45-3037	代表 0920-45-3037
五島市消防本部	代表 0959-72-3131	代表 0959-72-3131
新上五島町消防本部	代表 0959-42-0119	代表 0959-42-0119
県央地域広域市町村圏組合消防本部	代表 0957-23-0119	代表 0957-23-0119
島原地域広域市町村圏組合消防本部	代表 0957-62-7711	代表 0957-62-7711
公共機関		
日本銀行長崎支店	総務課 095-820-6110	
日本赤十字社長崎県支部	事業推進課 095-846-0680	事業推進課長 090-7152-1222
日本放送協会長崎放送局	企画総務 095-821-1115	放送部 095-821-3121
西日本高速道路(株)長崎高速道路事務所	代表 0957-26-0011	代表 0957-26-0011
九州旅客鉄道(株)長崎支社	総務企画課 095-827-4050	長崎駅 095-822-0063
西日本電信電話(株)長崎支店	災害対策室 095-893-8059	災害対策室 090-7399-5397
日本郵便(株)大村郵便局	代表 0957-52-4227	
日本通運(株)長崎支店	業務推進 095-846-2111	
九州電力送配電(株)	長崎支社企画業務部企画管理グループ 095-864-1917	長崎支社電力部総合制御所 095-864-1937
(一社)長崎県医師会	(一社)長崎県医師会代表 095-844-1111	
(一社)長崎県歯科医師会	事務局 095-848-5311	
(公社)長崎県看護協会	事務局 0957-49-8050	
西部ガス(株)長崎供給部	保全グループ 095-827-8808	
西部ガス(株)中央指令部	保安指令グループガス漏れ専用科(トク) 095-824-0919	保安指令グループガス漏れ専用科(トク) 095-824-0919
(一社)長崎県LPガス協会	事務局 095-824-3770	
(一社)長崎県バス協会	代表 095-822-9018	
(公社)長崎県トラック協会	代表 095-838-2281	
島原鉄道(株)	営業部鉄道課 0957-62-2232	鉄道課運行指令所 0957-62-6623
松浦鉄道(株)	運輸部施設課 0956-62-3194	運輸部運転指令 0956-63-2546
九州商船(株)	総務部庶務課 095-822-9151	当直室 095-822-4748
長崎放送(株)	報道部 095-823-1553	報道部 095-823-1553
(株)テレビ長崎	報道部 095-827-2000	報道部(守衛) 095-827-2000
長崎文化放送(株)	報道局 095-843-7004	報道局 095-843-7004
(株)長崎国際テレビ	N I B報道部 095-820-3001	N I B報道部 095-820-3001
(株)エフエム長崎	放送部 095-828-2020	マスター 095-828-2023
(株)長崎新聞社	代表 095-844-2103	代表 095-844-2103

3 各種協定等

(1) 災害時における放送要請

災害に関する対策のための放送要請に関する協定

(県防災企画課：NHK長崎)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条に規定する放送に関して、長崎県知事と日本放送協会長崎放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第1条 長崎県知事(以下「甲」という。)が法第57条の規定に基づき、日本放送協会長崎放送局長(以下「乙」という。)に、放送を要請するときの手續は、この協定の定めるところによって行う。

第2条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行う日時および放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

第3条 乙は、甲からの放送の要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、すみやかに放送するものとする。

第4条 要請手續の円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長及び長崎放送局放送部長を連絡責任者とする。

第5条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和54年9月6日

甲 長 崎 県 知 事
久 保 勘 一

乙 日本放送協会長崎放送局長
鈴 木 正 和

緊急警報放送に関する確認事項

(県防災企画課：NHK長崎)

本年9月1日から日本放送協会が実施する緊急警報放送の効率的運用を図るため、長崎県知事(以下「甲」という。)及び日本放送協会長崎放送局長(以下「乙」という。)は、次の事項について確認する。

記

1 運用の基本

運用の基本は災害対策基本法第57条に規定する放送に関し、昭和54年9月6日付で甲、乙間で、締結した「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」によるものとする。

2 運用上の留意事項

(1) 要請手続

緊急警報放送の要請は、原則として甲が乙に対して行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、市町村長も直接要請することができる。

(2) 要請事由

緊急警報放送の要請事由は、次のとおりとする。

ア 長崎県地方に大規模な地震警戒宣言が発令されたとき

イ 長崎県地方に津波警報が発表されたとき

ウ 災害対策基本法第57条に規定する放送を行う必要があるとき

(3) 要請事務

ア 緊急警報放送の要請書は、所定の様式により原則としてファックスにより送付する。

イ 甲は、市町村長が直接乙に対して要請を行ったとき及び電話による要請を行ったときは、事後すみやかに要請書を提出するものとする。

3 附 則

(1) この確認事項は、昭和60年9月1日から効力を生ずる。

(2) この確認事項の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和60年8月31日

甲 長 崎 県 知 事
高 田 勇

乙 日本放送協会長崎放送局長
吉 田 稔

ア 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が長崎放送株式会社(以下「NBC」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときNBCに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、NBCに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 NBCは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および長崎放送株式会社報道部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び長崎放送株式会社社長が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和54年9月6日

長崎県知事 久 保 勘 一

長崎放送株式会社
社 長 鈴 木 従 道

イ 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社テレビ長崎(以下「KTN」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときKTNに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、KTNに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 KTNは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社テレビ長崎報道部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社テレビ長崎社長が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和54年9月6日

長崎県知事 久 保 勘 一

株式会社テレビ長崎
社 長 塩 飽 茂

ウ 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社エフエム長崎(以下「FM長崎」という。)に放送を行うことを求める時の手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときFM長崎に対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、FM長崎に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 FM長崎は、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社エフエム長崎放送部長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社エフエム長崎代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和57年11月22日

長崎県知事 高 田 勇

株式会社エフエム長崎
代表取締役 中 澤 忠 雄

工 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が長崎文化放送株式会社(以下「NCC」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときNCCに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、NCCに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 NCCは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および長崎文化放送株式会社報道制作局長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び長崎文化放送株式会社代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのれの1通を保有する。

平成2年6月14日

長崎県知事 高 田 勇

長崎文化放送株式会社
代表取締役 鹿 垣 勲 義

オ 災害時における放送要請に関する協定

(県防災企画課：NBC：KTN：エフエム長崎：NCC：NIB)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第57条並びに災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき長崎県知事が株式会社長崎国際テレビ(以下「NIB」という。)に放送を行うことを求める時の手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 長崎県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合、または、著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときNIBに対し、放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 長崎県知事は、NIBに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

(放送の実施)

第4条 NIBは、長崎県知事からの要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び送信系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、長崎県総務部消防防災課長および株式会社長崎国際テレビ報道制作局長を連絡責任者とする。

(補 則)

第6条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じた時は、長崎県知事及び株式会社長崎国際テレビ代表取締役が協議して定めるものとする。

(附 則)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成3年5月13日

長崎県知事 高 田 勇

株式会社長崎国際テレビ
代表取締役社長 米 濱 和 英

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	(災害による通知・連絡・指示・勧告)
放送事項	(放送広報文 No. を主旨とした)
放送日時	(月 日 随時・即時)
系 統	(県 下 一 円) (地 区 を 主 体) (テ レ ビ ・ ラ ジ オ)
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

放 送 報 告 書

項 目	内 容
放 送 日 時	(時 ・ 時 回 数)
系 統	
放 送 事 項	(放送広報文 No. を主体とした)
そ の 他	

上 記 の と お り 報 告 し ま す 。

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

(2) 災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約書

(県福祉保健課：日本赤十字社長崎県支部)

長崎県（以下「甲」という。）と日本赤十字社長崎県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。（以下「法」という。）第 16 条の規定に基づく、救助又はその応援（以下「業務」という。）の実施に関して、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事項)

第 1 条 非常災害が発生し、被災者に対する救助等の業務の必要があるとき、甲は乙に対し、次の各号に掲げる業務を委託する。

(1) 医療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 死体の処理

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 検案

(4) 避難所の設置の支援

- ア 避難所における乙が備蓄する救援物資の配布
- イ 避難所における生活環境の整備にかかる物資等の配布

(5) こころのケア

避難所の被災者に対する健康相談等

2 災害の状況により、緊急に委託の範囲を拡げなければならない場合は、直ちに甲は乙との協議により委託事項を明確にしそれを実施することができるものとする。

(委託の実施期間)

第 2 条 乙は、甲の要請に基づき業務を行うものとし、その期間は、法第 4 条第 3 項及び災害救助法施行令（昭和 2 2 年政令第 2 2 5 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく期間とする。

ただし、甲は乙との協議を経て、甲が政令第 3 条第 2 項の規定に基づき内閣総理大臣の承認を得て期間を延長した場合はその期間によるものとする。

(委託の実施体制)

第 3 条 第 1 条各号に掲げる業務は、乙の編成する救護班等により行うものとする。

(委託費用の補償)

第4条 甲は、第1条の規定により委託した業務を実施するため、乙が支弁した費用について、法第19条の規定に基づきその費用のための寄附金その他の収入を控除した額を別表に定めるところにより、乙の請求により補償するものとする。

(委託費用の請求)

第5条 乙は、前条の規定によって費用を甲に請求するときは、別紙様式による請求書にその支弁費用にかかる証拠書類の写しを添付して提出するものとする。

(契約期間)

第6条 この契約の有効期間は、令和元年8月1日から令和2年3月31日までの1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1か月前までに、この契約に関して甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、この契約と同一の内容をもってさらに契約を更新したものとみなす。

(その他)

第7条 この契約について、疑義のあるとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則

1 平成27年4月1日付け長崎県知事と日本赤十字社長崎県支部長とが締結した「災害救助法に基づく救助・応援に関する委託契約」は、本契約が効力を生ずる日をもって廃止する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月1日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村法道

乙 長崎市魚の町3番28号
日本赤十字社長崎県支部
支部長代理副支部長 宮脇 雅俊

(3) 災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定

(県福祉保健課：長崎県生活協同組合連合会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、長崎県内において、地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合に、被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対して円滑な救援、支援活動を行い、県民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時において応急生活物資の調達と安定供給、輸送、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(応急生活物資の調達と輸送)

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と輸送を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けて乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対し必要な指導・要請を行うものとする。

(ボランティア活動の推進)

第3条 乙は、会員生協組合員のボランティアの養成に努めるとともに、災害時において会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進するものとし、甲は乙の会員生協組合員のボランティア養成に対して必要な協力・助言を行うものとする。

(情報の収集・提供)

第4条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して県民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第5条 乙は、会員生協組合員の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第6条 乙は、長崎県以外を事業区域とする他の生活協同組合や連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(協定事項の発効)

第7条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(他都道府県への応援)

第8条 乙は、甲が災害等により被災した他都道府県に対して生活物資の供給応援を行う場合においても、この協定の精神にのっとり、甲に対してできる限り協力するものとする。

(担当者の設定と連絡会議)

第 9 条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者の連絡会議を設置する。
2 連絡会議の開催及び運営については、甲と乙が協議の上、別途定める。

(確認書の作成)

第 10 条 この協定の詳細については、別途確認書を定めるものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 11 月 1 日

甲 長崎県
長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 長崎県生活協同組合連合会
長崎市銭座 3 番 3 号
会長理事 岩本 省三

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」についての確認書

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定め確認するものとする。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合（以下「会員生協」という。）及び会員生協が加盟する連合会（以下「連合会」という。）が保有する応急生活物資の供給及び輸送業務に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表1のとおりとする。

2 乙は、会員生協及び連合会が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

4 乙は、乙と会員生協との連絡体制及び連絡方法等について、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は協力要請を行った場合、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、県民に対して生活物資の供給状況等の情報提供に努めるものとする。

2 乙は、会員生協及び連合会をして業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供するものとする。

(輸 送)

第6条 甲と乙は、災害発生時に応急生活物資の調達及び供給のために必要となる乙の会員生協の輸送車両について、事前に把握しておくこととし、このための緊急車両の事前届出について相互に協力するものとする。

2 応急生活物資の輸送は、原則として緊急通行車両事前届出済証を有している会員生協が使用する車両等を用いて行うものとする。

3 甲は、乙が実施する輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第7条 甲は、甲が指定した場所において乙、会員生協又は連合会が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ受領するものとする。

(業務報告)

第8条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、応急生活物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、運搬等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担等)

第11条 協定に基づく乙の輸送業務により生じた損害の賠償、または乙、会員生協又は連合会の職員のうち第2条に定める業務に従事した者がその業務に従事したことにより死亡、負傷した場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

(協 議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 17 年 11 月 1 日

甲 長崎県

長崎市江戸町 2 番 13 号

長崎県知事 金子 原二郎

乙 長崎県生活協同組合連合会

長崎市銭座 3 番 3 号

会長理事 岩本 省三

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリー・マート：ロ・ソン：コメリ：サントリ・フーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県(以下「甲」という。)とマックスバリュ九州株式会社(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(協力の内容)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
 - (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。
- 2 乙は、所有または管理する駐車場を一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供する。
- 3 乙は、その店舗において、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で被災者に提供する。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 福岡市博多区博多駅東3-13-21
マックスバリュ九州株式会社
取締役社長 坂野 邦雄

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）とイオン九州株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協力の内容）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

2 乙は、所有または管理する駐車場を一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供する。

3 乙は、その店舗において、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で被災者に提供する。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 福岡市博多区博多駅東2-9-11
イオン九州株式会社
代表取締役社長 松井 博史

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリー・マート：ロ・ソン：コメリ：サントリ・フーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資の費用(第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその費用を含む)は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 広島市南区京橋町2-22
株式会社イズミ
代表取締役社長 山西 泰明

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県(以下「甲」という。)と(株)セブン・イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における店頭価格(災害発生前の取引については取引時の店頭価格)によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都千代田区二番町8-8
(株)セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長 山口 俊郎

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリー・マート：ロ・ソン：コメリ：サントリ・フーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリー・マート（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第 3 条 第 1 条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第 1 号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 4 条 第 1 条の要請を受けたときは、乙は可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

- 2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給とする。

（物資の運搬、引渡し）

第 5 条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

(費用)

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都豊島区東池袋4-26-10
株式会社ファミリ-マ-ト
代表取締役社長 上田 準二

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリー・マート：ロ・ソン：コメリ：サントリ・フーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ロ・ソン(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

(供給物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費 用)

第6条 乙が供給した物資の費用(第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその費用を含む)は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、

速やかに乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）

第9条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

（協議）

第10条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第12条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都品川区大崎1-11-2
株式会社ロ・ソン
代表取締役 新浪 剛史

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリー・マート：ロ・ソン：コメリ：サントリ・フーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県(以下「甲」という。)と NPO 法人 コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給等を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第 7 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(連絡責任者の報告)

第13条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年1月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリ-フ-ズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）とサントリ-フ-ズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、長崎県内の災害時に、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。なお、本協定で「災害時」とは災害救助法施行令第一条で規定される程度の災害が発生し、水道または電気等のライフラインが絶たれたときを指す。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡し終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費 用）

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第 7 条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 3 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第 8 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協 議)

第 9 条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第 11 条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 20 年 2 月 29 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 東京都港区台場 2 丁目 3 番 3 号
サントリー - フ - ズ株式会社
代表取締役社長 引田 耕治

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリー・マート：ロ・ソン：コメリ：サントリ・フーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受け、物資の供給を決定したときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費 用）

第6条 乙が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

(連絡責任者の報告)

第 7 条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 3 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第 8 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協 議)

第 9 条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第 11 条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 9 月 9 日

甲	長崎市江戸町 2 番 1 3 号 長崎県知事 中村 法道 印
乙	東京都渋谷区本町 3 丁目 4 7 番 1 0 号 株式会社伊藤園 代表取締役社長 本庄 大介

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と南日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

2 前項の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第2条 乙は、第1条の要請を受けたときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを選定する。

- (1) 被災地の最寄りの場所に事業所を有するもの
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの

2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、「救援物資供給者について」(別紙第2号様式)により甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、前項の承諾をした乙の組合員（以下「組合員」という。）と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

(供給物資の範囲)

第3条 前条の物資の種類は、別表に掲げるものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第4条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が組合員と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として組合員が行うものとする。ただし、組合員の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 組合員は、物資の引渡しを終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」(別紙第3号様式)により甲に報告するものとする。

(費用)

- 第5条 甲の要請により組合員が供給した物資及び運搬等の費用は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。
 - 3 組合員は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲または甲の指定する地方自治体に請求するものとする。
 - 4 甲または甲の指定する地方自治体は、前項の規定による適法な請求書を受領したときは、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者の報告及び連絡体制の確立)

- 第6条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第4号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有等)

- 第7条 甲と乙は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。
 - 3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(車両の通行)

- 第8条 甲は、組合員が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

- 第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解 約)

第 11 条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 26 年 11 月 10 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 4 - 16
南日本段ボール工業組合
理事長 児島 圭多朗

(4) 災害時における物資の供給に関する協定書

(県福祉保健課：マックスバリュ：イオン：イズミ：セブンイレブン：
ファミリーマート：ロソン：コメリ：サントリフーズ：伊藤園：
南日本段ボール工業組合：ナフコ)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物流ラインの断絶等により物資が供給できない場合があることを勘案して、乙にて物資調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の費用（第5条第1項により乙が物資の運搬を行った場合はその費用を含む）は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに乙の指定する口座に振込により支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）によるものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解約）

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

(5) 災害時における物資の保管等に関する協定書

(県福祉保健課：長崎県倉庫協会：長崎県冷蔵倉庫協会

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時等または災害が発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送にかかる物資（以下「物資」という。）の保管に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣 旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管する上で、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口答で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

(1) 災害の状況及び応援を要請する事由

(2) 必要とする保管倉庫の地域

(3) 応援を必要とする期間

(4) 主な保管品目及び数量

(5) その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部または関係市町等への派遣を要請する。

（物資保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力し、物資の保管または物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報 告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口答で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

(1) 物資の保管を行う事業者名(必要とする保管倉庫の場所に倉庫事業者がないときはその旨)

(2) 保管倉庫の所在地、名称、面積

(3) 保管期間

(4) 保管品目及び数量

(5) その他必要な事項

2 乙は、第2条第2項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

(1) 派遣するものの所属及び氏名

(2) 派遣期間及び派遣場所

(3) その他必要な事項

(入出庫手続)

第 5 条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは事業者の定める方法に基づき行うものとする。

(経費の負担)

第 6 条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した経費）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時における長崎県内の同種の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 第 2 条第 2 項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は前 2 項の協議を行うにあたり、第 4 条第 1 項第 1 号の事業者及び第 4 条第 2 項第 1 号の派遣者の同意を得なければならない。

(保管料等の支払い)

第 7 条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料等の請求があった場合は、その日から起算して 30 日以内に乙に支払うものとする。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後 30 日以内に支払うものとする。

(事故等)

第 8 条 事故の発生等により第 4 条第 1 項第 1 号の事業者による物資の保管の継続が困難となった場合は、乙は、速やかに他の倉庫を提供するなど必要な措置を講じ、物資の継続保管に努める。

(関係市町との連絡調整)

第 9 条 本協定に基づく物資の保管及び物流専門家の派遣にかかる業務の実施にあたり、関係市町との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 1 号様式) により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1 年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第13条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときは、甲乙協議して、協定の解除または改定することができるものとする。

(協 議)

第14条 本協定に定めがない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月9日

甲 長崎市江戸町2 - 13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市元船町14 - 38
長崎県倉庫協会
会 長 辻 宏成

連絡責任者報告書

団体名【 】

1 連絡責任者

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
F A X	

2 時間外及び休日の連絡先

第1連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

第2連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

第3連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

(目的外使用の禁止)

「災害時における物資の保管等に関する協定書」に記載する活動以外に利用しないこと。

(5) 災害時における物資の保管等に関する協定書

(県福祉保健課：長崎県倉庫協会：長崎県冷蔵倉庫協会

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県冷蔵倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害発生時等または災害が発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送にかかる物資（以下「物資」という。）の保管に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管する上で、乙の応援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口答で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

(1) 災害の状況及び応援を要請する事由

(2) 必要とする保管倉庫の地域

(3) 応援を必要とする期間

(4) 主な保管品目及び数量

(5) その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部または関係市町等への派遣を要請する。

（物資保管協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力し、物資の保管または物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。但し、文書をもって報告するいとまがないときは、口答で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

(1) 物資の保管を行う事業者名(必要とする保管倉庫の場所に倉庫事業者がないときはその旨)

(2) 保管倉庫の所在地、名称、面積

(3) 保管期間

(4) 保管品目及び数量

(5) その他必要な事項

2 乙は、第2条第2項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

(1) 派遣するものの所属及び氏名

(2) 派遣期間及び派遣場所

(3) その他必要な事項

(入出庫手続)

第 5 条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは事業者の定める方法に基づき行うものとする。

(経費の負担)

第 6 条 物資の保管に要した費用（保管料、荷役料、その他特別に要した経費）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生時における長崎県内の同種の事業者が定める料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 第 2 条第 2 項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は前 2 項の協議を行うにあたり、第 4 条第 1 項第 1 号の事業者及び第 4 条第 2 項第 1 号の派遣者の同意を得なければならない。

(保管料等の支払い)

第 7 条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料等の請求があった場合は、その日から起算して 30 日以内に乙に支払うものとする。但し、予算措置を必要とする場合は、予算措置後 30 日以内に支払うものとする。

(事故等)

第 8 条 事故の発生等により第 4 条第 1 項第 1 号の事業者による物資の保管の継続が困難となった場合は、乙は、速やかに他の倉庫を提供するなど必要な措置を講じ、物資の継続保管に努める。

(関係市町との連絡調整)

第 9 条 本協定に基づく物資の保管及び物流専門家の派遣にかかる業務の実施にあたり、関係市町との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 1 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1 年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第13条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときは、甲乙協議して、協定の解除または改定することができるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めがない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月9日

甲 長崎市江戸町2 - 13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市京泊3丁目3 - 1 - B - 1
長崎県冷蔵倉庫協会
会 長 阿部 浩明

連絡責任者報告書

団体名【 】

1 連絡責任者

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
F A X	

2 時間外及び休日の連絡先

第1連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

第2連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

第3連絡先

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

3 勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間：
- ・ 休 日：

(目的外使用の禁止)

「災害時における物資の保管等に関する協定書」に記載する活動以外に利用しないこと。

(6) 災害時における仮設トイレの供給に関する協定書

(県福祉保健課：(株)ニッケン長崎営業所)

長崎県(以下「甲」という。)と(株)レンタルのニッケン長崎営業所(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における仮設トイレの調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、仮設トイレの供給を要請することができる。

- (1)長崎県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2)長崎県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、仮設トイレの調達斡旋を要請されたとき、または救援の必要があるとき。

(要請の方法)

第2条 第1条の要請は、「災害時における仮設トイレの供給に関する要請書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(運搬、引渡し)

第4条 仮設トイレの引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、引渡しが終了した後、速やかに「仮設トイレ供給完了報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費 用)

第5条 乙が供給した仮設トイレの費用(運搬及び据付費用を含む。)は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)によるものとする。

(管 理)

第6条 甲は、乙から借り受けた仮設トイレを適切に管理するものとし、借受期間中に紛失、

破損等した場合は、乙と別途協議のうえ、補修費等を負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第7条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が仮設トイレを運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第11条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年9月21日

甲 長崎市江戸町2-13
長崎県知事 金子 原二郎

乙 西彼杵郡時津町野田郷999-1
株式会社レンタルのニッケン長崎営業所
所長 前田 幸治

(7) 災害時における福祉用具等の供給に関する協定書

(県福祉保健課 : (一社) 日本福祉用具供給協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人日本福祉用具供給協会(以下「乙」という。)とは、災害時における介護用品・衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害(以下「災害時」という。)が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、避難所等において必要とされる福祉用具等を円滑に確保できるようにすることを目的とする。

(福祉用具等の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する福祉用具等は、別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において、緊急に福祉用具等の確保を図る必要があるときは、乙に対してその保有する福祉用具等の供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、福祉用具等供給要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

(供給方法)

第4条 乙は、甲から福祉用具等の供給要請がなされた場合は、一般社団法人日本福祉用具供給協会長崎県ブロック管内から供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長崎県ブロック管内からの供給が困難な場合であっても、乙は、長崎県ブロック以外から福祉用具等を供給するものとする。

(運搬及び引渡し)

第5条 福祉用具等の引き渡し場所は、甲乙協議の上で定めるものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定するものが行うものとする。但し、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定するものが行うものとする。

2 甲は、引き渡し場所に職員又は甲の指名するものを派遣し、物資を確認の上、引渡しをうけるものとする。

(福祉用具等の適合確認)

第6条 福祉用具等の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要支援者の状態に合わせて行うものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が福祉用具等を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙

が燃料や車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第 8 条 甲は、乙に第 3 条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(報告)

第 9 条 乙は、福祉用具等を供給したときは、福祉用具等供給完了報告書（第 2 号様式）により甲に報告するものとする。但し、緊急を要するときは口頭により甲に報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

(費用負担)

第 10 条 乙が協力を要した費用（福祉用具等の価格及び配送費用等）は、甲が負担する。
2 前項の費用は、災害発生時直前における適正価格を標準として、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第 11 条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。
2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規程に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第 12 条 この協定に基づく協力の実施にあたり、物品の紛失や福祉用具等が原因となる事故により生じた損害については、その賠償の責について、甲乙間で協議して定めるものとする。

(市町による協力要請)

第 13 条 甲は、被災市町から福祉用具等の供給に関する協力依頼があった場合は、乙に対して、福祉用具等の供給を要請することができる。
2 前項の規定により乙が甲から要請を受けた場合における事務の処理については、第 3 条から前条までの規定を準用する。この場合において、第 3 条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第 10 条第 2 項及び第 12 条中「甲乙間」とあるのは「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。
3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結している場合には、前 2 項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第 14 条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、協定期間が満了する 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 東京都港区浜松町2-7-15
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝二

(8) 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書

(県福祉保健課：日本通運(株)長崎支店：ヤマト運輸(株)長崎主管支店：
佐川急便(株)九州支店)

長崎県（以下「甲」という。）と日本通運株式会社長崎支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書(第1号様式)により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに協力を行うよう努めるものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書(第2号様式)により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と荷捌き業務等を総括する指導者の派遣
- (2) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要なとなる機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する救援物資の集積拠点と他の集積拠点または各避難所間の物資の輸送
- (4) 救援物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における救援物資

の荷捌き及び輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。
(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規程に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(市町による支援物資輸送に係る要請)

第9条 甲は、被災市町から救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協力の依頼があった場合は、乙に対して当該依頼に係る業務の一部又は全部を要請することができる。

2 前項の規定により乙が甲から要請を受けた場合における事務の処理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第6条第2項中「甲乙間」とあるのは「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。

3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結している場合には、前2項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市岩川町6番5号
日本通運株式会社長崎支店
支店長 後藤 文雄

(8) 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書

(県福祉保健課：日本通運(株)長崎支店：ヤマト運輸(株)長崎主管支店：
佐川急便(株)九州支店)

長崎県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社長崎主管支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書(第1号様式)により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに協力を行うよう努めるものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書(第2号様式)により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と荷捌き業務等を総括する指導者の派遣
- (2) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要な機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する救援物資の集積拠点と他の集積拠点または各避難所間の物資の輸送
- (4) 救援物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における救援物資

の荷捌き及び輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規程に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(市町による支援物資輸送に係る要請)

第9条 甲は、被災市町から救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協力の依頼があった場合は、乙に対して当該依頼に係る業務の一部又は全部を要請することができる。

2 前項の規定により乙が甲から要請を受けた場合における事務の処理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第6条第2項中「甲乙間」とあるのは「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。

3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結している場合には、前2項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 大村市今津町315番地
ヤマト運輸株式会社 長崎主管支店
支店長 藤岡 勝也

(8) 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書

(県福祉保健課：日本通運(株)長崎支店：ヤマト運輸(株)長崎主管支店：
佐川急便(株)九州支店)

長崎県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社九州支店（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、業務依頼書(第1号様式)により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに協力を行うよう努めるものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書(第2号様式)により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と荷捌き業務等を総括する指導者の派遣
- (2) 甲が指定する救援物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要な機器(ロールボックス、平パレット、フォークリフト等)の貸与とその操作者の派遣
- (3) 甲が指定する救援物資の集積拠点と他の集積拠点または各避難所間の物資の輸送
- (4) 救援物資集積拠点としての営業所等の活用
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における救援物資

の荷捌き及び輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。
(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の関係規程に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(市町による支援物資輸送に係る要請)

第9条 甲は、被災市町から救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協力の依頼があった場合は、乙に対して当該依頼に係る業務の一部又は全部を要請することができる。

2 前項の規定により乙が甲から要請を受けた場合における事務の処理については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と、第6条第2項中「甲乙間」とあるのは「被災市町と乙との間」と読み替えるものとする。

3 被災市町が乙と、この協定と同様の協定を締結している場合には、前2項の規定は適用しない。

(連絡体制の整備)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月28日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡市東区箱崎ふ頭4丁目12番5号
佐川急便株式会社 九州支店
支店長 森 裕一郎

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県社会福祉法人経営者協議会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎DCATが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎DCATの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎DCATの業務に関連する事故に対応するため、長崎DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎DCATの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町等に長崎DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎DCATの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町3番24号
長崎県社会福祉法人経営者協議会
会長 佐藤 正明

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター
協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：
長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)
長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護
施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県老人福祉施設協議会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めるときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第 5 条 長崎 D C A T が業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第 6 条 長崎 D C A T の構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第 7 条 甲は、長崎 D C A T の業務に関連する事故に対応するため、長崎 D C A T の構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第 8 条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎 D C A T の派遣費用 (以下「費用」という。) の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法 (昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号) が適用された市町等に長崎 D C A T が派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎 D C A T の構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第 1 0 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、この協定の締結の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自その 1 通を所持するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日

甲 長崎市江戸町 2 番 1 3 号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町 3 番 2 4 号
長崎県老人福祉施設協議会
会長 阿比留 志郎

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人 長崎県老人保健施設協会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めるときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎DCATが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎DCATの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎DCATの業務に関連する事故に対応するため、長崎DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎DCATの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町等に長崎DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎DCATの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 佐世保市八幡町1番地2
一般社団法人 長崎県老人保健施設協会
会長 土井 庸正

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎DCATが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎DCATの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎DCATの業務に関連する事故に対応するため、長崎DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎DCATの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町等に長崎DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎DCATの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村 法道

乙 島原市萩原1丁目1230

長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会

会長 辻 敏子

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県認知症グループホーム連絡協議会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めるときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第 5 条 長崎 D C A T が業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第 6 条 長崎 D C A T の構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第 7 条 甲は、長崎 D C A T の業務に関連する事故に対応するため、長崎 D C A T の構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第 8 条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎 D C A T の派遣費用 (以下「費用」という。) の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法 (昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号) が適用された市町等に長崎 D C A T が派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎 D C A T の構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第 1 0 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、この協定の締結の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自その 1 通を所持するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日

甲 長崎市江戸町 2 番 1 3 号
長崎県知事 中村 法道

乙 島原市有明町大三東戊 1 2 1 4 番地 1
長崎県認知症グループホーム連絡協議会
会長 松本 幸雄

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県授産施設協議会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めるときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎DCATが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎DCATの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎DCATの業務に関連する事故に対応するため、長崎DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎DCATの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町等に長崎DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎DCATの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町3番24号
長崎県授産施設協議会
会長 江口 司

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県身体障害児者施設協議会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎DCATが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎DCATの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎DCATの業務に関連する事故に対応するため、長崎DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎DCATの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町等に長崎DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎DCATの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町3番24号
長崎県身体障害児者施設協議会
会長 佐藤 正明

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎DCATが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎DCATの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎DCATの業務に関連する事故に対応するため、長崎DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎DCATの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町等に長崎DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎DCATの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町3番24号
一般社団法人 長崎県手をつなぐ育成会
会長 竹内 隆伯

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めるときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎DCATが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎DCATの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎DCATの業務に関連する事故に対応するため、長崎DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎DCATの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町等に長崎DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎DCATの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町3番24号
一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会
会長 竹内 一

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県精神障がい者福祉協会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第 5 条 長崎 D C A T が業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第 6 条 長崎 D C A T の構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第 7 条 甲は、長崎 D C A T の業務に関連する事故に対応するため、長崎 D C A T の構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第 8 条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎 D C A T の派遣費用 (以下「費用」という。) の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法 (昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号) が適用された市町等に長崎 D C A T が派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎 D C A T の構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第 1 0 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、この協定の締結の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自その 1 通を所持するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日

甲 長崎市江戸町 2 番 1 3 号
長崎県知事 中 村 法 道

乙 長崎市茂里町 3 番 2 4 号
長崎県精神障がい者福祉協会
会 長 本 田 利 峰

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県児童養護施設協議会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めるときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 長崎DCATが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第6条 長崎DCATの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、長崎DCATの業務に関連する事故に対応するため、長崎DCATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎DCATの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町等に長崎DCATが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎DCATの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

平成29年8月25日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町3番24号
長崎県児童養護施設協議会
会長 安河内 慎二

(9) 長崎県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

(県福祉保健課：長崎県社会福祉法人経営者協議会：長崎県老人福祉施設協議会：
(一社)長崎県老人保健施設協会：長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会：長崎県認知症グループホーム連絡協議会：長崎県授産施設協議会：長崎県身体障害児者施設協議会：(一社)長崎県手をつなぐ育成会：(一社)長崎県知的障がい者福祉協会：長崎県精神障がい者福祉協会：長崎県児童養護施設協議会：(一社)長崎県保育協会

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人 長崎県保育協会(以下「乙」という。)とは、長崎県災害派遣福祉チーム設置運営要綱(以下「設置運営要綱」という。)に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム(以下「長崎DCAT」という。)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、長崎DCATを避難所、福祉避難所(高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。)その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)に派遣し、高齢者、障害者等要配慮者を支援することを目的とする。

(名簿の作成)

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等(以下「施設等」という。)のうち、長崎DCATに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

(派遣要請等)

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、乙に対し長崎DCATの派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等(長崎DCATに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。)と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する長崎DCATの派遣先は、原則として長崎県内とする。ただし、長崎県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に長崎DCATの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、長崎県外の地域への派遣を要請することができる。

(業務内容)

第4条 長崎DCATは、避難所等において次の業務を行うこととする。

(1)福祉ニーズの把握

(2)福祉的トリアージ(要配慮者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう、市町等に情報提供したり、設備・体制の整った施設への移送等の必要性を判断したりすることをいう。)

(3)要配慮者からの相談対応及び介護等を要する者への応急的な支援など福祉ニーズへの対応

(4)福祉的観点からの避難所等における生活環境の改善支援

(5)その他避難所等で必要な福祉支援

2 長崎DCATの構成員は、施設等の職員の身分をもって前項の業務に従事する。

(指揮命令)

第 5 条 長崎 D C A T が業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

(移動手段)

第 6 条 長崎 D C A T の構成員の避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(補償)

第 7 条 甲は、長崎 D C A T の業務に関連する事故に対応するため、長崎 D C A T の構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第 8 条 甲の要請に基づき乙が派遣した長崎 D C A T の派遣費用 (以下「費用」という。) の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法 (昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号) が適用された市町等に長崎 D C A T が派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、長崎 D C A T の構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(定めのない事項等)

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第 1 0 条 この協定の有効期間 (以下「有効期間」という。) は、この協定の締結の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自その 1 通を所持するものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日

甲 長崎市江戸町 2 番 1 3 号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町 3 番 2 4 号
一般社団法人 長崎県保育協会
会長 西川 義文

(10) 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送に関する協定書

(県生活衛生課：長崎県葬祭業協同組合：全日本葬祭業協同組合連合会：
長崎県霊柩自動車協会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び長崎県霊柩自動車協会（以下「丁」という。）は、長崎県内において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害により被害が生じたとき（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送（以下「葬祭用品等の供給」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における葬祭用品等の供給について、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において被災地域の市町（以下「被災市町」という。）からの要請等により葬祭用品等の供給の必要が生じたと認めるときは、乙等に葬祭用品等の供給を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請する場合は、災害時における葬祭用品等の供給に関する協力要請（様式第 1 号）により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、甲又は被災市町等から口頭又は電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 被災市町等から乙等に対して直接要請した場合は、甲に対して、災害時における葬祭用品等の供給に関する協力要請報告書（様式第 2 号）により速やかに報告を行うものとする。

（業務の実施）

第 3 条 乙等は、甲から前条第 1 項の規定による要請を受けたときは、葬祭用品等の供給に関する業務（以下「供給業務」という。）を実施するものとする。

2 乙等は、供給業務の実施にあたり、被災市町と業務の内容、方法等について、相互に協議し確認するものとする。

3 乙等は、甲から前条第 1 項の規定による要請を受けたときは、乙等の組合員又は会員に供給業務に従事するよう求めるものとする。

（報告）

第 4 条 乙等は、前条の規定により供給業務を実施し、完了したときは、甲に対して、災害時における葬祭用品等の供給に関する実施報告書（様式第 3 号）により速やかに実績報告を行うものとする。

（経費の負担）

第 5 条 乙等が実施した供給業務に係る経費については、甲又は被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により甲又は被災市町が負担する経費の総額は、災害救助法に基づく基準額

を限度にして、甲又は被災市町と乙等が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙等は、供給業務が完了したときは、葬祭用品等の供給の実績を集計し、甲又は被災市町に請求するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙等は、災害時における円滑な供給業務の実施が図られるよう、広域応援体制、情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては県民生活部生活衛生課長、乙にあっては長崎県葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長、丁にあっては長崎県霊柩自動車協会会長とする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙等は、供給業務中に現認した災害情報を甲及び被災市町に提供するものとする。
2 甲は、円滑な供給業務の実施が図られるよう、供給業務を実施する場所等に変更が生じたときは、その都度、乙等に連絡するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙等は、この協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに甲乙丙丁いずれからも別段の意思表示がない場合は、有効期間満了の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有する。

平成25年8月30日

甲 長崎県
長崎県知事 中村法道

乙 長崎県大村市片町92番地
長崎県葬祭業協同組合

理 事 長 為 永 伸 夫

丙 東京都港区港南二丁目4番12号
全日本葬祭業協同組合連合会
会 長 松 井 昭 憲

丁 長崎県大村市片町92番地
長崎県霊柩自動車協会
会 長 為 永 伸 夫

(11) 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県資源循環推進課：(一社)長崎県産業資源循環協会：
長崎県環境整備事業協同組合：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬並びに処分に関して、長崎県(以下「甲」という。)が社団法人長崎県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により損壊した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等の不要物及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合(以下「被災市町等」という。)が実施する次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。

3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧

状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人長崎県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市魚の町1番地23号
社団法人長崎県産業廃棄物協会
会長 海野 博
現在は、一般社団法人 長崎県産業資源循環協会

(11) 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県資源循環推進課：(一社)長崎県産業資源循環協会：
長崎県環境整備事業協同組合：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県(以下「甲」という。)が長崎県環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合(以下「被災市町等」という。)が実施する次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。

3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧

状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 大村市今津町206番地
長崎県環境整備事業協同組合
理事長 岩藤 守

(11) 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(県資源循環推進課：(一社)長崎県産業資源循環協会：
長崎県環境整備事業協同組合：長崎県環境保全協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において大規模な地震等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎県(以下「甲」という。)が長崎県環境保全協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生した場合において、県内の市町・一部事務組合(以下「被災市町等」という。)が実施する次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、被災市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力要請にあたっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとし、併せて関係市町へ通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、被災市町等の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害廃棄物の処理等を行うものとする。
- 3 乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ被災市町等と協議し、確認するものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等の円滑な協力を得られるように、県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 被災市町等の名称
- (2) 協力の内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等に要した費用の負担については、乙と被災市町が協議するものとする。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県環境部廃棄物対策課、乙においては長崎県環境保全協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

(適用及び効力)

第12条 この協定は、平成23年6月30日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月30日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市住吉町15番17号
長崎県環境保全協会
会長 城島 壽一

(12) 災害時におけるLPガス供給に関する協定

(県消防保安室：(一社)長崎県LPガス協会)

長崎県(以下「甲」という。)と社団法人長崎県プロパンガス協会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が長崎県内で発生した場合(以下「災害時」という。)に、LPガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した県民等に対して行うLPガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「LPガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所等に、LPガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等(以下「LPガス設備」という。)を運搬、設置及び点検してLPガスを供給することをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において避難場所等へのLPガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、LPガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書(別紙1)によるものとする。ただし緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 要請の経路は、別表1のとおりとする。

(協力事項の発動)

第4条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が長崎県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切なLPガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

(LPガス設備の運搬、設置及び点検)

第6条 LPガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。

また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検についての協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、甲が指定した場所において、LPガス設備の設置・点検が終了したときは、

速やかに文書（別紙２）により甲へ報告するものとする。

- ２ 甲は設置場所に職員を派遣し、L P ガス設備の設置及び点検結果を確認するものとする。
ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が確認するものとする。

（費用等の負担）

第 8 条 第 6 条の規定による L P ガス供給に要する費用の負担区分は、原則として別表 2 のとおりとする。

- ２ 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協議事項）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかからのこの協定を終了する旨の申し出がない限り持続するものとする。

この協定を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 22 日

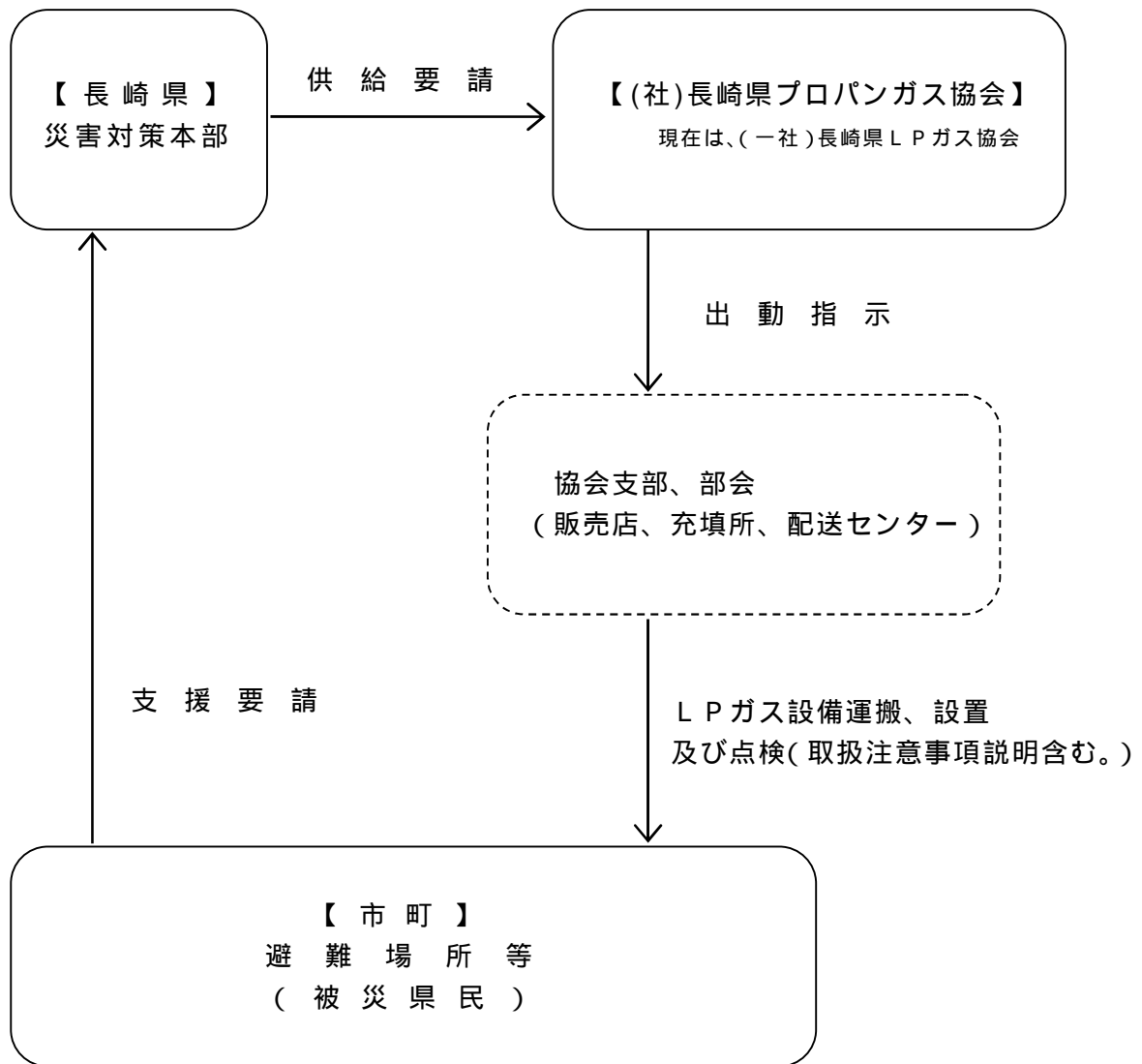
甲 長崎県

長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

乙 社団法人 長崎県プロパンガス協会

長崎市伊勢町 4 番 1 号佐藤ビル 4 F
会 長 田 中 善一郎
現在は、一般社団法人長崎県 L P ガス協会

別表 1



別表 2

甲が負担するもの	(1) LPガス設備の運搬及び設置・点検に係る燃料費 (2) LPガス費
乙が負担するもの	(1) LPガス設備費 (2) LPガス設備の設置工具、点検器具費 (3) LPガス設備の設置・撤去に係る人件費

(13) 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

(県建設企画課：(一社)長崎県建設業協会：(一社)長崎県港湾漁港建設業協会：
(一社)長崎県地質調査業協会：(一社)長崎県測量設計コンサルタンツ協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県建設業協会(以下「乙」という。)、
は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設等が被災し、緊急に災害対応を図るうえで、甲の地方機関(以下「地方機関」という。)と乙の支部(以下「支部」という。)が締結した「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」(以下「支部協定」という。)による支援活動では十分に対応できず、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた場合

(甲の支援要請)

第3条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。

- 2 要請は支部協定を準用し文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

(乙の支援体制)

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

- (1) 支部ごとに会員をとりまとめた「名簿」
- (2) 災害時出動態勢として人員編成、建設資機材等の数量を取りまとめた、「資機材・編成人員報告書」及び「指揮系統図」

(乙の支援内容)

第5条 乙の支援内容は、支援活動を実施する地域の地方機関と支部が締結している支部協定の定めによるものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関と支部が締結している支部協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に察し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年長崎県条例第8号)を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成26年5月28日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県建設業協会会長

(13) 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

(県建設企画課：(一社)長崎県建設業協会：(一社)長崎県港湾漁港建設業協会：
(一社)長崎県地質調査業協会：(一社)長崎県測量設計コンサルタント協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県港湾漁港建設業協会(以下「乙」という。)は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設等が被災し、迅速かつ効果的な対応を図るうえで、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた場合。

(甲の支援要請)

第3条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。

2 要請は甲の地方機関と乙が締結している「大規模災害並びに事故発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」(以下「地方機関協定」という。)を準用し文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

(乙の支援体制)

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

- (1) 甲の地方機関ごとに会員をとりまとめた「名簿」
- (2) 災害時出動態勢として人員編成、建設資機材等の数量を取りまとめた「資機材・編成人員報告書」及び「指揮系統図」

(乙の支援内容等)

第5条 乙の支援業務、支援内容は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによる

ものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に際した応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年長崎県条例第8号)を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年5月28日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県港湾漁港建設業協会会長

(13) 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

(県建設企画課 : (一社) 長崎県建設業協会 : (一社) 長崎県港湾漁港建設業協会 :
(一社) 長崎県地質調査業協会 : (一社) 長崎県測量設計コンサルタント協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県地質調査業協会(以下「乙」という。)、
は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設等が被災し、迅速かつ効果的な対応を図るうえで、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた場合

(甲の支援要請)

第 3 条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。

- 2 要請は甲の地方機関と乙が締結している「大規模災害発生時(地すべり等)における支援活動(社会貢献)に関する協定書」(以下「地方機関協定」という。)を準用し文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭より行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

(乙の支援体制)

第 4 条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

- (1) 甲の地方機関ごとに会員をとりまとめた「名簿」
- (2) 災害時出動態勢として人員編成、建設資材等の数量を取りまとめた「資機材・編成人員報告書」及び「指揮系統図」

(乙の支援活動の内容)

第 5 条 乙の支援活動の内容は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるも

のとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に際した応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年長崎県条例第8号)を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年5月28日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県地質調査業協会理事長

(13) 大規模災害発生時における広域支援活動に関する協定書

(県建設企画課：(一社)長崎県建設業協会：(一社)長崎県港湾漁港建設業協会：
(一社)長崎県地質調査業協会：(一社)長崎県測量設計コンサルタンツ協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県測量設計コンサルタンツ協会(以下「乙」という。)は、甲の災害対応に対する乙の広域的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時における広域的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、県内で発生した次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設等が被災し、迅速かつ効果的な対応を図るうえで、甲が乙に広域支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

(1) 長崎県地域防災計画に基づき長崎県災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に掲げるもののほか、同程度の災害で乙の広域支援が必要であると甲が認めた場合

(甲の支援要請)

第3条 甲は、広域支援が必要であると認めた場合、乙に広域支援を要請することができる。

2 要請は甲の地方機関と乙が締結している「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」(以下「地方機関協定」という。)を準用し文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後遅滞なく要請書を発行する。

(乙の支援体制)

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ体制を整備し、次に掲げる内容を各年度当初及びその内容に変更が生じたときに甲に提出するものとする。

(1) 甲の地方機関ごとに会員をとりまとめた「名簿」

(2) 災害時出動態勢として人員編成、建設資機材等の数量を取りまとめた「資機材・編成人員報告書」及び「指揮系統図」

(乙の支援活動の内容)

第5条 乙の支援活動の内容は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担は、支援活動を実施する地域の地方機関協定の定めによるものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、長崎県知事が災害対策基本法第71条第1項の規定により、従事命令又は協力命令を発したときに限り、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年長崎県条例第8号)を適用する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年6月3日

甲 長崎県知事

乙 一般社団法人 長崎県測量設計コンサルタント協会会長

(14) 大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

（県地方機関：長崎県建設業協会各支部：長崎県港湾漁港建設業協会）

長崎県長崎土木事務所長（以下「甲」という。）と社団法人長崎県建設業協会長崎支部長（以下「乙」という。）は、地震及び風水害等による大規模な災害が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、機材、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設が被災し、甲が緊急に災害対応を図るうえで乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- （1）震度5以上の地震が発生した場合
- （2）大津波が発生した場合
- （3）前各号に掲げるもののほか、大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等が発生した場合

（甲の支援要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時の支援を得るため、乙に対し次の要請を行う。

- （1）甲が管理する公共土木施設の被災状況について、乙に情報提供を要請し、乙は被災状況報告書（別紙様式1）を提出する。
- （2）被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認めた時は、緊急作業出動要請書（別紙様式2）により、乙に出動要請を行う。ただし緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- （3）前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場合は、甲は乙が指名するブロックの幹事等に直接要請をすることができるものとする。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

- （1）ブロック毎の連絡網など組織的な支援体制を整備する。
- （2）緊急出動等が可能な資材、機材、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

(乙の支援内容)

第5条 乙は、甲の災害対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

- (1) 会員等からの被災状況報告を収集整理し、第3条第1号の要請に基づき、被災状況報告書(別紙様式1)により情報提供する。
- (2) 第3条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制を基本に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届(別紙様式2)により甲に報告する。

(費用の負担)

第6条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

- 2 前条第2号の緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で請負契約を締結し、清算するものとする。

(労災補償)

第7条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

平成17年11月28日

甲 長崎県長崎土木事務所
所 長

乙 社団法人長崎県建設業協会長崎支部
支部長

同内容の協定を県地方機関と長崎県建設業協会各支部間で締結

(14) 大規模災害並びに事故発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

（県地方機関：長崎県建設業協会各支部：長崎県港湾漁港建設業協会）

長崎県長崎土木事務所長崎港湾漁港事務所長（以下「甲」という。）と社団法人長崎県港湾漁港建設業協会長（以下「乙」という。）は、地震・津波・台風等による大規模な災害並びに油類流出等の大規模な事故が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害並びに事故対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、作業船、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害並びに事故対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次に掲げる大規模な災害並びに事故により、甲が管理する港湾漁港施設等が被災し、甲が緊急に災害並びに事故対応を図る上で乙に支援を要請した場合に適用する。

- （1）震度5以上の地震が発生した場合
- （2）大津波が発生した場合
- （3）前各号に掲げるもののほか、大規模な台風、豪雨、その他異常な自然現象等が発生した場合
- （4）油類流出等の事故により広範囲に及ぶ海洋汚染が発生した場合

（支援業務）

第3条 この協定に基づき乙が行う支援業務は、次のとおりとする。なお、支援業務の実施にあたっては、従事者の安全確保を優先するものとする。

- （1）港湾漁港施設等の被災情報の収集及び報告並びに危険箇所の表示
- （2）障害物・漂流物・ゴミ等の除去並びに緊急災害対策
- （3）油類流出等による海洋汚染の拡大を防止する緊急事故対策
- （4）その他甲から要請のあった支援業務

（甲の支援要請）

第4条 甲は、大規模災害並びに事故発生時の支援を得るため、乙から報告のあった幹事会社に対し、次の要請を行う。

- （1）甲が管理する港湾漁港施設等の被災状況について、被災情報提供要請書（別紙様式1）により幹事会社に情報提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- （2）被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認められた時は、緊急作業出動要請書（別紙様式3）により、幹事会社に出動要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- （3）前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場今は、甲は乙から報告のあった副幹事会社並びに会員会社等へ直接要請することができるものとする。

(乙の支援体制)

第5条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に報告しておくものとする。

(1) 甲の管内に幹事会社及び副幹事会社を置き、会員を含めた組織的な支援体制を整備する。

(2) 緊急出動等が可能な資材、作業船、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

(幹事会社の支援内容)

第6条 幹事会社は、甲の災害並びに事故対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

(1) 甲からの被災情報の提供要請を受け、被災情報提供要請通知書(別紙様式1)により会員等へ被災状況の提供を要請する。

(2) 会員等からの被災状況報告を収集整理し、第4条第1号の要請に基づき、被災状況報告書(別紙様式2)により甲に情報提供する。

(3) 第4条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制を基本に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届(別紙様式3)により甲に報告する。

(費用の負担)

第7条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

2 前条第2号の緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で請負契約を締結し、精算するものとする。

(労災補償)

第8条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等へ周知するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙からの特段の意志表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月11日

甲 長崎県長崎土木事務所長崎港湾漁港事務所
所 長

乙 社団法人長崎県港湾漁港建設業協会
会 長

同内容の協定を県地方機関と長崎県港湾漁港建設業協会間で締結

(15) 大規模災害並びに事故発生時における支援活動 (社会貢献)に関する協定書

(県土木部:(一社)長崎県ほ装協会)

長崎県土木部長(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県ほ装協会長(以下「乙」という。)は、地震及び風雪水害等による大規模な災害(大雪による道路交通混乱を含む)が発生し、混乱した初期段階又は混乱が予想される時において、甲の災害対応(大雪対応を含む)に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員等からの被災情報提供や保有する資材、機材、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑な災害対応(除雪作業を含む)を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、次に掲げる大規模災害により、甲が管理する公共土木施設が被災(大雪による道路交通混乱が予想される時を含む)し、甲が緊急に災害対応を図るうえで乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- (1) 震度5以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波が発生した場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、大規模な台風、豪雨、大雪、その他異常な自然現象等が発生した場合

(甲の支援要請)

第3条 甲は、大規模災害発生時の支援を得るため、乙に対し次の要請を行う。

- (1) 甲が管理する公共土木施設の被災状況について、乙に情報提供を要請し、乙は被災状況報告書(別紙様式1)を提出する。
- (2) 被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認めた時は、緊急作業出動要請書(別紙様式2)により、乙に出動要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- (3) 前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場合は、甲は乙が指名するブロックの幹事等に直接要請をすることができるものとする。

(乙の支援体制)

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

- (1) ブロック毎の連絡網など組織的な支援体制を整備する。
- (2) 緊急出動等が可能な資材、機材、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

(乙の支援内容)

第5条 乙は、甲の災害対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

(1) 会員等からの被災状況報告を収集整理し、第3条第1号の要請に基づき、被災状況報告書(別紙様式1)により情報提供する。

(2) 第3条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届(別紙様式2)により甲に報告する。

(費用の負担)

第6条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

2 前条第2号の緊急の作業等に係る費用については、速やかに甲と対応した会員等との間で請負契約を締結し、精算するものとする。

(労災補償)

第7条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の労働災害補償のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。

平成29年2月21日

甲 長崎県土木部長
浅野 和広

乙 一般社団法人 長崎県ほ装協会
中村 人久

(16) 災害発生時における応急対策業務等に関する包括的協定書

(県港湾課：九州地方整備局：九州7県：下関市：福岡市：北九州市：佐世保市：
(一社) 日本埋立浚渫協会九州支部：九州港湾空港建設協会連合会：
山口県港湾建設協会：(一社) 日本海上起重技術協会九州支部：
全国浚渫業協会西日本支部：(一社) 日本潜水協会福岡支部：
(一社) 海洋調査協会：(一社) 港湾技術コンサルタンツ協会)

国土交通省九州地方整備局副局長(以下「甲」という。)、港湾管理者及び民間協力者は、災害が発生した場合における応急対策業務等に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(港湾管理者)

第2条 この協定で「港湾管理者」(以下「乙」という。)とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 福岡県知事(以下「乙1」という。)
- 二 佐賀県知事(以下「乙2」という。)
- 三 長崎県知事(以下「乙3」という。)
- 四 熊本県知事(以下「乙4」という。)
- 五 大分県知事(以下「乙5」という。)
- 六 宮崎県知事(以下「乙6」という。)
- 七 鹿児島県知事(以下「乙7」という。)
- 八 下関市長(以下「乙8」という。)
- 九 福岡市長(以下「乙9」という。)
- 十 北九州市長(以下「乙10」という。)
- 十一 佐世保市長(以下「乙11」という。)

(民間協力者)

第3条 この協定における民間協力者(以下「丙」という。)とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部長(以下「丙1」という。)
- 二 九州港湾空港建設協会連合会会長(以下「丙2」という。)
- 三 山口県港湾建設協会会長(以下「丙3」という。)
- 四 一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部長(以下「丙4」という。)
- 五 全国浚渫業協会西日本支部長(以下「丙5」という。)
- 六 一般社団法人日本潜水協会福岡支部長(以下「丙6」という。)
- 七 一般社団法人海洋調査協会会長(以下「丙7」という。)
- 八 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長(以下「丙8」という。)

(定義)

第4条 この協定で「災害」とは、地震、津波、台風その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

- 2 この協定で「大規模災害」とは、前項の災害のうち、複数の県の港湾又は港湾と港湾法第2条第8項に規定する開発保全航路(以下同じ。)及び同法第55条の3の4に規定する緊急確保航路(以下同じ。)に甚大な被害を及ぼし、かつ、社会的に深刻な影響を及ぼすものをいう。
- 3 この協定で「応急対策業務等」とは、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長の出動要請に対し、丙の会員が実施する施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する業務及び甲又は乙への支援業務をいう。
- 4 この協定で「港湾施設等」とは、港湾法第2条第2項に規定する国際拠点港湾及び重要港湾に係る同法第2条第5項に規定する港湾施設、開発保全航路並びに緊急確保航路をいう。
- 5 この協定で「事務所長」とは、九州地方整備局の港湾事務所、港湾・空港整備事務所、航路事務所及び港湾空港技術調査事務所の長をいう。
- 6 この協定で「地方機関の長」とは、乙の所掌する出先機関の長をいう。
- 7 この協定で「資機材等情報」とは、使用可能な資機材及び人員の情報をいう。
- 8 この協定で「情報連絡要員」とは、甲又は乙が設置した災害対策本部において、災害情報等の情報収集を行い、丙へ情報連絡を行う丙の会員の人員をいう。
- 9 この協定で「緊急災害対策派遣隊(以下、「TEC-FORCE」という。)」の活動とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。

(応急対策業務等の範囲)

第5条 応急対策業務等の範囲は、港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

(応急対策業務等の内容等)

- 第6条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。
 - 3 丙は、前項の規定にかかわらず、国土交通省組織令第206条に規定する九州地方整備局の管轄区域のうち港湾空港関係事務の管轄区域において震度6弱以上の地震が発生したときは、資機材等情報の収集を開始するものとする。
 - 4 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員を特定し出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。
 - 5 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった丙の会員は、可能な限り速やかに港湾施設等及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した被災箇所の被災状況を調査するとともに、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長からの指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。
 - 6 丙は、本協定に基づく応急対策業務等が長期に亘り、甲又は乙より情報連絡要員の支援業務の出動要請があった場合は、九州地方整備局又は地方自治体が設置した災害対策本部等へ情報連絡要員を派遣し、支援業務を行うよう努めるものとする。
 - 7 丙の会員は、九州地方整備局がTEC-FORCEの活動を開始し、甲よりTEC-FORCEの活動への支援業務の出動要請があった場合、TEC-FORCEの活動を迅速かつ円滑に実施するため、被災地へ出動し、TEC-FORCEの活動の支援業務を行う

ものとする。

- 8 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとし、丙は、会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 9 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する資機材等情報について毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 丙の会員は、応急対策業務等を迅速に実施できるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 11 丙は、乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前2項による乙への報告を省略することができる。

(契約の締結)

- 第7条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、自らの負担により遅滞なく請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務等の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
- 3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害の場合)

- 第8条 甲は、大規模災害が発生した場合、広域的な見地から港湾施設等の応急対策の優先度を判断し、限られた資機材等を有効に活用して対策を実施することが求められるため、第6条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

- 第9条 甲、乙及び丙は、相互協力体制の充実及び強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を原則年1回実施するものとする。

(協定の適用範囲)

- 第10条 この協定は、甲又は乙と丙が締結するこの協定と同目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、この協定を優先するものとし、甲が第8条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結日より平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

- 第12条 丙の会員は、応急対策業務等の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲又は事務所長の要請に係るものについては甲又は事務所長に、乙又は地方機関の長の要請

に係るものについては乙又は地方機関の長に報告し、その負担について甲又は事務所長に係るものについては甲又は事務所長と、乙又は地方機関の長に係るものについては乙又は地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書20通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年1月5日

甲 国土交通省 九州地方整備局副局長 藤井 元生

乙1 福岡県知事 小川 洋

乙2 佐賀県知事 山口 祥義

乙3 長崎県知事 中村 法道

乙4 熊本県知事 蒲島 郁夫

乙5 大分県知事 広瀬 勝貞

乙6 宮崎県知事 河野 俊嗣

乙7 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙8 下関市長 中尾 友昭

乙9 福岡市長 高島 宗一郎

乙10 北九州市長 北橋 健治

乙11 佐世保市長 朝長 則男

丙1 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部長 烏田 克彦

丙2 九州港湾空港建設協会連合会会長 下石 誠

丙3 山口県港湾建設協会会長 井森 浩視

丙4 一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部長 近藤 観司

丙5 全国浚渫業協会西日本支部長 清原 生郎

丙6 一般社団法人日本潜水協会福岡支部長 井川 臣治

丙7 一般社団法人海洋調査協会会長 川嶋 康宏

丙8 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長 大村 哲夫

(17) J M A T長崎の派遣に関する協定

(県医療政策課 : (一社) 長崎県医師会)

長崎県知事 (以下「甲」という。) と、社団法人長崎県医師会長 (以下「乙」という。) とは、国内において、大規模災害が発生した場合に迅速な医療救護を実施するため、災害発生時における J M A T長崎 (乙が派遣する医療救護班) の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法 (昭和 2 2 年 1 0 月 1 8 日法律第 1 1 8 号) 災害対策基本法 (昭和 3 6 年 1 1 月 1 5 日法律第 2 2 3 号) または長崎県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護について、指定地方公共機関である乙に協力を求めることに関し、必要な事項を定める。

(要請及び医療救護計画)

第 2 条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、場所、期間、その他必要な事項を示し、 J M A T長崎の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前条に定める医療救護を円滑に実施するため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

3 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) J M A T長崎の編成計画
- (2) 指揮連絡系統
- (3) その他必要な事項

(J M A T長崎の業務)

第 3 条 乙が派遣する J M A T長崎は、避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 J M A T長崎の業務は次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 搬送支援
- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた措置

(J M A T長崎の派遣)

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により甲から派遣要請を受けた場合は、同条に定める医療救護計画に基づき直ちに J M A T長崎を編成し、派遣するものとする。

2 乙が派遣する J M A T長崎は、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。

3 乙が派遣する J M A T長崎の隊員 (以下「隊員」という。) は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。

4 本県における災害において、緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により J M A T長崎を派遣した後、速やかに甲に報告し、

その承認を得るものとする。

(J M A T 長崎の輸送)

第 5 条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、 J M A T 長崎の輸送について必要な措置をとるものとする。

(J M A T 長崎の総合調整)

第 6 条 甲は、乙が派遣する J M A T 長崎が効果的に医療救護活動を行えるよう当該医療救護活動の総合調整を行う。

(医薬品等の供給)

第 7 条 乙が派遣する J M A T 長崎が使用する医薬品等は、当該医療機関が携行するもののほか甲が供給するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第 8 条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

(医療費)

第 9 条 救護所における医療費は、無料とする。

(派遣費用負担)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した J M A T 長崎の派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第 3 条に規定する J M A T 長崎の活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則(昭和 35 年 6 月 15 日長崎県規則第 4 2 号)で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例(昭和 32 年 11 月 12 日長崎県条例第 45 号)による行政職給料表 1 級 2 号に当たる者の 1 日当たりの給与相当額(100 円未満切り捨て)とする。
- (2) J M A T 長崎の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例(昭和 29 年 11 月 1 日長崎県条例第 47 号)に準じて算定した額とする。
- (3) J M A T 長崎が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) J M A T 長崎が携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

(災害救助法が適用された場合の費用弁償)

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した J M A T 長崎が、災害救助法第 24 条(救助業務の従事指示)又は第 25 条(救助業務への協力命令)の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第 33 条(費用の支弁区分)及び同法施行令第 11 条(実費弁償)の定めるところにより費用を弁償する。

(派遣費用負担の例外)

第12条 前2条のいずれにも該当しないJMAT長崎の派遣に要する費用は、乙が負担をするものとする。

(派遣費用の請求)

第13条 乙は、第10条及び第11条の定めによる派遣費用を請求するときは、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(補償)

第14条 甲は、乙が派遣するJMAT長崎の医療救護活動における事故等に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第15条 甲の要請に基づき、乙が派遣したJMAT長崎が、災害救助法第24条(救助業務の従事指示)又は第25条(救助業務への協力命令)の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第29条(扶助金の支給)及び同法施行令第13条(扶助金の種目)から第21条(打切扶助金)までの定めるところにより扶助金を支給する。

2 前項に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、甲が指定する様式により、甲に請求するものとする。

(負傷等の報告)

第16条 JMAT長崎の活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、甲が指定する様式により速やかに甲に報告するものとする。

(医療救護活動の報告)

第17条 乙は、第4条第2項の規定によりJMAT長崎を派遣したときは、医療救護活動後、甲が指定する様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(定めのない事項)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

なお、長崎県と社団法人長崎県医師会が平成11年8月25日に締結した「災害時の医療救護に関する協定」については、本協定の締結をもって廃止する。

平成 2 5 年 3 月 7 日

甲 長崎市江戸町 2 番 1 3 号
長崎県知事

乙 長崎市茂里町 3 番 2 7 号
社団法人長崎県医師会
会 長

(18) 長崎DMATの派遣に関する協定

(県医療政策課：長崎大学病院：長崎みなとメディカルセンター：
長崎原爆病院：済生会長崎病院：佐世保市総合医療センター：
長崎労災病院：北松中央病院：長崎医療センター：諫早総合病院：
島原病院：五島中央病院：上五島病院：壱岐病院：対馬病院)

長崎県知事大石賢吾（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の災害発生時における災害派遣医療チーム（以下「長崎DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の急性期に、日本DMAT隊員養成研修等の専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が災害現場に出動し、迅速な救命処置等や新興感染症等のまん延時の地域において必要な医療提供体制の支援等により、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、長崎DMAT運営要綱に基づき、医療救護活動等を行う必要が生じた場合には、乙に対し、長崎DMATの派遣を要請するものとする。

2 消防機関の長は、現場に出場している救急隊員等からの情報により、被災状況が長崎DMATの派遣要請基準を満たし、かつ時間経過に伴う救命処置の遅れが被災者の生命に重大な影響を及ぼすと判断される場合には、指定病院の長に対して、直接、長崎DMATの派遣を要請することができる。

3 乙は、前2項の規定により要請を受けた場合は、直ちに長崎DMATを派遣するものとする。

4 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により派遣する必要があると認めるときは、乙の判断により長崎DMATを派遣することができるものとする。

5 乙は、前項の規定により長崎DMATを派遣した場合には、「長崎DMAT派遣に係る報告書」（様式第1号）により速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合において、乙が派遣した長崎DMATは、甲の要請に基づく派遣とみなす。

（長崎DMATの活動内容）

第3条 乙が派遣する長崎DMATは、災害現場等において次の医療救護活動を行う。

- (1) 長崎DMAT 調整本部及びDMAT 活動拠点本部における指揮及び調整
- (2) 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- (3) 災害現場におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (4) 被災地内の病院におけるトリアージ、診療支援
- (5) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (6) 新興感染症等のまん延時に、患者受入等を調整する機能を有する組織・部門での入院

等調整

- (7) 施設内で新興感染症等の感染が拡大した介護施設等の感染対策、業務継続支援、診療応援
- (8) その他災害現場における救命活動に必要な措置

(派遣先)

第4条 乙が派遣する長崎DMATは、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。

(指揮命令等)

第5条 乙が派遣する長崎DMATに対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(身分)

第6条 乙が派遣する長崎DMATの隊員(以下「隊員」という。)は、派遣元である乙の職員として医療救護活動等に従事する。

(現地までの移動手段)

第7条 乙が派遣する長崎DMATの現場までの移動手段は、原則として乙が確保するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

(装備品等)

第9条 甲は、乙が長崎DMATが装備する携行用医療資器材を購入するにあたっては、応分の負担を検討するものとする。

- 2 乙が、前項に規定する携行用医療資器材の購入を希望する場合は、事前に甲に協議するものとし、協議の時期及び提出する申請様式等については、甲の指示に従うものとする。
- 3 長崎DMATが装備する携行用医療資器材の維持管理及び医薬品・衛生材料の更新に要する費用は、乙が負担する。
- 4 甲は、長崎DMATのユニフォームを、乙に貸与する。
 - (1) 貸与するユニフォームは、災害医療用多機能ベスト及びキャップとする。
 - (2) 貸与するユニフォームの管理については、長崎DMAT運営要綱実施細則別記様式第10号により行う。

(派遣費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATの派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第3条に規定する長崎DMATの活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例（昭和32年11月12日長崎県条例第45号）による行政職給料表1級2号に当たる者の1日当たりの給与相当額（100円未満切り捨て）とする。
- (2) 長崎DMATの派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額とする。
- (3) 長崎DMATが移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) 長崎DMATが携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

（災害救助法が適用された場合の費用弁償）

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATが、災害救助法第7条（従事命令）又は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第18条（費用の支弁区分）及び同法施行令第5条（実費弁償）の定めるところにより費用を弁償する。

（派遣費用負担の例外）

第12条 前2条のいずれにも該当しないDMATの派遣に要する費用は、乙が負担するものとする。

（派遣費用の請求）

第13条 乙は、第10条の定めによる派遣費用を請求するときは、「費用弁償請求書」（様式第2号）に次の各号に定める書類を添えて、甲に請求するものとする。

- (1) 第10条第1号の請求をする場合は、「長崎DMAT活動報告書」（長崎DMAT運営要綱実施細則別記様式第8号）
- (2) 第10条第2号の請求をする場合は、「旅費計算書」（様式第3号）
- (3) 第10条第3号の請求をする場合は、当該費用に係る請求書の写し
- (4) 第10条第4号の請求をする場合は、「医薬品、衛生材料使用報告書」（様式第4号）

（補償）

第14条 甲は、乙が派遣する長崎DMATの医療救護活動における事故等に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

（災害救助法が適用された場合の扶助金の支給）

第15条 甲の要請に基づき、乙が派遣した長崎DMATが、災害救助法第7条（救助命令）又は第8条（協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第12条（扶助金の支給）及び同法施行令第7条（扶助金の種目）から第15条（打切扶助金）までの定めるところにより扶助金を支給する。

(負傷等の報告)

第16条 長崎DMATの活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」(様式第5号)により報告するものとする。

(待機に係る費用)

第17条 長崎DMAT派遣のための待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和5年9月1日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 大石 賢吾
乙 ○○市○○町○○番○号
○○病院
院長 ○○ ○○

(19) 歯科医療救護班の派遣に関する協定

(県医療政策課：(一社)長崎県歯科医師会)

長崎県知事(以下「甲」という。)と、社団法人長崎県歯科医師会長(以下「乙」という。)とは、国内において、大規模災害が発生した場合に迅速な歯科医療救護を実施するため、災害発生時において乙が派遣する歯科医療救護班に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)または長崎県地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護について、指定地方公共機関である乙に協力を求めることに関し、必要な事項を定める。

(要請及び歯科医療救護計画)

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、場所、期間、その他必要な事項を示し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前条に定める歯科医療救護を円滑に実施するため、歯科医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

3 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画
- (2) 指揮連絡系統
- (3) その他必要な事項

(歯科医療救護班の業務)

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所等において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導
- (4) 身元確認作業に関する協力

(歯科医療救護班の派遣)

第4条 乙は、第2条の規定により甲から派遣要請を受けた場合は、同条に定める歯科医療救護計画に基づき直ちに歯科医療救護班を編成し、派遣するものとする。

2 乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。

3 乙が派遣する歯科医療救護班員(以下「班員」という。)は、派遣元である乙の職員として歯科医療救護活動に従事する。

4 本県における災害において、緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療救護班に対する指揮命令等)

第 5 条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は甲が行うものとし、第 3 条第 2 項第 1 号ないし第 3 号の業務に係るものについては福祉保健部が、同条同項第 4 号の業務に係るものについては、警察本部が所管する。この場合、甲は乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第 6 条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第 7 条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療機関が携行するもののほか甲が供給するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第 8 条 甲は、災害時における歯科医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

(医療費)

第 9 条 救護所における医療費は、無料とする。

(派遣費用負担)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班の派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第 3 条に規定する歯科医療救護班の活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則(昭和 35 年 6 月 15 日長崎県規則第 4 2 号)で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例(昭和 32 年 11 月 12 日長崎県条例第 45 号)による行政職給料表 1 級 2 号に当たる者の 1 日当たりの給与相当額(100 円未満切り捨て)とする。
- (2) 歯科医療救護班の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例(昭和 29 年 11 月 1 日長崎県条例第 47 号)に準じて算定した額とする。
- (3) 歯科医療救護班が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) 歯科医療救護班が携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

(災害救助法が適用された場合の費用弁償)

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第 24 条(救助業務の従事指示)又は第 25 条(救助業務への協力命令)の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第 33 条(費用の支弁区分)及び同法施行令第 11 条(実費弁償)の定めるところにより費用を弁償する。

(派遣費用負担の例外)

第 12 条 前 2 条のいずれにも該当しない歯科医療救護班の派遣に要する費用は、乙が負担をするものとする。

(派遣費用の請求)

第 13 条 乙は、第 10 条及び第 11 条の定めによる派遣費用を請求するときは、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(補 償)

第 14 条 甲は、乙が派遣する歯科医療救護班の歯科医療救護活動における事故等に対応するため、班員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第 15 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第 24 条 (救助業務の従事指示) 又は第 25 条 (救助業務への協力命令) の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第 29 条 (扶助金の支給) 及び同法施行令第 13 条 (扶助金の種目) から第 21 条 (打切扶助金) までの定めるところにより扶助金を支給する。

2 前項に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、甲が指定する様式により、甲に請求するものとする。

(負傷等の報告)

第 16 条 歯科医療救護班の活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、甲が指定する様式により速やかに甲に報告するものとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第 17 条 乙は、第 4 条第 2 項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、甲が指定する様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(定めのない事項)

第 18 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙 協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 19 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して 1 年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から 1 月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成25年 3月 7日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事

乙 長崎市茂里町3番19号
社団法人長崎県歯科医師会
会 長

(20) 災害時等における薬剤師の派遣に関する協定書

(県薬務行政室：(一社)長崎県薬剤師会)

長崎県（以下「甲」という。）と、一般社団法人長崎県薬剤師会（以下「乙」という）は、大規模災害の発生あるいは災害発生に備え、迅速かつ円滑な医療救護活動を行うため、災害時等において乙が派遣する薬剤師に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき作成された長崎県地域防災計画並びに医療救護に関する関係指針・マニュアル、さらに県内各市町（以下「関係市町」という。）の地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、医療救護の応援が必要な場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとし、乙は、甲の要請に応じ薬剤師を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を円滑に実施するため、予め長崎県薬剤師会医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師の活動場所）

第4条 派遣される薬剤師は、関係市町の救護所又は避難所（以下「救護所等」という。）、医薬品・医療材料等（以下「医薬品等」という。）の保管・集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師の業務）

第5条 派遣される薬剤師が医療救護活動を行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における調剤、薬剤交付及び服薬指導
- (2) 医薬品等の保管・集積場所における医薬品等の仕分け、管理及び供給
- (3) 医薬品等に関する相談
- (4) 原子力災害発生時に備えた安定ヨウ素剤（ヨウ化カリウムの丸薬及び内服薬）の事前配布に関する協力及び発生時の安定ヨウ素剤予防服用に係る薬剤交付、服薬指導
- (5) その他状況に応じた必要な措置

（薬剤師の輸送）

第6条 甲又は乙は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

(総合調整)

第 7 条 甲は、乙が派遣する薬剤師が円滑に医療救護活動を実施できるよう当該医療救護活動の総合調整を行う。

(医薬品等の供給)

第 8 条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、派遣される薬剤師が携帯するものを含め乙が供給するものを使用することができる。

(調剤費)

第 9 条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(派遣費用負担)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した薬剤師の派遣に要する費用は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づき算定した額とし、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 第 4 条に規定する薬剤師の業務に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則(昭和 35 年長崎県規則第 42 号)で定める額とする。
- (2) 薬剤師の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例(昭和 29 年長崎県条例第 47 号)に準じて算定した額とする。
- (3) 薬剤師が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

(派遣費用負担の例外)

第 11 条 前条のいずれにも該当しない薬剤師の派遣に要する費用は、乙が負担をするものとする。

(派遣費用の請求)

第 12 条 乙は、第 10 条の規定による派遣費用を請求するときは、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(医療救護活動の報告)

第 13 条 乙は、第 2 条の規定により薬剤師を派遣したときは、医療救護活動後、速やかに甲に報告するものとする。

(業務災害の報告)

第 14 条 乙は、第 2 条の規定により派遣した薬剤師が、医療救護活動のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(合同訓練)

第 15 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加し、災害時に適切な対応ができるよう努めるものとする。

(扶助金の支給)

第 16 条 医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき算定した額とする。

なお、支給を受けようとする者は、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(協 議)

第 17 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲乙いずれかの申し出がない場合は当該有効期間満了の日から換算して 1 年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 11 月 14 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市茂里町 3 番 18 号
一般社団法人長崎県薬剤師会
会長 宮崎 長一郎

(21) 災害発生時等における医療救護活動に関する協定書

(県福祉保健課 : (公社) 長崎県看護協会)

長崎県(以下「甲」という。)と公益社団法人長崎県看護協会(以下「乙」という。)とは、災害発生時等における医療救護活動(以下「救護活動」という。)の協力に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、長崎県内で地震、風水害その他の災害等が発生した場合(以下「災害発生時等」という。)において、甲が乙に対して救護活動の協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(支援活動の内容)

第2条 災害発生時等において、乙は甲からの協力要請に基づき、看護班を下記の救護活動に派遣するものとする。

- (1) 被災地の病院等における看護業務
- (2) 避難所等における避難住民の健康相談及び健康管理業務
- (3) その他甲と乙双方が必要と認める業務

(指揮命令)

第3条 看護班に対する指揮命令については、甲が指定するものとする。

(要請の方法)

第4条 第1条の要請は、「救護活動要請書」(別紙第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(報告)

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施し、その実態を「救護活動報告書」(別紙第2号様式)により甲に報告するものとする。

(経費の負担等)

第6条 甲の協力要請により乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護班の派遣に要する旅費及び日当
- (2) 看護班が救護活動に従事する際に使用する資機材にかかる損料
- (3) 看護班が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(補償)

第 7 条 甲は、乙が派遣する看護班の救護活動における事故等に対応するため、班員を損害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(連絡責任者の報告)

第 8 条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 3 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれとも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第 11 条 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日 1 ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 6 月 1 日

甲 長崎市江戸町 2 番 1 3 号
長崎県知事 中村 法道

乙 諫早市永昌町 2 3 番 6 号
公益社団法人長崎県看護協会
会長 西村 伊知恵

(22) 災害時における医薬品の供給に関する協定

(県薬務行政室：長崎県医薬品卸業組合)

長崎県（以下「甲」という。）と、長崎県医薬品卸業組合（以下「乙」という）は、大規模災害の発生に際し、迅速かつ円滑な医薬品の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が行う医薬品の調達業務に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品の確保を図るため、医薬品を調達する必要性が生じたとき、又は県内市町より供給の要請があったときは、乙に対し乙の加入組合員（供給業者）が保有する医薬品の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品は、甲が保有する災害緊急用の備蓄医薬品又は乙の加入組合員（供給業者）が保有する医薬品で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医薬品
- (2) その他、甲が指定するもの

(要請の方法)

第5条 第2条の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

(緊急要請)

第6条 やむを得ない事情により、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入組合員（供給業者）に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況について、事後速やかに乙に連絡するものとする。

(医薬品の受け取り)

第7条 医薬品の受け取り場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、甲はこれを受け取るものとする。

(配送体制の確保)

第8条 医薬品の配送については、乙が行うものとする。なお、乙の配送経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、事前に甲乙調整のうえ、監督部署に緊急配送車両の登録（緊急通行車両等事前届出）を行い、通行許可車両として使用可能となるように準備する。

(費用弁償)

第9条 供給要請した医薬品のうち乙の加入組合員(供給業者)が保有する医薬品の実費については、医療機関等が支払うべき場合を除き、甲は、災害発生の直前における適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲乙いずれかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

制定附則

この協定は、平成9年8月4日から施行する。

改正附則

この協定は、平成28年6月1日から施行する。

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県諫早市東小路町2番28号

長崎県医薬品卸業組合 理事長 宮崎 到

(23) 災害時における医療材料等の供給に関する協定

(県薬務行政室：長崎県医科器械協会（現：長崎県医療機器協会）)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県医療機器協会（以下「乙」という）は、大規模災害の発生に際し、迅速かつ円滑な医療材料等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が行う医療材料等の調達業務に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医療材料等の確保を図るため、医療材料等を調達する必要性が生じたとき、又は県内市町より供給の要請があったときは、乙に対し、保有する医療材料等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療材料等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療材料等は、乙が保有する医療材料等で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医療材料等
- (2) その他、甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第5条 第2条の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合には、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（緊急要請）

第6条 やむを得ない事情により、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入協会員（供給業者）に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況について、事故後速やかに乙に連絡するものとする。

（医療材料等の受け取り）

第7条 医療材料等の受け取り場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、甲はこれを受け取るものとする。

（配送体制の確保）

第8条 医療材料等の配送については、乙が行うものとする。なお、乙の配送経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、事前に甲乙調整のうえ、監督部署に緊急配送車両の登録（緊急通行車両等事前届出）を行い、通行許可車両として使用可能となるように準備する。

(費用弁償)

第9条 供給要請した医療材料等の実費については、医療機関等が支払うべき場合を除き、甲は、災害発生の直前における適正な価格で、供給業者に支払うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲乙いずれかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

制定附則

この協定は、平成9年8月4日から施行する。

改正附則

この協定は、平成28年4月1日から施行する。

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市興善町6番7号
長崎県医療機器協会 理事長 米満 康彦

(24) 災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

(県業務行政室：(一社)日本産業・医療ガス協会九州地域本部)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部(以下「乙」という。)は、災害発生に際し医療ガス等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が行う医療ガス等の調達業務に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第2条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、調達する必要が生じたときは、乙に対し、医療ガス等の供給を要請することができるものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、甲から医療ガス等の供給に関する要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療ガス等の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 医療ガス
- (2) 医療ガスの使用にあたり必要となる資機材等
- (3) その他甲が指定するもの

(要請の方法)

第5条 第3条の規定による要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

(緊急要請)

第6条 やむを得ない事情により前条による甲及び乙の連絡手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入会員又は長崎支部に対し供給を要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況について、事後速やかに乙に連絡するものとする。

(医療ガス等の受け取り)

第7条 医療ガス等の受け取り場所については甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する代理の者が品目及び数量を確認のうえ、これを受け取るものとする。

(医療ガスを使用する施設の安全性の確認)

第8条 医療ガスを使用する施設設備の安全性等を確認する必要がある場合には、甲は乙に対し安全性等の確認について協力を要請できるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は供給を要請した医療ガス等の実費については、その費用を医療ガス等の供給を

行った乙の加入会員に支払うものとする。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、協定適用の日から起算して 1 年間とする。ただし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

(適 用)

第 12 条 この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 31 日

甲 長崎県長崎市江戸町 2 - 1 3
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 3 - 1 - 1 0
一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部
医療ガス部門本部長 岩切 充弘

(25) 災害時における高齢者施設への応援に関する協定書

(県長寿社会課：長崎県老人福祉施設協議会：(一社) 長崎県老人保健施設協会：
(一社) 長崎県認知症グループホーム連絡協議会)

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県老人福祉施設協議会(以下「乙」という。)、一般社団法人長崎県老人保健施設協会(以下「丙」という。)及び一般社団法人長崎県認知症グループホーム連絡協議会(以下「丁」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等(以下「災害」という。)が発生した場合において、被災した高齢者施設(以下「被災施設」という)への応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎県内又は県外の災害時に、甲乙丙丁が相互に協力して被災施設への応援等について協議し、円滑な支援の実施を図ることを目的とする。

(情報の収集等)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、平常時において、施設の入所者等の状況や応援体制等について、できる限り情報を収集するよう努めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、災害時における被災施設の被害状況や応援の実施状況等について、積極的に情報の収集及び共有に努めるものとする。

(応援の要請)

第3条 甲は、乙、丙及び丁に対して応援要請をする場合は、次の事項を明らかにしてファクシミリ又は電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 被災施設の概要及び被災状況
- (2) 被災施設の入所者等の状況
- (3) 応援の種類
- (4) 応援の具体的な内容及び必要量
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 被災施設への経路
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

(応援の調整)

第4条 乙、丙及び丁は、甲から前条の要請を受けた場合又は被災施設への応援等の対応が必要であると認めた場合は、次の各号に掲げる事項について、乙、丙及び丁の会員施設に対し、応援の調整を行なうものとする。

- (1) 被災施設の入所者等の一時的受入れのための施設の提供
- (2) 被災施設の入所者等に対する食料、飲料水等の生活必需品、衣服、おむつ等の生活用品、ベッド、車いす等の備品等の提供
- (3) 被災施設に対する介護職員その他必要な職員の派遣

- (4) 被災施設に対する救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

(受入者数の決定)

第5条 前条第1号に規定する一時的受入れに当たっては、受入施設に過大な負担がかからないよう、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、甲と受入先施設との協議の上、具体的な受入者数を決定するものとする。

(他の団体等への応援の調整)

第6条 乙、丙及び丁は、乙、丙及び丁の会員施設による応援では不足する場合には、甲に対し、乙、丙及び丁の会員施設以外の施設による応援について、調整を要請することができる。

2 甲は、乙、丙及び丁から前項の要請を受けた場合には、第4条各号の事項について、乙、丙及び丁以外の団体又は他県に対して、第3条に定める応援の要請をするものとする。

(終了報告)

第7条 乙、丙及び丁は、本協定に基づく業務を終了したときは、次に掲げる事項の実績を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応援を受けた施設等の名称
- (2) 応援を行った施設等の名称
- (3) 提供した応援の内容及び数量
- (4) 応援活動の実施期間
- (5) その他必要な事項

(協定書細目)

第8条 玄海原子力発電所における原子力災害が発生した場合の対応をより効果的に行うため、災害時における高齢者施設への応援に関する協定書細目を別に定める。

(経費の負担)

第9条 避難入所者の移送及び受入れに要した経費のうち、介護保険の対象となる経費については、避難元又は避難先の施設が請求を行い、その他の経費については、国等が示す取扱いをもとに別途協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙丁がその都度協議して定めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の取決めを円滑に実施するため、甲においては長寿社会課に、乙、丙及び丁においては事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙丁いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月15日

甲 長崎県知事 中村 法道 印

乙 長崎県老人福祉施設協議会

会長 阿比留 志郎 印

丙 一般社団法人長崎県老人保健施設協会

会長 土井 庸正 印

丁 一般社団法人長崎県認知症グループホーム連絡協議会

会長 白仁田 敏史 印

(26) 災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定書

(県福祉保健課 : (公社) 長崎県栄養士会)

長崎県 (以下「甲」という。) と、公益社団法人長崎県栄養士会 (以下「乙」という。) とは、災害発生時における栄養・食生活支援活動にかかる協力について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、県内で災害が発生した場合において、災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 及び長崎県地域防災計画に基づき、甲が行う避難所及び仮設住宅等の被災者に対する健康対策のうち栄養・食事相談等 (以下「栄養・食事相談」という。) に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請等)

第 2 条 甲は、被災者に対し、栄養・食事相談を行う必要が生じた場合は、乙に対し、場所、期間その他必要な事項を示し、派遣を要請するものとする。乙は甲から要請を受けた場合は、被災地域に派遣する管理栄養士・栄養士 (以下「乙が派遣する管理栄養士等」という。) の調整を行い、速やかに栄養・食事相談支援チームを編成するものとする。

2 乙は、乙が派遣する栄養・食事相談支援チームの編成を行う場合は、乙に属する長崎県栄養士会災害支援チームとの調整を行うものとする。

3 乙は、栄養・食事相談等に係る支援活動を円滑に実施するため、活動計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

4 前項の活動計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 長崎県栄養士会災害支援チームの編成計画

(2) 指揮連絡系統

(3) その他必要な事項

(支援活動内容)

第 3 条 乙が派遣する管理栄養士等は、原則、被災地において医療救護班や保健活動と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 被災者 (要配慮者を含む。) への栄養・食事相談

(2) 避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育

(3) 特殊栄養食品 (アレルギー児用粉ミルクや高齢者用食品、病者用食品等) の提供に係る支援

(4) その他必要な事項

(指揮命令等)

第 4 条 乙が派遣する管理栄養士等に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

(現地までの移動手段)

第 5 条 乙が派遣する管理栄養士等の現地までの移動手段は、原則として乙が確保するもの

とする。

(報告)

第6条 乙は、第3条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

(派遣費用負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣する管理栄養士等の派遣に要する費用は、災害救助法に基づき算定した額とし、次の各号により甲が負担するものとする。

(1) 第3条に規定する管理栄養士等の業務に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則(昭和35年6月15日長崎県規則第42号)で定める額とする。

(2) 管理栄養士等の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例(昭和29年11月1日長崎県条例第47号)に準じて算定した額とする。

(3) 管理栄養士等が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。

(4) 管理栄養士等が支援活動の際に使用した資機材等の使用料は、実費の額とする。

(補償)

第8条 甲は、乙が派遣する管理栄養士等の支援活動における事故等に対応するため、管理栄養士等を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(負傷等の報告)

第9条 管理栄養士等の支援活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した管理栄養士等が業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第12条(扶助金の支給)及び同法施行令(昭和22年政令第225号)第7条(扶助金の種目)から第15条(打切扶助金)までの定めるところにより扶助金を支給する。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、派遣体制の整備と甲との連絡体制の強化に努めるものとする。

(定めのない事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和 元年 10月 18日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市大黒町3番1号 長崎交通産業ビル5階
公益社団法人長崎県栄養士会
会長 篠崎 彰子

(27) 災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定

(県福祉保健課：長崎災害リハビリテーション推進協議会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎災害リハビリテーション推進協議会（長崎 JRAT）（以下「乙」という。）は、災害リハビリテーション支援について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）又は長崎県地域防災計画に基づき甲が行う災害リハビリテーション支援活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 災害リハビリテーションとは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の災害関連死、生活不活発等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することで、支援対象者の早期自立生活の再建及び被災地域の復興を支援する活動の全てをいう。

2 災害リハビリテーション支援活動とは、災害リハビリテーションによる支援及び当該支援に係る本部運営、事務、人材の派遣等の調整業務をいう。

（災害リハビリテーション支援活動に係る人材の派遣）

第 3 条 甲は、災害リハビリテーション支援活動を実施する必要がある場合は、迅速適切に乙に対し、場所、期間、その他必要な事項を示し、当該活動に係る人材の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、災害リハビリテーション支援チームを編成し派遣するものとする。なお、同項の要請は、原則として文書を速やかに交付して行うものとする。

3 乙は、災害リハビリテーション支援活動を円滑に実施するため、活動計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

4 前項の活動計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 災害リハビリテーション支援チームの編成計画

(2) 災害リハビリテーション支援活動に係る指揮連絡系統

(3) その他必要な事項

5 災害の規模及び状況を踏まえて、乙は甲と協議の上で派遣規模を決定し、必要に応じて乙は他都道府県からの災害リハビリテーション支援チームの受入れの調整を行うものとする。

（災害リハビリテーション支援チームの業務）

第 4 条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームは、甲又は市町が設置する避難所、仮設住宅、在宅避難者等において災害リハビリテーション支援を行うことを原則とする。

2 災害リハビリテーション支援チームの業務は次のとおりとする。

- (1) 避難所、避難場所等の環境アセスメント並びに改善に関する対応及び提案
- (2) 支援対象者に係るリハビリテーション適応に対する評価（リハビリテーショントライアージ）及び情報収集
- (3) 支援対象者の生活不活発病等を予防するための活動
- (4) リハビリテーション医療器材（福祉用具、補装具、自助具等）の評価及び提供に関する対応
- (5) その他必要な支援

（連絡責任者の指定）

第5条 第3条第1項の派遣要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め、緊急時の連絡先を相互に報告するものとする。その内容に変更を生じた場合は、申し出て内容を更新するものとする。

（指揮）

第6条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームに対する指揮は、長崎県災害対策本部の方針に基づき、乙の代表が行うものとする。

（災害リハビリテーション支援チームの輸送）

第7条 災害リハビリテーション支援チームの輸送手段は乙が確保するものとする。ただし、道路等の被災状況により乙による輸送手段の確保が困難な場合には、甲は乙に対して必要な措置を講じるものとする。

（リハビリテーション医療器材等の供給）

第8条 乙が派遣する災害リハビリテーション支援チームが使用するリハビリテーション医療器材、医薬品、支援用物品等は、当該災害リハビリテーション支援チームが携行するものを含め、甲が供給するものとする。

2 支援対象者へ提供されるリハビリテーション医療器材とは、弾性包帯及び補装具、杖及び車椅子、段ボールベッド等、支援対象者の活動性を補助する機器等をいう。

（医療費）

第9条 避難所、避難場所等における支援対象者の医療費は無料とする。

（支援活動終了の時期）

第10条 災害リハビリテーション支援活動の終了は、原則として避難所等の規模が縮小するとともに、長崎県地域リハビリテーション支援体制がその機能を回復し、当該活動を引き継ぐことが可能となる時期とする。具体的な支援活動終了の期日については、甲乙協議の上決定する。

(実費弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙がリハビリテーション支援活動を実施した場合に要する費用は、災害救助法の定めるところにより、次の各号について甲が負担するものとする。

- (1) 災害リハビリテーション支援活動に従事する宿泊を含む旅費及び日当
- (2) 災害リハビリテーション支援活動に従事する際に使用するリハビリテーション医療器材、医薬品等に係る損料
- (3) 災害リハビリテーション支援チーム員が災害リハビリテーション支援活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 災害リハビリテーション支援チーム員の災害リハビリテーション支援活動における事故等に対応するためのチーム員の損害保険の保険料

(他都道府県への災害リハビリテーション支援チームの派遣)

第12条 第3条第1項の派遣要請は原則として長崎県内を対象地域とする。ただし、他の都道府県において災害が発生し、甲が派遣要請の必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前各条の規定は、前項ただし書の規定による他の都道府県への災害リハビリテーション支援チームの派遣において準用する。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めることができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合はこの協定は1年間延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 元年 11月 26日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市銀屋町4番11号
長崎災害リハビリテーション推進協議会
代表 松坂 誠應

(28) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：(一社)プレハブ建築協会)

(趣 旨)

第1条 この協定は、長崎県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)に建設に関して、長崎県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建築)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委託した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査し、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会 員 名 簿 等 の 提 供)

第 9 条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するもとし、部員及び会員に移動があった場合は、甲に報告する。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第 11 条 この協議は平成 8 年 3 月 1 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 8 年 2 月 29 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長 崎 県
長崎県知事 高 田 勇

乙 東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 2 番 6 号
社団法人 プレハブ建築協会
会 長 石 橋 毅

(29) 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(県住宅課:(公社)長崎県宅地建物取引業協会:
(公社)全日本不動産協会長崎県本部)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県(以下「甲」という)が、社団法人長崎県宅地建物取引業協会(以下「乙」という)に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者(以下「会員業者」という)に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に2条に基づく協力要請を行ったときは、被災者及び対象市町に対して制度の周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては土木部まちづくり推進局住宅課、乙においては社団法人長崎県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は平成21年2月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 2 月 2 日

甲 長崎市江戸町 2 番 13 号
長 崎 県
長崎県知事 金 子 原 二 郎

乙 長崎市目覚町 3 番 19 号
社団法人 長崎県宅地建物取引業協会
会 長 山 口 管 律

(29) 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書

(県住宅課:(公社)長崎県宅地建物取引業協会:
(公社)全日本不動産協会長崎県本部)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県(以下「甲」という)が、社団法人全日本不動産協会長崎県本部(以下「乙」という)に対し、災害時における民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者(以下「会員業者」という)に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請するとともに、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求めるものとする。

2 乙は、会員業者の媒介事務が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(被災者等への周知)

第4条 甲は乙に2条に基づく協力要請を行ったときは、被災者及び対象市町に対して制度の周知を図るものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては土木部まちづくり推進局住宅課、乙においては社団法人全日本不動産協会長崎県本部事務局とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方またはいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は平成21年2月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年2月2日

- 甲 長崎市江戸町2番13号
長 崎 県
長崎県知事 金 子 原 二 郎
- 乙 長崎市樺島町7番1号
社団法人 全日本不動産協会長崎県本部
本部長 宮 原 清 明

(30) 災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定

(県住宅課：(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会)

長崎県(以下「甲」という。)と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(以下「乙」という。)は災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において住宅の確保を要する被災者の住宅として利用する民間賃貸住宅の情報提供等に関し、甲が乙に協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲と乙の協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協定は、平成27年6月16日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月16日

甲 長崎県知事 中村 法道

乙 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会 長 川口 雄一郎

(31) 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

(県住宅課 : (独) 住宅金融支援機構)

長崎県 (以下「甲」という。) 及び独立行政法人住宅金融支援機構 (以下「乙」という。) は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、長崎県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(情報の交換)

第 1 条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第 7 条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第 7 条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

(住宅相談窓口開設)

第 2 条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

第 3 条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

(住宅ローン返済中の県民への支援)

第 4 条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第 5 条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第 2 条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第 6 条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第 7 条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第 9 条 この協定は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。

なお、長崎県知事と住宅金融公庫福岡支店長との間で締結した平成 17 年 6 月 1 日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 9 月 1 日

甲 長崎県知事 中村 法道

乙 独立行政法人住宅金融支援機構 理事長 加藤 利男

(32) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：(一社)全国木造建設事業協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設木造住宅の建設に関して、長崎県(以下「甲」という。)が一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「乙」という。)に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第1号に定める応急仮設住宅であって木造のものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話その他適当な方法によることができる。この場合において、甲は前記文書を事後速やかに提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下、「丙」という。)の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。以下同じ。)の指示に従い住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、検査合格した後に、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第 9 条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を、毎年 1 回甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第 11 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 3 0 年 2 月 1 5 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県知事 中村 法道

乙 東京都中央区八丁堀 3 - 4 - 1 0 京橋北見ビル東館 6 階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 青木 宏之

(33) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：(一社)日本木造住宅産業協会：
(一社)日本ムービングハウス協会)

(趣旨)

第1条 この協定は長崎県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設木造住宅の建設(以下「住宅建設」という。)の実施に関して、長崎県(以下「甲」という。)が一般社団法人日本木造住宅産業協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この協定における対象は、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で木造のものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の被災状況等を勘案して住宅建設の協力要請を行う。協力要請を行うに当たっては、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話などによることができる。この場合において、甲は前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、第3条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「業者」という。)の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた業者は、甲(甲が住宅建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本木造住宅産業協会九州支部事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力などの状況を毎年1回

甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第 9 条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第 11 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 2 月 28 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県知事 中村 法道

乙 東京都港区六本木一丁目 7 番 2 7 号
一般社団法人日本木造住宅産業協会
会長 市川 晃

(33) 災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

(県住宅課：(一社)日本木造住宅産業協会：
(一社)日本ムービングハウス協会)

(趣旨)

第1条 この協定は長崎県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設木造住宅の建設(以下「住宅建設」という。)の実施に関して、長崎県(以下「甲」という。)が一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この協定における対象は、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅で、乙が認証した移動式木造住宅(ムービングハウス)とする。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の被災状況等を勘案して住宅建設の協力要請を行う。協力要請を行うに当たっては、工事場所、工事内容、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認められる事項を文書により乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話などによることができる。この場合において、甲は前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、第3条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「業者」という。)の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた業者は、甲(甲が住宅建設を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては長崎県土木部住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会事務局とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力などの状況を毎年1回

甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第 9 条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第 11 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 6 月 30 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県知事 大石 賢吾

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2 番 15 号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

(34) 災害時における畳の供給に関する協定書

(県住宅課：長崎県畳工業組合)

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県畳工業組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における避難所等に対する畳の優先供給に関して、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、甲から乙に対して行う供給要請に関して、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時に甲が必要と認めるとき又は市町が甲に要請したときは、甲は乙に対して畳の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として「災害時における畳の供給に関する要請書」(別紙様式第1号)により文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、供給可能な範囲内において、協力するものとする。

2 乙は、前項により畳の供給を行った場合、甲に対し、「災害時における畳の供給状況報告書」(別紙様式第2号)により実績報告を行うものとする。

(畳の引き渡し)

第4条 畳の引き渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引き渡し場所までの畳の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙が畳を運搬する際には、当該車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条の規定により乙が供給した畳及び第4条の規定により乙が行う運搬に要する費用については、乙が負担するものとする。ただし、第4条ただし書きの規定により、甲が指定する者が運搬した費用については甲又は甲が指定する市町が負担するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本協定に基づく業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡窓口)

第9条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め相互に「連絡責任者届」(別紙様式第3号)を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合にも、その都度提出するものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙が供給可能な量の数量について、「災害時における量の供給協力可能状況報告依頼書」(別紙様式第4号)により、随時報告を求められることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められた場合は、「災害時における量の供給協力可能状況報告書」(別紙様式第5号)により報告するものとする。

(訓練への参加要請)

第11条 乙は、甲が実施する総合防災訓練等に参加を要請されたときは、積極的にこれに協力するものとする。

2 前項の規定により訓練参加した際の経費については、乙の負担とする。

(協議)

第12条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期限)

第13条 本協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年3月18日

甲 長崎市尾上町3-1
長崎県知事 中村 法道

乙 西彼杵郡長与町三根郷54-9
長崎県量工業組合
理事長 荒木 敏昭

(35) 地震時等における被災建築物応急危険度判定等に関する協定書

(県建築課：(一社)長崎県建築士会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県建築士会(以下「乙」という。)は、大規模地震等で被災した建築物が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生のおそれがある場合における被災建築物の応急危険度判定の実施等に関し、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、「長崎県地域防災計画(震災対策編)」に基づき大規模地震後の二次災害を防止するために実施する被災建築物等の応急危険度の判定活動及び相談活動について、甲が乙及び乙の会員(以下「会員」という。)の応援もしくは協力を得るにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間判定士(以下「判定士」という。)とは、長崎県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条第2項に定める被災建築物応急危険度判定士のうち、県及び市町村等の職員を除く民間の被災建築物応急危険度判定士をいう。
- (2) 判定活動等とは、被災建築物応急危険度に関する判定活動、判定実施に必要な調査活動及び相談活動等をいう。

(事前準備)

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく判定活動等が円滑に行われるよう、随時、次の各号の資料を提供又は交換するものとする。

- (1) 長崎県地域防災計画(震災対策編)
- (2) 連絡担当者、判定士名簿及び判定士連絡網

(協力の要請)

第4条 甲は、県内において大規模地震等が発生し、判定活動等の実施のために応援もしくは協力が必要と判断したときは、乙に対し文書により応援もしくは協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後、遅滞なく文書を交付するものとする。

(協力)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、判定士連絡網に基づき判定士への連絡に協力するものとする。

- 2 乙の会員である判定士は、判定活動及び相談活動について、可能な限り甲に協力するものとする。

3 乙の会員である判定士の派遣について、地震発生時に電話等の通信が困難な状況においても、実施できるように取り組むものとする。

(災害時における補償)

第6条 第2条における判定活動に伴う災害補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に基づく補償とする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、一般社団法人長崎県建築士会とする。

(準用)

第8条 次の各号に掲げる場合においては、第4条から第7条の規定を準用する。

- (1) 甲が他都道府県への判定活動支援、協力が必要と判断したとき
- (2) 甲が訓練のために判定士に連絡を行う必要があるとき

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用の期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月27日

甲 長崎県
長崎県知事 中村法道

乙 一般社団法人長崎県建築士会
会長 富田耕司

(36) 災害時における支援に関する協定書

(県防災企画課：長崎県石油商業組合)

長崎県（以下「甲」という。）と、長崎県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害時における燃料の優先供給や被災者及び帰宅困難者（以下「被災者等」という。）の支援に関し、甲が乙に対して支援を求めるときに必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、災害時に次の各号について支援を要請することができる。

- (1) 乙の組合員の給油所において、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両（消防車、救急車等）に対し、優先的に燃料を供給すること
 - (2) 乙の組合員の給油所において、市町等が行う炊き出し及び避難所の暖房等に必要な燃料を優先的に供給すること
 - (3) 乙の組合員の給油所において、被災者に対し一時休憩所として、トイレ及び水道水を提供すること
 - (4) 乙の組合員の給油所において、被災者に対し、乙がテレビ、ラジオ、インターネット等により得た情報及び現地情報（通行可能な道路や避難所の所在地等）を可能な限りで提供すること。
- 2 前項の支援要請は、文書で行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（乙の支援）

第3条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けた時は、可能な範囲内において支援するものとする。

ただし、通信の途絶等により甲が乙へ支援要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たず支援を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に規定する燃料の代金は、乙から供給を受けた者が負担するものとする。

- 2 第2条第1項第3号から第4号に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 甲乙両者は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（「以下連絡責任者等」という）を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲乙両者は、災害時において協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第9条 この協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年5月8日

甲 長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子原二郎

乙 長崎県長崎市元船町2番8号
長崎県石油商業組合
理事長 松本博

災害時における被災者等の支援に関する協定にかかる実施細目

災害時における被災者等の支援に関する協定（以下「協定」という）第7条に基づく実施細目について、下記のとおり定める。

第1条 乙の組合員は、協定第2条第1項第4号に規定する情報提供の一環として、長崎県ホムペ・ジ内の総合防災ポータルページ(<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/index.php>)又は携帯電話用 (<http://www.pref.nagasaki.jp/k/>) からパソコンまたは携帯電話を利用して随時情報を取得し、被災者に可能な限りで情報提供を行うものとする。

第2条 協定第2条第1項第1号に規定する緊急通行車両のうち代表的なものは、次の各号に掲げる自動車である。

- (1) 消防車
- (2) 救急車
- (3) 警察用自動車
- (4) 知事の災害派遣要請を受けた自衛隊の車両
- (5) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための自動車（通常、都道府県知事又は公安委員会に交付された標章を前面に掲示しているもの）

第3条 協定第2条第1項第2号に規定する燃料を優先的に供給する対象は、別表1のとおりとする。

第4条 協定第2条第2項に規定する支援要請は、別紙様式1により行う。

第5条 協定第5条に規定する連絡責任者の報告は、別紙様式2で行い、協定初年度においては協定締結の日以降30日以内に行うものとする。

別表 1 (実施細目第 3 条)

協定に定める供給先	対象として想定する施設	用途
市町等が行う炊き出し	炊き出しの場所	電源等
避難所の暖房等	避難所	暖房、電源、通信設備等
災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両等	災害復旧(道路、橋など)	重機等の燃料
	浄水場	自家発電設備の燃料
	下水処理施設	
医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの	病院、有床診療所等	自家発電設備の燃料等
	高齢者関連施設、事業所	自家発電設備の燃料等 訪問、送迎等の福祉車両用燃料
	障害者関連施設、事業所	
災害対策業務を行う行政機関	県庁、地方機関、その他の県機関 警察本部、警察署 市町行政機関	自家発電設備の燃料 車両用燃料
その他、県民の安全を確保するために特に重要なものとして県が認める施設等	放送事業者など	

燃料不足等の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、県は必要な調整を行う。

別紙様式 1 (実施細目第 3 条)

災害時における支援要請書

年 月 日

様

長崎県知事

- 1 災害及び支援を必要とする状況 (理由)

- 2 要請する支援の内容

連 絡 責 任 者 届

【長崎県】

1 連絡責任者等

項 目	連 絡 責 任 者	副 連 絡 責 任 者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

2 . 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	連 絡 責 任 者	副 連 絡 責 任 者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間: 9 : 0 0 ~ 1 7 : 4 5
- ・休 日: 土・日曜日、祝祭日、年末年始 (1 2 / 2 9 ~ 1 / 3)

【長崎県石油商業組合】

1 連絡責任者等

項 目	連 絡 責 任 者	副 連 絡 責 任 者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	連 絡 責 任 者	副 連 絡 責 任 者
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間:
- ・休 日:

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ-ヤマザキ：(株)ファミリー-マ-ト：
(株)ロ-ソン：(株)吉野家：(株)モスフ-ドサービス：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ココストア(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
 - (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステ - ション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステ - ションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステ - ション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステ - ション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステ - ション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番地 34 号
株式会社ココストア
代表取締役社長 盛 田 宏

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ・ヤマザキ：(株)ファミリー・マート：
(株)ロソン：(株)吉野家：(株)モスフードサービス：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステーション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金 子 原二郎

(乙) 住 所 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン - イレブン・ジャパン
代表取締役 井 戸 隆 一

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ-ヤマザキ：(株)ファミリー-マ-ト：
(株)ロ-ソン：(株)吉野家：(株)モスフ-ドサービス：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社デイリ-ヤマザキ(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカ - の掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲)住所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙)住所 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社デイリ - ヤマザキ
代表取締役社長 田 嶋 誠

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ-ヤマザキ：(株)ファミリー-マ-ト：
(株)口-ソン：(株)吉野家：(株)モスフ-ドサービス：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ファミリー-マ-ト(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカ - の掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲)住所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子原二郎

(乙)住所 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ファミリ・マート
代表取締役 上田準二

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ-ヤマザキ：(株)ファミリー-マ-ト：
(株)ロ-ソン：(株)吉野家：(株)モスフ-ドサービス：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ロ-ソン(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカ - の掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲)住所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙)住所 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ロ・ソン
代表取締役社長 新浪 剛

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ-ヤマザキ：(株)ファミリー-マ-ト：
(株)口-ソン：(株)壺番屋：(株)モスフ-ドサービス：(株)吉野家：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社壺番屋(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカ - の掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲)住所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙)住所 愛知県一宮市三ッ井六丁目12番23号
株式会社壺番屋
代表取締役 浜島 俊哉

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ-ヤマザキ：(株)ファミリー-マ-ト：
(株)口-ソン：(株)吉野家：(株)モスフ-ドサービス：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社モスフ-ドサ-ビス(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカ - の掲出)

第 6 条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年 1 回 12 月 1 日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 第 4 条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第 6 条の「支援ステーション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適 用)

第 9 条 この協定の効力は、協定書締結日後 1 年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 11 月 26 日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都品川区大崎 2 - 1 - 1
株式会社モスフ - ドサ - ビス
代表取締役社長 櫻 田 厚

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ-ヤマザキ：(株)ファミリー-マ-ト：
(株)口-ソン：(株)吉野家：(株)モスフ-ドサービス：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社吉野家(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されている店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請

を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカー」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年11月26日

(甲) 住 所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 金子 原二郎

(乙) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3-17
ダヴィンチ新宿ビル
株式会社吉野家
代表取締役社長 出 射 孝次郎

(37) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(県防災企画課：(株)ココストア：(株)セブンイレブン：(株)デイリ-ヤマザキ：(株)ファミリー-マ-ト：
(株)ロ-ソン：(株)吉野家：(株)モスフ-ドサービス：(株)ダスキン)

(目的)

第1条 長崎県(以下「甲」という。)と株式会社ダスキン(以下「乙」という。)とは、地震発生時等(以下「災害時」という。)により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者(以下「徒歩帰宅者」という。)を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステ-ション(以下「支援ステ-ション」という。)の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェ-ン契約により加盟されているミスタードーナツの店舗(以下、併せて「店舗」という。)が所在する甲の当該市町(以下、「市町」という。)が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

(支援ステ-ションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行なうため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステ-ションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェ-ン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェ-ン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事業があることを承諾し、これを支援ステ-ション設置における前提とする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステ-ションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステ-ションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、

乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカ - の掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町が提供する「支援ステーション・ステッカ - 」を提出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカ - 」の劣化を鑑みて、年1回12月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカ - 」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月1日

(甲)住所 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村法道

(乙)住所 大阪府吹田市豊津町1番33号
株式会社ダスキン
代表取締役社長 山村輝治

(38) 大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

(県防災企画課：西日本高速道路㈱九州支社)

長崎県(以下「甲」という。)と西日本高速道路株式会社九州支社(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時における相互協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力を要請された甲又は乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において要請に応じるものとする。

(1) 乙が管理する長崎県内に所在するパーキングエリア等の施設(以下「休憩施設等」という。)の防災拠点としての活用

(2) 休憩施設等の緊急開口部を活用した緊急車両の通行

(3) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供

(4) 災害情報等の共有

(5) 公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術支援

(6) 相互の道路機能の活用

(7) その他必要と認められる事項

2 上記に掲げる内容のうち、乙が保有する設備・資機材等について乙は甲に報告するものとし、変更があればその都度、報告するものとする。

(協力要請)

第3条 協力を要請する場合、甲又は乙は、第2条に定める協力内容を明らかにして口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

(費用負担)

第4条 第3条に基づく協력에要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

(情報連絡体制)

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力を円滑に実施するために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

(防災訓練等への相互参加)

第6条 甲及び乙は、平常時より本協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施

するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、調印の日から平成24年3月31日までとし、期間満了1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年6月16日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番地2号
西日本高速道路株式会社 九州支社
支社長 本間 清輔

(39) 災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定

(県交通政策課：(公社)長崎県トラック協会)

長崎県(以下「甲」という。)と社団法人長崎県トラック協会(以下「乙」という。)は、長崎県地域防災計画の一環としての災害応急対策活動及び都道府県等相互の応援処置のために必要な一般貨物自動車(以下「緊急輸送車両」という。)による緊急輸送の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(緊急輸送の要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- (2) 県外において災害が発生し、災害救助をする場合。
- (3) その他前2号に付随する業務を行う場合。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、拒否することはできない。

(業務の内容)

第2条 前条の規定により、甲が乙に要請する業務(以下「緊急輸送業務」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める物資等の緊急輸送に関すること。
- (2) その他物資等の緊急輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

(要請の方法)

第3条 甲は第1条の要請を緊急物資等輸送要請書(様式1号)に必要事項を記載のうえ行うものとする。ただし、文書により要請することができない特別の理由があるときは、口頭その他の確実な方法で要請することができる。

2 甲は前項ただし書きにより要請したときは、遅滞なく緊急物資等輸送要請書に必要事項を記載のうえ、乙に提出するものとする。

(実績報告)

第4条 乙は、第1条の要請により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して必要事項を記載のうえ、緊急物資等輸送実績報告書(様式2号)により報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が使用した緊急輸送車両に係る運賃及び料金並びに実質的負担額(甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料等をいう。)は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における当該地域の事業者が定める運賃及び料金を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙は、緊急輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、緊急輸送車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該緊

急輸送車両を交換して緊急輸送業務を継続しなければならない。

(損害賠償責任)

第 7 条 乙は、その緊急輸送車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、緊急輸送車両の使用(同伴者を含む。) 又は、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第 8 条 甲は、緊急輸送業務に従事した者が、その業務で負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例(昭和 3 8 年長崎県条例第 8 号)」等に定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 緊急輸送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者等)

第 9 条 この協定に基づく業務が円滑に行われるようにするため、連絡責任者をおく。
2 前項の連絡責任者は、甲については連絡責任者及び事務分担表(別紙 1)のとおりとし、乙は社団法人 長崎県トラック協会専務理事とする。

(担当者名簿の作成)

第 1 0 条 甲及び、乙は、この協定締結の日及び毎年 4 月 1 日現在の災害応急対策に必要な緊急輸送の応援要請に関する協定事務担当者名簿(様式 3 号) を作成し、相互に交換して保有するものとする。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 この協定は、締結の日より効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 8 月 25 日

甲 長崎県
長崎県知事 中 村 法 道

乙 社団法人長崎県トラック協会
会 長 松 藤 悟

緊急物資等輸送要請書

社団法人 長崎県トラック協会会長 様

長崎県知事

「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 災害の状況及び緊急輸送の要請を必要とする事由

2 要請する車両及び輸送内容

車種(形状)	最大積載量(吨)	必要な台数	乗務員数	備考

輸送日時	輸送場所(区間)	輸送物資等の種類(数量)

3 車両の差出しの日時及び場所

4 その他参考となる事項

担当課名	
担当者名	
電話番号	

緊急物資等輸送実績報告書

長崎県知事 様

社団法人 長崎県トラック協会会長

「災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定」に基づき、下記のとおり物資を輸送しましたので報告します。

記

輸送日時 (期間)	輸送場所 (区間)	距離 (km)	事業者名 車種 (最大積載量)	台数	乗務 員数	輸送物資等の種類 (数量)

様式 3 号

災害応急対策に必要な緊急輸送の確保に関する協定事務担当者名簿

所属名 () 平成 年 月 日現在

役職名 担当区分	ふりがな 氏 名	卓上電話番号 FAX 番号	自宅電話 携帯電話	備考

連絡責任者及び事務分担表

1. 本協定全般及びトラック協会との連絡調整に関すること。
交通政策課長

2. 本協定の第1条（緊急輸送の要請）、第3条（要請の方法）、第4条（実績報告）、第5条（費用の負担）第1項、第6条（事故等）、及び第7条（損害賠償責任）に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）

3. 本協定の第5条（費用の負担）第2項に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）
交通政策課長

4. 本協定の第8条（災害補償）に関すること。

緊急輸送の要請を行う課（室）長（福祉保健課長等）
危機管理課長
福祉保健課長

5. 本協定の第10条（担当者名簿の作成）に関すること。

交通政策課長

6. 本協定の第11条（協議）に関すること。

交通政策課長

(40) 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

(県防災企画課：長崎県土地家屋調査士会)

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）における、甲の災害復興に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎県内に大規模災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害復興を図るため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他、前項に定める災害に限らず甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協定の内容）

第4条 甲は、長崎県内で第2条に定める災害が発生した場合、乙に要請する本協定書の支援内容は次のとおりとする。

(1) 不動産登記及び境界問題等の相談所開設に関する事項。

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に支援の要請を行うに当たっては、必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条に定める支援活動は、無償とする。

（労務補償）

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙の責任において行うものとする。

（資料の提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく支援活動が円滑及び的確に行えるよう、必要に応じ資料を提供するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3

箇月前までに甲乙いずれからも解除の申し出を行わなかった場合は、同一の内容をもって期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、さらに、特に必要を要す案件が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月28日

甲 長崎県知事 中 村 法 道

乙 長崎県土地家屋調査士会
会長 針 本 久 則

(41) 災害時における災害救助犬の出動及び搜索活動に関する協定書

(県防災企画課：特定非営利活動法人九州災害救助犬協会)

長崎県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人九州救助犬協会(以下「乙」という。)は、長崎県内において大規模な災害又は事故(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合に、被災者の搜索活動(以下「搜索活動」という。)を円滑に実施するため、災害救助犬の出動及び搜索活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(出動要請)

第1条 甲は、大規模災害等が発生した市町から要請がある場合等、災害時の搜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(出動)

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成、現場到着予定時刻等必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は災害の種類及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(搜索活動の実施)

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員(以下「構成員」という。)は、出動した災害現場においては、第1条に定める出動の要請時又はその後に甲が指定する現場指揮者(以下「現場指揮者」という。)の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

(費用の負担)

第4条 第2条第1項の規定による出動及び搜索活動に要した費用については、乙の負担とする。

(損害補償)

第5条 この協定に基づく出動又は搜索活動に伴って乙の出動人員又は災害救助犬に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

(訓練への参加)

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成25年7月10日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年 7月10日

甲 長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県知事 中 村 法 道

乙 熊本県熊本市南区南高江2丁目11-73
特定非営利活動法人九州救助犬協会
理 事 長 村 上 寅 美

(42) 災害時における復旧応援業務に関する協定書

(県防災企画課：(一社)長崎県ビルメンテナンス協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会(以下「乙」という。)は、長崎県内において大規模な災害又は事故(以下「大規模災害等」という。)発生時における復旧応援業務(公共建築物の清掃・消毒等による環境衛生保持業務)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎県内において大規模災害等が発生した場合に、甲が乙に 避難所等の公共建築物の清掃・消毒等の要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「公共建築物」とは、地方公共団体等が管理する学校及び公民館等とする。

(協力要請)

第3条 甲は、前条の目的を達成するため、必要があると認めるとき又は市町が甲に要請したときは、次の各号により、復旧応援業務について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 公共建築物の環境衛生面に係る被害状況の確認及び対処方法の報告
- (2) 公共建築物の清掃、消毒など環境衛生面に係る応急措置
 - ・ 公共建築物の洗剤洗浄(外壁、床下の洗浄及び拭き上げ、土砂等の撤去)、噴霧殺菌消毒
 - ・ 排水溝の殺菌消毒
 - ・ 貯水槽の清掃、消毒
- 2 前項の甲の乙に対する要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、この協定に基づく復旧応援業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第1項の要請があったときは、可能な限り協力するものとする。
- 6 乙は、復旧応援業務を実施したときは、報告書をもって甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条第1項第1号の被害状況の確認及び対処方法の報告に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 前条第1項第2号の応急的措置に要する費用は、甲又は甲に復旧応援業務を要請した市町の負担とする。
- 3 復旧応援業務のうちの労務費については、建築物価指標を基に甲又は市町と乙との協議により決定するものとし、その他の費用については、災害発生直前における適正な価格(災

害発生前の取引については、取引時の適正な価格)とする。

(損害賠償)

第5条 復旧応援業務により生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)の補償については、甲と乙との協議のうえに対処するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲にあっては長崎県危機管理監危機管理課とし、乙にあっては一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会事務局とする。
2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の連絡窓口は、変更後の防災行政事務を所管する組織を充てるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第7条 乙は、平常時において、次の各号に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。
(1) 甲が実施する防災啓発事業
(2) 甲が実施する防災訓練への参加
(3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(有効期間)

第8条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定に定める事項で疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成28年12月13日

甲 長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市桜町3-15 BUNGO BUIL 2階
一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会
会長 久野 弘之

(43) 災害時における空調衛生設備等の応急対策に関する協定書

(県防災企画課 : (一社) 長崎県空調衛生設備業協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県空調衛生設備業協会(以下「乙」という。)は、長崎県内において大規模な災害又は事故(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合に、災害対策本部等が設置される庁舎や指定避難所等の空調衛生設備、給水設備、排水設備、換気設備、消火設備等(以下「空調衛生設備等」という。)が損傷した場合の応急対策への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時における空調衛生設備等の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、前条の目的を達成するため、必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、別紙様式第 1 号をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(対象施設)

第 3 条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策業務の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部等が設置される甲及び県内市町の庁舎
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所
- (3) その他甲が必要と認める施設

(業務内容)

第 4 条 甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 空調衛生設備等の被害状況調査及び報告
- (2) 空調衛生設備等の機能不良箇所の応急・仮復旧工事
- (3) 電気供給用又は照明用の発電機の提供
- (4) その他甲が必要と認める業務

(乙の措置)

第 5 条 乙は、乙の会員事業者との調整等により応急対策業務の実施に関する協力体制を構築するとともに、第 2 条の規定による甲の要請を受けた場合は、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

(完了報告)

第 6 条 この協定に基づく業務を行った乙の会員事業者は、文書により速やかにその状況を

対象施設の管理者及び乙に報告するとともに、乙は、乙の会員事業者からの報告を取りまとめ、別記様式第2号により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく第4条第1号に定める業務の実施に要する費用は乙の負担とし、同条第2号から第4号に定める業務の実施に要する費用は甲又は甲の要請に基づき乙の協力を受けた者の負担とする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時において、次の各号に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項で必要がある場合及びこの協定に定める事項で疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成28年11月18日

甲 長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市立山五丁目4番30号
一般社団法人長崎県空調衛生設備業協会
代表理事 松元 安雄

(44) 災害時における冷凍空調設備等の応急対策に関する協定書

(県防災企画課：(一社)西日本冷凍空調工業会)

長崎県(以下「甲」という。)と西日本冷凍空調工業会(以下「乙」という。)とは、地震・風水害・その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における冷凍空調設備等の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の災害時に拠点となる施設等の冷凍空調設備等が災害により異常が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、その機能の確保及び回復のため、甲と乙との基本事項を定め、災害に対し、迅速かつ的確に対処することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要があると認められた時は、乙に協力を要請することができる。

(対象施設)

第3条 この協定に基づいて、甲が乙に要請する応急対策の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 甲及び市町の災害時に拠点となる施設(避難所を含む)
- (2) その他災害対策上、甲が必要と認める施設

(業務内容)

第4条 甲が乙に対し、要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 被災した冷凍空調設備の安全点検(フロンの有無等)の支援
- (2) 被災した冷凍空調設備の復旧支援
- (3) 冷凍・空調機器等の物資支援
- (4) フロン類の回収支援
- (5) その他甲が必要と認めるもの

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(応急対策の施工)

第7条 乙は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

- 2 現地に甲の職員が派遣されていない時は、電話等にて指示を仰ぐものとし、それも出来ない場合には、乙の責任において施工できるものとする。

(完了報告)

第8条 乙は、応急対策を完了した時は、その状況を速やかに第2号様式により報告するものとする。

(費用負担)

第9条 乙が応急対策に要した費用は、甲又は甲の指定する市町が負担する。負担額については、乙から提出された第2号様式に基づき、災害発生直前における適正な価格により算出するものとする。

- 2 乙が応急対策に要した費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する市町から乙に支払うものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が第3条の対象施設に移動する際には、必要に応じて乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(連絡体制の整備)

第12条 甲及び乙は、応急対策に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

- 2 乙は、本協定締結後、連絡先を別紙第3号様式により甲に報告を行うものとする。また、体制が変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月19日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 福岡市博多区博多駅東1丁目11番15号
一般社団法人 西日本冷凍空調工業会
会長 國松 孝一

(45) 災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定書

(県防災企画課 : (一社) 長崎県建造物解体工業会)

(趣旨)

第 1 条 この協定は、長崎県 (以下「甲」という。) が、一般社団法人長崎県建造物解体工業会 (以下「乙」という。) に対して、長崎県内の市町又は一部事務組合 (以下「市町等」という。) が行う災害時における建築物等の解体撤去等に関する協力の要請について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2 この協定において、「建築物等」とは、災害応急活動、消火活動、救助活動、その他危険要因を除去する際に支障となる建築物その他の工作物をいう。

3 この協定において「廃棄物等」とは、建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、がれき類、金属くず等の不要物及びこれらの混合物並びに処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(協力業務)

第 3 条 甲は、市町等が必要とする次の業務 (以下「解体撤去等」という。) について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 建築物等の除去及び解体、撤去に関する業務
- (2) 廃棄物等の収集・運搬、処分に関する業務
- (3) 防災活動及び消防活動における安全確保のための助言に関する業務
- (4) その他前各号に伴う必要な業務

(協力要請)

第 4 条 甲は、市町等からの要請に基づき、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、次に掲げる事項を口頭で行い、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 協力を要請した市町等 (以下「要請市町等」という。) の名称
- (2) 事案の発生場所及び状況
- (3) 要請する業務内容
- (4) 集合場所及び連絡責任者、連絡先
- (5) その他必要な事項

(解体撤去等の実施)

第 5 条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、要請市町等が実施する解体撤去等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、直ちに指定された集合場所に解体撤去等を実施する乙の会員 (以下「業務従事者」という。) を派遣する。業務従事者は要請市町等の現場責任者の指示を受け、事案の発生場所において、解体撤去等を実施するものとする。

3 要請市町等は、乙の活動が円滑に実施されるよう建物所有者に解体撤去等の同意等必要

な措置を講ずるものとする。

- 4 要請市町等は、解体撤去等で発生する廃棄物等の移動及び処理にあたっては、業務従事者へ必要な指示を行うものとする。
- 5 乙及び業務従事者は、解体撤去等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - (2) 廃棄物等の分別の徹底等に努め、可能な限り再利用、再資源化すること。

(情報の提供)

第6条 要請市町等は、乙又は業務従事者による解体撤去等が円滑に行われるように、事案の発生場所の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

(実施報告)

- 第7条 乙は、解体撤去等が完了したときは、次に掲げる事項を文書で甲及び要請市町等に速やかに報告するものとする。
- (1) 要請市町等の名称
 - (2) 解体撤去等の実施内容
 - (3) 派遣した人員、車両、資機材等
 - (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙が第4条の規定による要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、要請市町等が負担するものとし、その額については、要請市町等と乙が協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第9条 第4条の要請に基づき解体撤去等に従事した者が、死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の取扱い窓口は、甲においては長崎県危機管理課、乙においては一般社団法人長崎県建造物解体工業会事務局とする。

(会員の状況等の報告)

- 第11条 乙は、乙の会員の状況等を毎年5月31日までに甲に報告するものとする。ただし、甲は、必要と認める場合は、乙に随時報告を求めることができるものとする。
- 2 甲は、前項の報告について、市町等へ情報提供するものとする。

(平常時における協力)

- 第12条 乙は、次に掲げる市町等が行う平時の防災活動及び消防活動について、協力を努める。
- (1) 解体物件で防災訓練及び消防訓練に活用できると認めるものについて、その情報を市町等に提供すること。
 - (2) 市町等から防災訓練及び消防訓練等への参加又は支援について要請があった場合、可

能な限り協力すること。

(3) 市町等から消防隊員等の研修等に関し、指導者の派遣や資料の提供等の要請があった場合、可能な限り協力すること。

(4) その他必要な事項について、乙が対応できる範囲で協力すること。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成31年1月28日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市出島町5番19号3B

一般社団法人長崎県建造物解体工業会
会長理事 池田 正喜

(46) 災害時における緊急輸送に関する協定書

(県防災企画課：(一社)長崎県バス協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県バス協会(以下「乙」という。)とは、災害時における緊急輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合(原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)において、災害対策基本法第86条の14の規定又は長崎県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して行うバスによる緊急輸送要請に関し、その手続き等必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急輸送要請書(別記第1号様式。以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の協会員に直接要請したときは、乙に対しその旨報告するものとする。

(業務内容)

第3条 本協定により、甲が乙又は乙の協会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1)被災者(観光客等帰宅困難者を含む)の輸送業務

(2)災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務

(3)ボランティアの輸送業務

(4)その他バスによる支援業務(運行困難な場合には、車両のみの貸与を含む。)

2 甲は、乙が実施する業務が円滑に実施できるよう、情報の提供等必要な協力を行うものとする。

(報告)

第4条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務報告書(別記第2号様式)によりその業務内容を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

(費用の負担)

第2条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用(運賃及び料金、有料道路通行料、車両借上料等の実費負担額)は、甲が負担する。

2 前項の運賃又は料金は、乙の協会員が道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第3項、同法第9条の2第1項の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基本とし、甲及び乙の協会員が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙の協会員に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の協会員の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙の協会員は、速やかに当該バスを交換してその供給を継続するものとする。

2 乙の協会員は、バスの運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第8条 乙の協会員は、バスの運行に際し、自己の責めに帰すべき理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙の協会員の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合、又はこの協定に基づく業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷した場合で、当該損害が災害と相当因果関係があると甲乙が協議した上で認められるときは、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従業員に対する補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和38年長崎県条例第8号)を準用する。

(1) 乙の協会員又は業務に従事する者の重大な過失による場合

(2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(3) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿等の提供)

第10条 甲は、乙との連絡先等を記載した体制表を毎年1回、乙に提出するものとする。

2 乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの連絡先を記載した名簿と協会員が所有するバスの車両台数の一覧表を毎年度1回、甲に提出するものとする。

(原子力災害対策時の従事者の安全確保)

第11条 原子力災害時に乙の協会員の従業者がこの協定に基づく業務に従事したことによる被ばく線量は、実効線量で1ミリシーベルトを上限とし、上限を超えるおそれがある場合には、甲は乙に協力を要請しないものとする。

2 甲は、乙の協会員の求めに応じ以下の物品等を貸与するものとする。

防護服

線量計

その他原子力災害時に乙の協会員の従業員の安全を確保するために必要な物品等

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第14条 この協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年8月18日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市興善町4番6号
一般社団法人長崎県バス協会
会 長 川口 博樹

(47) 災害時のタクシーにおける緊急輸送に関する協定書

(県防災企画課：(一社)長崎県タクシー協会)

長崎県(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎県タクシー協会(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)発生時等における緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、長崎県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して行う緊急輸送業務の要請に関し、手続き等必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、甲が次条に掲げる業務を遂行するために必要があるとき、又は甲が他の地方公共団体等から次条に掲げる業務の遂行について応援要請を受けたときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、甲の要請した業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

2 前項の規定による要請に対し、乙は協会員の従業員の安全確保に十分配慮して行うものとする。

3 第1項の規定による要請は、緊急輸送要請書(様式1)(以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(業務内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等(観光客等帰宅困難者を含む)の輸送
- (2) 災害応急対策に必要な要員の輸送
- (3) その他、災害時において甲が必要と認める緊急輸送

(車両運行への配慮)

第4条 甲は、協会員が前条の業務を行う際に災害対策基本法第76条第2項に定める通行禁止区域等を通行する必要がある場合には、車両を同条第1項に定める緊急通行車両として認定するよう配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保につとめ、必要に応じて乙又は協会員へ要請するものとする。

(報告)

第5条 協会員は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務報告書(様式2)によりその業務内容を甲及び乙に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の規定により、協会員が実施した業務に要した費用(運賃及び料金、有料道路通行料、駐車場利用料等)は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法(昭

和 36 年法律第 223 号) 第 68 条又は第 74 条第 1 項の規定により、甲が他の地方公共団体等の応援要請に応じて、協会員に緊急輸送を行わせた場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるところによる。

- 2 前項の運賃及び料金は、協会員が道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条の 3 第 1 項の規定により認可を受けた旅客の運賃及び料金を基準として、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払)

第 7 条 協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。ただし、協会員は、前条第 1 項ただし書にかかる費用については、災害対策基本法第 92 条第 2 項に基づき甲が一時繰替え支弁を行う場合を除き、甲が指定する地方公共団体等に請求するものとする。

- 2 甲又は甲が指定する地方公共団体等は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を協会員に支払うものとする。

(事故等)

第 8 条 協会員が第 2 条により要請された業務に供給した事業用自動車に故障その他の理由により運行を中断したときは、協会員は速やかに当該事業用自動車を交換してその業務を継続するよう努めるものとする。

- 2 協会員は、前項の場合、その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかに状況を報告するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第 9 条 協会員は、第 2 条により要請された業務に係る事業用自動車の運行に際し、自己の責めに帰すべき理由により旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(従事者等の災害補償)

第 10 条 甲は、協会員の従業員が第 2 条により要請された業務に従事したことにより、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合において、当該損害が災害と相当因果関係があると甲、乙及び協会員が協議した上で認められるときは、甲は次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和 38 年 3 月 20 日長崎県条例第 8 号)に定めるところに準じて、その損害を補償するものとする。

(1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 業務に従事する者が他の法令又は協会員若しくは業務に従事する者が締結した損害保険契約により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

- 2 乙は協会員に対して、前項の補償の責を負わないものとする。

(連絡体制及び情報交換)

第 11 条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに「連絡責任者届」(様式 3)を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙が相手方に対し、別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が署名の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 31 年 2 月 25 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市中里町 1576 番地 6
一般社団法人 長崎県タクシー協会
代表理事 四元 永生

(48) 大規模災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定書

(県防災企画課：損害保険ジャパン日本興亜(株))

長崎県(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)は、長崎県内における大規模災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙相互の密接な連携、協力により、大規模災害への備えとなる防災力の向上を図るとともに、協定に定める業務の適正かつ円滑な実施を目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

(1) 災害時におけるドローンによる情報収集に関すること。

(2) 甲及び乙が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること。

(3) 県民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。

(4) 地震保険の加入促進に資する情報提供に関すること。

(5) その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

(協力の要請)

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は、原則として文書により要請を行うものとする。

ただし、大規模災害発生時など、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(完了報告)

第4条 甲及び乙は、第2条の規定による協力を実施した場合は、相手方に対して文書により報告を求めることができる。

(費用の負担)

第5条 甲及び乙が第2条の規定による協力を行うために要した費用については、その都度、甲乙で協議する。

(連絡責任者)

第6条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、

速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

(情報管理)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度
甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年 5月21日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
取締役社長 西澤 敬二

(49) 災害に係る情報発信等に関する協定

(県防災企画課：ヤフー(株))

長崎県(以下「甲」という)及びヤフー株式会社(以下「乙」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(本協定における取組み)

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、県内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の県内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、県内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及び、その担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年3月16日

甲：長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

(50) 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

(県防災企画課：生活衛生課：福祉保健課：長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合)

長崎県(以下「甲」という。)と長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合(以下「乙」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等(以下「災害等」という。)に、高齢や、障害等を理由に避難所での生活に特別の配慮を要する者、その他宿泊施設の利用が必要であると甲が認める者(以下「要配慮者等」という。)への宿泊施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等において、要配慮者等の避難所として宿泊施設を提供するに当たり、甲から乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害等において、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)を要配慮者等の避難所として利用する必要があると認めるときは、乙に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(協力の承諾等)

第3条 乙は、甲から第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、受入れが可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に文書で報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(協力宿泊施設の業務内容)

第4条 乙の組合員は、第2条第1項の規定による要請に応じて避難所として提供する施設(以下「協力宿泊施設」という。)において、要配慮者等に対し、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 宿泊場所(部屋)、入浴施設及び食事の提供(専門的な介護や特別な配慮を要する食事の提供を除く。)

(2) その他、甲乙の協議により必要と認める業務

(協力宿泊施設への利用申込)

第5条 協力宿泊施設への利用申込みの方法は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、被災市町に対し、協力宿泊施設の情報等を提供することができるものとする。

(受入期間)

第6条 協力宿泊施設における要配慮者等の受入期間は、災害救助法による救助基準に基づき、要配慮者等を受け入れたときから応急仮設住宅等が整備され、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用負担)

第7条 協力宿泊施設の提供等に要する費用については、甲又は被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲又は被災市町が乙と協議のうえ、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙は、第5条第1項の利用申込み後に、その変更又は取消しが発生した場合であっても、当該利用申込みをした者に対して、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(移送)

第9条 甲は、被災地から協力宿泊施設への要配慮者等の移送について、乙及び協力宿泊施設に対して協力を求めることができる。

2 前項の移送に要する費用は、甲が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実績報告)

第10条 乙は、協力宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡責任者及び連絡体制)

第11条 甲及び乙は、第1条第1項に規定する協力要請に関する連絡の責任者について、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方へ報告するものとする。

2 甲及び乙は、災害等において、協力宿泊施設の提供が円滑に行えるよう、平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、
甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通
を保有する。

令和2年5月26日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市栄町5番5号 FM長崎ビル別館2階
長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 村木 營介

(51) 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

(県防災企画課：長崎三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社)

長崎県(以下「甲」という。)と長崎三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。)及び三菱自動車工業株式会社(以下「丙」という。)とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において災害(異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。)の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く県民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等(第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。)の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整のうえ、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書(様式第1号)により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について甲又は甲の指定する者と確認のうえ、引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、併せて甲に対して報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。
ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づく第2条に記載の電動車両等の貸与については、無償とする。ただし、貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、または電動車両への損害については、その損害の帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、県内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第

3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式第 3 号)
により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 13 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情
報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報
を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問
題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 14 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知
らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行
う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この
協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による通知が
ない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、
以後も同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協
議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その 1 通
を保有するものとする。

令和 2 年 1 0 月 3 0 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市梁川町 1 番 14 号

長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 高田 和美

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役CEO 加藤 隆雄

(様式第1号)

令和 年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 様

長崎県知事

長崎県と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭、電話等による要請の日時	令和 年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与を必要とする場所	住所
貸与を必要とする期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

長崎県知事 様

長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

長崎県と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与を必要とする場所	住所
貸与を必要とする期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(様式第3号)

令和 年 月 日

連絡責任者報告書

(相手方)

様

(報告者)

長崎県と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(令和 年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

電話番号は携帯電話番号など災害時にも繋がるものが望ましい

(52) 災害時における愛護動物の救護に関する協定書

(県生活衛生課：(公社)長崎県獣医師会)

長崎県(以下「甲」という。)と公益社団法人長崎県獣医師会(以下「乙」という。)は、大規模な災害が発生した際に、長崎県内において、被災した愛護動物の救護を行う活動への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県地域防災計画に基づき、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

(対象動物)

第2条 活動の対象となる愛護動物は、原則として犬及び猫とする。

(協力の内容)

第3条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した被災動物への応急手当に関すること
- (2) 被災動物の保護及び管理に関すること
- (3) 被災動物に関する情報提供に関すること
- (4) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること

(協力要請等の手続)

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う期間
- (4) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(活動の履行)

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するため、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は、活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。また、乙は活動を終了したとき、速やかに次の事項を記載した文書(様式第2号)により、その内容を甲に報告するものとする。

- (1) 活動の具体的内容
- (2) 活動の実施期間
- (3) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(負担)

第7条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。ただし、乙が動物救護活動において特別な経費が生じるような場合は、甲乙は必要に応じて協議するものとする。また、甲は、乙がこの業務のために必要とする用地、施設、設備その他を可能な限り提供するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあっては長崎県県民生活部生活衛生課、乙にあっては長崎県獣医師会事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の文面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月25日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県諫早市貝津町3031
公益社団法人長崎県獣医師会 会長 池尾 辰馬

(53) 長崎県災害多言語支援センターの設置・運営に関する協定書

(県国際課：(公財)長崎県国際交流協会)

長崎県知事 中村 法道(以下「甲」という。)と公益財団法人長崎県国際交流協会 理事長 宮脇 雅俊(以下「乙」という。)は、長崎県災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時」という。)において設置・運営する長崎県災害多言語支援センター(以下「センター」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に外国人支援のための包括的な活動拠点となるセンターの設置・運営並びに甲及び乙の果たすべき役割等について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 甲と乙は、災害時の外国人支援を円滑に行うために、センターを設置する。

(役割)

第3条 センターの役割は、以下のとおりとする。

- (1) やさしい日本語及び多言語による情報の提供
- (2) 外国人からの相談・問い合わせ等への対応
- (3) 外国人の避難状況等の把握
- (4) 関係機関と連携した外国人支援
- (5) その他必要な業務

(設置場所)

第4条 センターは、甲の庁舎内(長崎市尾上町3番1号)に設置する。

2 災害被害等により、甲の庁舎内にセンターを設置することが困難である場合は、甲がこれに代わる場所を確保する。

(運営)

第5条 センターの運営は甲と乙が協働で行う。

2 甲と乙は、必要に応じて、県内外の自治体、地域国際化協会等と連携してセンターの運営を行う。

(経費負担)

第6条 前条の業務に伴い発生する経費の負担は、甲乙が協議して決定する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める内容に疑義が生じた時は、甲乙が協議して決定する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎市出島町2番11号
公益財団法人長崎県国際交流協会
理事長 宮脇 雅俊

(54) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書

(県土木部：九州地方整備局)

国土交通省九州地方整備局(以下「九州地整」という。)企画部長と長崎県土木部長は災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設(直轄施設を除く。以下「所管施設」という。)に大規模な災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ)が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」(平成21年4月24日)については、廃止するものとする。

(応援内容)

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- (1) 施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

(被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣)

第2条 長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。なお、長崎県土木部長の要請があった場合、または長崎県において「災害対策本部」が設置され九州地整局長が必要と判断した場合は、九州地整局長は現地情報連絡員を長崎県に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、長崎県土木部長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するよう努めるものとする。

(応援の実施)

第3条 九州地整局長は、長崎県土木部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 長崎県土木部長は、長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生または発生のおそれがあり、九州地整の応援を必要とする場合、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、長崎県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙-2の文書にて応援内容を通知する。

(応援要請の手続きができない場合の応援)

第5条 長崎県内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は長崎県土木部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙-3の文書にて応援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合
九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合
原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の

～の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

大規模な災害である場合。

国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合。

被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない。)

広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明(未調整)、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間。

(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と長崎県土木部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と長崎県土木部長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、長崎県においては土木部建設企画課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年3月3日から適用するものとする。

平成23年3月3日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局 企画部長

長崎県長崎市江戸町2-13
長崎県 土木部長

国土交通省九州地方整備局企画部長殿

長崎県土木部長

大規模な災害時の応援について（要請）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

長崎県土木部長殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

年 月 日付け 第 号で要請のあった標記については、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

長崎県土木部長殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

大規模な災害時の応援について（通知）

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

< 大規模災害支援協定の締結状況 >

		住所	電話	FAX
陸上部	(社)長崎県建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-826-2285	095-826-2289
	県北防災建設業協同組合		0956-25-2277	0956-25-3356
	長崎県型枠工事業協同組合	長崎市田中町 1922-1	095-839-3009	095-839-3009
	長崎県中小建設業協会	長崎市桜町 9-6	095-824-4028	
	長崎県工務店連合会	大村市黒丸町 600-7	0957-55-6565	0957-55-6565
	(社)長崎県とび・土木工事業協同組合		095-865-5571	
	佐世保市北部地域防災協議会	佐世保市世知原町槍巻 49-2	0956-76-2112	0956-78-2049
測量 (陸上)	(社)長崎県測量設計業協会	長崎市川口町 6-17	095-845-5257	095-845-0048
海上部	(社)長崎県港湾漁港建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-818-5466	095-826-9233
地質	(社)長崎県地質調査業協会	佐世保市日宇町 2690	0956-46-5085	0956-46-5010
造園	(社)長崎県造園建設業協会	長崎市魚の町 3-33	095-827-0590	095-824-4473
電気	長崎県電気工事業工業組合	長崎市宝栄町 23-23	095-862-1975	095-862-1337
内線	長崎電気設備協同組合	長崎市浜平町 1-7-2	095-825-5542	095-825-5626
水道	長崎県管工事業協同組合連合会	長崎市古町 54	095-824-1011	095-828-1963
建屋外壁	長崎県板金工業組合	諫早市貝津町 2071-7	0957-26-7225	0957-26-6606
設計 (海上)	長崎県港湾漁港建設コンサルタント協議会	長崎市栄町 5-5	095-821-5503	095-821-5768

(55) 九州・山口 9 県災害時応援協定

(県人事課：防災企画課：交通政策課：地域環境課：水環境対策課：福祉保健課：
医療政策課：漁港漁場課：農産園芸課：住宅課：道路維持課：港湾課：
九州・山口 9 県)

(趣 旨)

第 1 条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口 9 県が効果的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(支援対策本部の設置)

第 2 条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口 9 県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第 3 条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。

3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。

4 本部長は、必要に応じ九州・山口 9 県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。

5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。

6 九州・山口 9 県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第 5 条第 1 号から第 5 号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第 4 条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。

3 前条第 1 項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第 5 条 応援の種類は、次のとおりとする。

一 職員の派遣

二 食料、飲料水及び生活必需品の提供

- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手續)

第 6 条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

- 2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定による応援要請に係る手續等の細目は、前条第 1 号から第 5 号までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第 7 条 本部長は、前条第 1 項により応援要請があった場合又は前条第 2 項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は応援内容の調整を行うものとする。

- 2 応援地域を割り当てられた県(以下「応援担当県」という。)は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
- 4 第 1 項の規定による応援地域の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第 3 項の規定による個別の応援を実施する各県は、第 5 条各号の応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

第 8 条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第 9 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第 10 条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまと

- めて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
- 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成23年10月31日

福岡県知事

佐賀県知事

長崎県知事

熊本県知事

大分県知事

宮崎県知事

鹿児島県知事

沖縄県知事

山口県知事

九州・山口9県災害時応援協定実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定(以下「協定」という。)の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第2条 協定第3条第5項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
- 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監(総務、防災担当)をもって充てる。
- 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第1条に規定する九州・山口9県(被災県以外の県とする。)から派遣される職員をもって充てる。

2 事務局の業務は、協定第10条第1項に定める事務のほか、次のとおりとする。

- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
- 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
- 三 応援担当県の割当てに関すること。
- 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
- 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 その他応援に必要な業務に関すること。

3 協定第4条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第6項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第4条 協定第6条各項(第2項を除く。)の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

2 被災県は、協定第5条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

- 一 協定第5条第2号から第5号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等(以下「その他の物的応援」という。)を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
- 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

(応援地域の割当て)

第5条 協定第7条第1項により応援担当県を割り当てたる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域

を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。

3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。

4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

（応援担当県等による応援）

第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

2 前項の規定による応援の実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。

3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。

4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

（経費の負担基準）

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難しいと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

（職員の公務災害補償）

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。

2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課
佐賀県	統括本部	消防防災課
長崎県	危機管理監	危機管理課
熊本県	知事公室	危機管理防災課
大分県	生活環境部	防災対策企画課
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課
鹿児島県	危機管理局	危機管理課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理課

九州・山口災害時応援の職員派遣に関する実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「九州・山口9県災害時応援協定」(以下「協定」という。)第6条第4項の規定に基づき、第5条第一号の「職員の派遣」に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当部局)

第2条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表第1のとおりとする。

(派遣の形態)

第3条 派遣の形態は、公務出張とし、その期間は最長1月程度とする。

(応援要請)

第4条 被災県は、協定第6条第1項に基づき応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 業務内容
- 二 職員の種類及び人数
- 三 派遣場所
- 四 派遣期間

(資料交換)

第5条 各県は、災害対策基本法第33条により内閣総理大臣に提出する資料を相互に交換するものとする。

なお、その内容は、昭和38年4月20日総審第75条総理府総務副長官通達によるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、各県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。

別表第1 担当部局

福岡県	総務部	人事課
佐賀県	経営支援本部	職員課
長崎県	総務部	人事課
熊本県	総務部	人事課
大分県	総務部	人事課
宮崎県	総務部	人事課
鹿児島県	総務部	人事課
沖縄県	総務部	人事課
山口県	総務部	人事課

九州・山口9県災害時応援協定（食料の提供）に基づく実施細則

（目 的）

第1条 この実施細則は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）第5条第二号のうち「食料の提供」について、応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（種 類）

第2条 協定第5条第二号に定める食料は、次のとおりとする。

- （1）米穀、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳
- （2）特別要請に基づく、生鮮食品（野菜、肉、魚など）
- （3）関係県における特に応援に適した食料（牛乳など）

（担当部局）

第3条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表1のとおりとする。

（応援要請の手続き）

第4条 協定第6条第1項若しくは第3項に基づく応援要請は、次の事項を明らかにするものとする。

- （1）必要とする食料名及びその数量
- （2）輸送ルート及び輸送手段
- （3）集積場所
- （4）受入希望日時
- （5）その他必要な事項

2 協定第6条第1項に基づく応援要請に対し、協定第2条に基づく九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）は応援担当県を調整し、要請を受けた応援担当県は、次の事項を通知するものとする。

- （1）応援する食料名及びその数量
- （2）輸送ルート及び輸送手段
- （3）搬入場所
- （4）到着予定日時
- （5）輸送責任者及び連絡先

（応援期間）

第5条 各県の応援期間については、被災県の状況に応じて、会長県が被災県と協議の上、定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、定期的に情報収集を行うものとする。

- （1）食料関係機関、事業者のリストアップ
- （2）食料調達可能数量
- （3）食料の集積拠点場所
- （4）その他必要と認められる情報

2 会長県は、前項において収集された情報の確認及び意見交換のため、年1回をめぐりに9

県会議を開催するものとする。

(協 議)

第7条 この実施要領に定めていない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1

九州・山口9県災害時応接協定（食料の提供）における各県の担当部局

福岡県	福祉労働部	福祉総務課
佐賀県	農林水産商工本部	企画・経営グループ
長崎県	農林部	農産園芸課
熊本県	農林水産部	農林水産政策課
大分県	農林水産部	農林水産企画課
宮崎県	農政水産部	農産園芸課
鹿児島県	農政部	農産園芸課
沖縄県	農林水産部	流通政策課
山口県	健康福祉部	厚政課

米穀は農林部、その他は福祉保健部取り扱い

九州・山口9県災害時応援協定に基づく飲料水の提供に係る応援に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時応援協定(以下「協定」という。)第5条第二号に規定する「飲料水の提供」に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被災県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 被災状況の情報収集
- (3) 応援給水のための連絡調整
- (4) 応急復旧のための連絡調整
- (5) 厚生労働省、日本水道協会等の関係機関との連絡調整
- (6) 給水に係る衛生措置等の指導
- (7) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(連絡担当部局)

第3条 協定第3条に基づく担当部局(以下「連絡担当部局」という。)は、別表1のとおりとする。

(応援要請手続等)

第4条 協定第6条第1項の規定による要請を受けた九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県(以下「会長県」という。)の連絡担当部局は、その旨を各県の連絡担当部局に連絡するものとする。

2 会長県は、この実施細目の実施について、必要に応じ、各県に対し応援の要請ができるものとする。

(応援対策本部の設置)

第5条 会長県は、必要に応じて、被災県に隣接する県等の協力を得て、被災地又は被災地に隣接する市町村等に応援対策本部を設置するものとする。

2 会長県は、前項の規定により応援対策本部を設置した場合には、速やかに各県の連絡担当部局に連絡するものとする。

3 応援対策本部は、第2条に定める応援の総合調整を業務とし、その遂行に当たっては被災県との連携の下に行うものとする。

4 応援対策本部の業務の指揮は、会長県が行い、当該業務の役割分担については、会長県の定めるところによる。

(応援職員等)

第6条 会長県は、応援に必要な職員について、あらかじめ各県と協議するものとする。

2 各県は、速やかに応援を行うために、あらかじめ応援体制を検討しておくとともに、別表第2に掲げる応援資機材等について、必要に応じ、応援職員に携行させるものとする。

(応援期間)

第7条 会長県は、各県が行う応援の期間について、被災県と協議の上、定めるものとする。

(応援能力の報告)

第8条 各県は、応援可能資機材等について、年度末現在の保有状況等を別記様式により調査し、翌年度の5月末までに会長県に報告するものとする。

(水道事業者等への協力依頼)

第9条 各県は、災害発生時において、速やかに応援できるよう水道事業者等と事前に応援

体制について協議しておくものとする。

2 各県は、必要に応じて、水道業者等に応援を依頼するものとする。

(情報の収集)

第10条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、情報を収集するものとする。

- (1) 連絡担当部局の連絡体制
- (2) 災害時における応援可能な資機材の整備
- (3) 水道事業者等に対する緊急時連絡体制
- (4) 応援対策本部設置時における携帯機器等の整備
- (5) 給水拠点(水道地図等)の情報
- (6) その他必要と認められる情報

2 各県は、前項第5号に規定する事項を把握したときは、当該事項を記載した図面等を会長県及び副会長県に提出するものとする。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

(会議の開催)

第11条 会長県は、この実施細目における内容確認及び意見交換のため、必要があるときは、各県の連絡担当部局の会議を開催するものとする。

(協議)

第12条 この実施細目に定める事項について疑義が生じた場合又はこの実施細目に定めのない事項については、各県協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1 連絡担当部局一覧表

		作成時点 平成24年4月1日	
県名	部局課名		
福岡県	県土整備部	水資源対策課水道整備室	
佐賀県	健康福祉本部	生活衛生課	
長崎県	環境部	水環境対策課	
熊本県	環境生活部	環境保全課	
大分県	生活環境部	環境保全課	
宮崎県	福祉保健部	衛生管理課	
鹿児島県	保健福祉部	生活衛生課	
沖縄県	環境生活部	生活衛生課	
山口県	環境生活部	生活衛生課	

生活必需品の提供についての細部要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定(以下「協定」という。)第5条第二号に規定する応援項目のうち「生活必需品の提供」の実施について必要な事項を定める。

(対象品目)

第2条 提供の対象とする物資は次に掲げるものとする。

- (1) 毛布
- (2) タオル
- (3) 下着
- (4) トレ・ニングウェア
- (5) ゴザ・敷物

2 前項に定めのない物資であっても、提供の可能な場合は提供の対象とする。

(応援の範囲)

第3条 応援の範囲は次に掲げる業務とする。

- (1) 生活必需品物資の収集
- (2) 被災県の受入拠点又は受入指定場所までの輸送

(連絡窓口)

第4条 協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は別表1のとおりとする。

(要請手続き等)

第5条 協定第6条第1項の規定により応援を受けようとする被災県は、次の事項を示して、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県に応援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする物資の品目及び数量
- (3) 受入拠点又は受入指定場所及び当該受入場所までの経路
- (4) 他の応援項目の要請状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 第1項の規定により応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容について、次の事項を被災県に通知するものとする。

- (1) 応援物資の品目及び数量
- (2) 応援部隊の人数、出発時刻及び到着予定時刻
- (3) 輸送責任者

(応援部隊の誘導)

第6条 応援を受ける被災県は、受入拠点又は受入指定場所に誘導員を待機させ、応援部隊の誘導に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 協定第9条第1項の規定により、応援を受けた被災県が負担すべき経費は、物資の購入費及び輸送費とする。

(各種資料の準備)

第8条 生活必需品の提供に関する各種資料のうち次に掲げるものについては、毎年継続的に見直し整備するものとする。

- (1) 担当課及び責任者等名簿(別表1)
- (2) 備蓄物資の品目及び数量(別表2)

- (3) 調達可能物資の品目及び数量(別表3)
- (4) 受入拠点一覧(別表4)
- (5) 受入拠点位置図(別表5)
- (その他)

第9条 この細部要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの細部要領に定めのない事項については、各県協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表1

担 当 課

県 名	部 局 名	課 名	電 話 番 号
福 岡 県	福 祉 労 働 部	福 祉 総 務 課	代 092-651-1111 直 092-643-3244 FAX 092-643-3245
佐 賀 県	健 康 福 祉 本 部	地 域 福 祉 課	代 0952-24-2111 直 0952-25-7053 FAX 0952-25-7264
長 崎 県	福 祉 保 健 部	福 祉 保 健 課	代 095-824-1111 直 095-895-2416 FAX 095-895-2570
熊 本 県	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 政 策 課	代 096-383-1111 直 096-333-2192 FAX 096-384-9870
大 分 県	福 祉 保 健 部	地 域 福 祉 推 進 室	代 097-536-1111 直 097-506-2622 FAX 097-506-1732
宮 崎 県	福 祉 保 健 部	福 祉 保 健 課	直 0985-26-7075 FAX 0985-26-7326
鹿 児 島 県	保 健 福 祉 部	社 会 福 祉 課	代 099-286-2111 直 099-286-2824 FAX 099-286-5568
沖 縄 県	環 境 生 活 部	県 民 生 活 課	代 098-866-2333 直 098-866-2187 FAX 098-866-2789
山 口 県	健 康 福 祉 部	厚 政 課	代 083-922-3111 直 083-933-2710 FAX 083-933-2739

九州・山口 9 県災害時応援協定に基づく避難・収容施設及び住宅 の提供に係る応援に関する実施細目

(趣 旨)

第 1 条 この実施細目は、「九州・山口 9 県災害時応援協定」(以下「協定」という。)第 5 条 第三号の「避難施設及び住宅の提供」の事項について応援が円滑に実施されるよう、実施細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象避難・収容施設及び住宅の提供)

第 2 条 応援の対象となる避難・収容施設及び住宅は、それぞれ、県及び市町村指定避難・収容施設(以下「指定避難・収容施設」という。) 県営及び市町村営住宅(以下「県営住宅等」という。)及び応急仮設住宅とする。

(担当部局)

第 3 条 本細目に係る応援のうち、住宅を除く避難・収容施設の提供については協定の総合担当部局において施設所管部局との連絡調整に当たるものとし、住宅の提供については別表第 1 に掲げる各部局が担当するものとする。

(県営住宅等の空室数の把握)

第 4 条 各県は被災時に提供できる県営住宅等の市町村別、種類別空家の状況について把握しておくものとする。

(応援要請)

第 5 条 被災県は、応援担当県に対し、次の事項を電話等により明らかにし、後日速やかに応援要請書(様式 1 号)を送付するものとする。

(1) 提供希望戸数

(2) 入居世帯別人員数

(3) その他必要事項

2 前項各号の応援要請を受けたときは、直ちに必要な受入体制を整備するとともに、応援内容を被災県に電話等により連絡し、後日応援通知書(様式 2 号)を送付するものとする。

3 応援担当県は、被災者を受け入れた場合は、当該被災者の入居先県営住宅等の名称、住所等について、被災県に対し通知するものとする。

(入居条件等)

第 6 条 入居の条件については、原則として次のとおりとする。

(1) 入居期間は、原則として 1 年以内とし、具体的には、応援担当県と被災県で入居者の事情等を考慮し決定するものとする。

(2) 入居期間中の家賃、敷金については免除するものとする。

(応急仮設住宅の提供)

第 7 条 各県は、被災者に対し応急仮設住宅として提供できる建物があれば提供可能戸数等について把握しておくものとする。

(応急仮設住宅の建設場所)

第 8 条 応急仮設住宅は、原則として被災県内において建設するものとする。

(応急仮設住宅の建設要員の派遣)

第 9 条 応急仮設住宅の建設要員の派遣等については、被災県及び応援担当県が協議して決めるものとする。

(指定避難・収容施設)

第 10 条 指定避難・収納施設については、避難が緊急性を伴うことから、隣接県が必要に応じ、お互いに応援可能と思われる指定避難・収容施設について資料交換するものとする。
(その他)

第 11 条 この実施細目に定めのない事項については、9 県が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

別表第 1 各県担当部局 (住宅の提供に係る事項)

県名	部(局)	課	電 話	F A X
福岡県	建築都市部	県営住宅課	092-643-3739	092-643-3753
佐賀県	県土づくり本部	建築住宅課	0952-25-7368	0952-25-7316
長崎県	土木部	住宅課	095-894-3102	095-894-3464
熊本県	土木部	住宅課	096-333-2550	096-384-5472
大分県	土木建築部	公営住宅室	097-506-4684	097-506-1779
宮崎県	県土整備部	建築住宅課	0985-26-7196	0985-20-5922
鹿児島県	土木部	住宅課住宅政策室	099-286-3735	099-286-5637
沖縄県	土木建築部	住宅課	098-866-2418	098-866-2800
山口県	土木建築部	住宅課	083-933-3880	083-933-3899

* 避難・収容施設に係る事項は九州・山口各県の消防防災主管課(協定実施要領 別表)が担当する。

緊急輸送路（道路）の確保についての実施要領

（趣 旨）

第1条 この実施要領は、「九州・山口9県災害時応援協定」（以下「協定」という。）第5条第四号の「緊急輸送路及び輸送手段の確保」のうち道路に関し必要な事項を定め、被災時における救援活動のための緊急輸送路を確保するものとする。

（幹線路線の指定）

第2条 各県は、あらかじめ緊急輸送路となる道路（以下「幹線道路」という。）を指定し、その確保に努めるものとする。

（代替路線の指定）

第3条 各県は、幹線路線が被災し通行不能となる場合を想定して、あらかじめこれに代わる道路（以下「代替路線」という。）を指定し、その確保に努めるものとする。

（道路管理者への要請）

第4条 各県は、幹線路線及び代替路線の道路管理者が県以外であるときは、確保に必要な区間を管理する道路管理者に対し、確保の要請を行うとともに、必要な協力を行うものとする。

（一覧表及び図面の作成）

第5条 幹線路線及び代替路線について一覧表及び図面を作成し、各県相互に保有するものとする。

（緊急輸送路を補完する路線）

第6条 各県は、必要に応じて、第2条及び第3条の路線の外、緊急輸送路を補完する各県内にある道路を指定し、その確保に努めるものとする。この場合において、当該道路の道路管理者が県以外であるときは、第4条の規定を準用する。

（連絡担当課）

第7条 各県の連絡担当課は、別表1のとおりとする。ただし、次条第2項に定める応援のうち輸送手段の確保に係るものについては、協定の総合連絡担当部局において各輸送手段の所管部局との連絡調整を担当するものとする。

（輸送手段、道路啓開等の措置）

第8条 輸送手段及び道路啓開に係る応援については、各県が地域防災計画で定めている対応のなかで必要に応じ関係者等への要請が行えるように配慮しておく。

2 被災県は、輸送手段の確保及び道路啓開に関し必要な場合には、必要とする応援の具体的内容を示して、他県に対し人員、車両及び資機材等の提供又はあっせんを求めることができる。

（その他）

第9条 この実施要領に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この実施細目は、平成23年10月31日から施行する。

別表 1

各県担当課一覧表

平成 23 年 4 月 1 日現在

県 名	部 (局)	課	電 話	F A X
福岡県	県土整備部	道路維持課	092・643・3656	092・643・3658
佐賀県	交通政策部	道 路 課	0952・25・7156	0952・25・7276
長崎県	土木部	道路維持課	095・894・3144	095・820・0683
熊本県	土木部	道路保全課	096・333・2504	096・384・6121
大分県	土木建築部	道路保全整備室	097・506・4584	097・506・1746
宮崎県	県土整備部	道路保全課	0985・26・7182	0985・26・7316
鹿児島県	土木部	道路維持課	099・286・3568	099・286・5623
沖縄県	土木建築部	道路管理課	098・866・2665	098・866・2790
山口県	土木建築部	道路整備課	083・933・3686	083・933・3689

緊急輸送路線一覧

幹線道路

記号	路線名	管理者	起 終 点
A	中国自動車道	西日本高速道路(株)	山口県岩国市～山口県下関市
B	山陽自動車道	〃	山口県和木町～山口県山口市
C	関門自動車道	〃	山口県下関市～ 福岡県北九州市門司
D	九州自動車道	〃	福岡県北九州市門司～ 鹿児島県鹿児島市
E	長崎自動車道	〃	佐賀県鳥栖市～長崎県長崎市
F	大分自動車道	〃	佐賀県鳥栖市～大分県佐伯市
G	宮崎自動車道	〃	宮崎県えびの市～宮崎県宮崎市
H	国道 34 号 (長崎バイパス)	〃	長崎県諫早市～長崎県長崎市
I	西九州自動車道 (武雄佐世保道路)	〃	佐賀県武雄市～長崎県佐世保市
J	国道 10 号	国土交通省 西日本高速道路(株)	福岡県内椎田道路 (西日本高速道路(株)) 大分県内 宇佐別府道路 大分県内 大分自動車道 日出～ 大分 宮崎県内 延岡南道路(西日本高速 道路(株))を含む 上記を除く福岡県北九州小倉～ 宮崎県宮崎市(国土交通省)
K	国道 57 号～ 国道 251 号～ 国道 57 号～	国土交通省 長崎県 国土交通省	大分県犬飼町～長崎県島原市 (海上含む) 長崎県島原市～長崎県雲仙市 長崎県雲仙市～長崎県諫早市
L	国道 218 号	熊本県・宮崎県	熊本県宇城市～宮崎県延岡市
M	国道 219 号	熊本県・宮崎県	熊本県人吉市～宮崎県宮崎市
N	一般県道那覇空港線 国道 331 号～ 那覇空港自動車道～ (国道 506 号) 沖縄自動車道～ 国道 58 号～ 国道 449 号～	沖縄県 国土交通省 国土交通省 西日本高速道路(株) 国土交通省 沖縄県	沖縄県那覇市 沖縄県那覇市～沖縄県豊見城市 沖縄県豊見城市～沖縄県西原町 沖縄県西原町～沖縄県名護市 沖縄県名護市 沖縄県名護市～沖縄県本部町
O	南九州西回り自動車道 隼人道路・東九州自動車道	西日本高速道路(株)	鹿児島県鹿児島市～ 鹿児島県薩摩川内市 鹿児島県始良市～鹿児島県曾於市

海上緊急輸送路等の確保に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定(以下『協定』という。)第5条第四号に掲げる緊急輸送路及び輸送手段の確保のうち、「海上緊急輸送路等の確保」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援の基本的方針)

第2条 海上緊急輸送路等の確保に関する相互応援については、被災県の要請に基づき各県で調達可能な船舶の斡旋を協力することをその第一義的な目的とする。

2 被災県が、輸送手段として必要とする船舶については、被災県で調達可能な船舶を第一次的に使用し、必要船舶数に不足が生じる等被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、各県に応援を要請するものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第3条 各県は、大量の人流・物流が可能な輸送拠点となる港湾及び漁港施設(以下『輸送基地』という。)として、大型船舶の接岸が可能な岸壁・棧橋・水深等の設備条件と陸上アクセスとも整合する立地条件を満たすものを指定するものとする。この場合、各県は、当該施設管理者の了解を事前に受けておくものとする。

2 各県が輸送手段として予定する船舶は、旅客定期航路の予備船等を活用するものとする。この場合、各県は、旅客船事業者の了解を事前に受けておくものとする。

3 各県は、第二項の輸送体制の確保を図るため、別表第1の輸送基地一覧及び別表第2の船舶一覧を作成し、補完しておくものとする。

(連絡窓口)

第4条 応援協定第3条第6項に基づき定める各県の担当部局は、別表第3のとおりとする。

(応援要請)

第5条 応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして電話・ファクシミリ等により九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県(以下「会長県」という。)に対して要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 一 被害状況
- 二 使用する輸送基地の概要
- 三 輸送内容の概要
- 四 必要とする船舶の種類等
- 五 応援の期間
- 六 その他必要な事項

2 「会長県」から応援を割当てられた応援担当県は、実施しようとする応援内容について次の事項を被災県に通知するものとする。

- 一 就航しようとする船舶の種類等
- 二 船舶の出発時刻及び到着予定時刻
- 三 その他必要事項

(船舶の確保)

第6条 被災県は、船舶の確保について管轄の地方運輸局と協議のうえ会長県に応援を要請するものとする。

2 応援担当県は、前項の要請に基づき管轄の地方運輸局と協議のうえ、県内の旅客船事業者に対する船舶調達の斡旋に関し、協力するものとする。

3 被災県は、前項の斡旋に基づき前項の旅客船事業者に対し、船舶就航の要請を行うものとする。

(輸送基地の確保)

第7条 第3条第1項に定める輸送基地の確保については、被災県において事前に当該輸送基地の施設管理者と使用に関する協議を行うとともに、当該施設の利害関係者の協力を経たうえで管轄の地方運輸局に対し協力要請を行うものとする。

2 前条第2項に定める旅客船事業者は、管轄の地方運輸局に対し航路の届出又は申請を行い、当該地方運輸局の受理又は、許可を受けるものとする。

(応援船舶等の誘導)

第8条 被災県は、第3条第1項に定める輸送基地に誘導員及び要員を待機させ、応援船舶等の誘導に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第9条第1項の規定により、応援を受けた被災県が負担すべき経費は、輸送に要した経費とするものとする。

(その他)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項及びこの要領に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は平成23年10月31日から施行する。

広域海上緊急輸送基地一覽

別表第1

福岡県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	浅野1号岸壁	北九州	北九州市小倉北区	北九州市	北九州市	200.0	3.1	-7.5	50	6,000	1.6m
	箱崎ふ頭5号岸壁	博多	福岡市東区	国	福岡市	240.0	3.15	-12.0		30,000	2.0m
	中央ふ頭6号岸壁	"	福岡市博多区	"	"	269.0	3.4	-10.0	70	70,000	2.0m
	中央ふ頭9号岸壁	"	福岡市博多区	"	"	119.0	3.4	-7.5	70	5,000	2.0m
	本港10号岸壁	苅田	京都郡苅田町	福岡県	福岡県	370.0	5.5	-10.0	25	10,000	
	本港7号岸壁	"	"	"	"	130.0	5.5	-7.5	25	5,000	
	南港7号A岸壁	"	"	"	"	130.0	5.5	-7.5		5,000	
	南港7号B岸壁	"	"	"	"	260.0	5.5	-7.5		5,000	
	南港7号D岸壁	"	"	"	"	200.0	5.5	-7.5		5,000	
	本港6号岸壁	"	"	"	"	110.0	5.5	-6.5		3,000	
	本港5号岸壁	"	"	"	"	150.0	5.5	-5.5		2,000	
	宇島5号岸壁	宇島	豊前市宇島	"	"	90.0	5.0	-5.5		2,000	
	宇島7号岸壁	"	"	"	"	130.0	5.0	-7.5		5,000	
	芦屋5号岸壁	芦屋	遠賀郡芦屋町	"	"	90.0	2.7	-5.5		2,000	
	三池港公共岸壁	三池	大牟田市新港町	"	"	340.0	7.0	-10.0		10,000	

佐賀県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	妙見4号岸壁	唐津	唐津市妙見地区	国土交通省	佐賀県	240.0	4.0	-12.0		30,000	
	久原南3号岸壁	伊万里	伊万里市久原南地区	佐賀県	"	370.0	3.5	-10.0	35	12,000	+2.79
	久原北3号岸壁	伊万里	伊万里市久原北地区	国土交通省	"	185.0	3.5	-10.0		10,000	

長崎県

図面番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ピット強度 (t)	係船能力 (t)	
	元船地区岸壁(-6.0m)	長崎	長崎市元船町	国	長崎県	130.0	4.0	-6.0	35	3,000	+3.3
	鯨瀬フェリ・棧橋	佐世保	佐世保市万津町	佐世保市	佐世保市	115.0	4.5	-5.5	15	2,000	+3.3
	外港岸壁(A)	島原	島原市下川尻町	長崎県	長崎県	100.0	5.9	-5.0	25	1,000G/T	+5.0
	新港・7.5m岸壁	"	島原市大手原町	"	"	130.0	6.0	-7.5	25	5,000DWT	+5.0
	外港岸壁(B)	"	島原市下川尻町	"	"	100.0	5.9	-5.0	25	1,000	+5.0
	大波止岸壁(-7.5m)(1)	福江	五島市東浜町	国	"	200.0	4.0	-7.5	35	6,000	+2.83
	大波止岸壁(-7.5m)(2)	"	五島市大波止	"	"	240.0	4.0	-7.5	35/100	20,000G/T	+2.83
	・6.0m岸壁	有川	新上五島町有川町	長崎県	"	135.0	4.0	-6.0	25	2,000	+3.0
	相河フェリ・岸壁	青方	新上五島町相河郷	"	"	170.0	4.0	-7.5	35	6,000G/T	+2.83
	フェリ・岸壁(-7.0m)	相の浦	五島市奈留町	"	"	170.0	4.0	-7.0	35	6,000G/T	+2.81
	郷ノ浦港岸壁(-6.0m)	郷ノ浦	杵岐市郷ノ浦町	"	"	153.0	3.2	-6.0	20	3,000	+2.31
	郷ノ浦港岸壁(-7.5m)	"	"	国	"	220.0	3.6	-7.5	70	15,000G/T	+2.31
	厳原1号岸壁	厳原	対馬市厳原町	長崎県	"	105.0	3.0	-5.0	15	1,000	+1.93
	厳原2号岸壁	"	対馬市厳原町	"	"	165.0	3.0	-5.5	35	3,000G/T	+1.93
	比田勝岸壁	比田勝	対馬市上対馬町	"	"	146.0	2.4	-5.5	15	1,500	+1.20
	・5m岸壁(C)	長崎漁港	長崎市尾上町	"	"	180.0	4.2	-5.0	25	1,500	+3.3
	畝刈地区岸壁(D)	"	長崎市畝刈	"	"	170.0	4.3	-6.0	15	500G/T	+3.3
	畝刈地区岸壁(E)	"	"	"	"	180.0	4.3	-5.0	15	500G/T	+3.3
	・5.0m岸壁	小値賀漁港	北松浦郡小値賀町	"	"	80.0	4.0	-5.0	25	2,000G/T	+2.9
	・5.0m岸壁(A)	平漁港	佐世保市宇久町	"	"	150.9	3.8	-5.0	10	2,000G/T	+2.8

熊 本 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	長州地区岸壁(-5.5m)	長州	玉名郡長州町	熊本県	熊本県	180.0	6.3	-5.5		2,000	+4.3
	本港地区岸壁(-4.5m)	熊本	熊本市新港	"	"	120.0	5.7	-4.5		700	+4.5
	際崎地区岸壁(-5.5m)	三角	宇城市三角町	"	"	90.0	5.0	-5.5		2,000	+4.09
	際崎地区岸壁(-4.5m)	"	"	"	"	60.0	5.0	-4.5		700	+4.09
	内港地区岸壁(-4.5m)	八代	八代市港町	"	"	120.0	5.0	-4.5		700	+4.3
	内港地区岸壁(-5.5m)	"	"	"	"	720.0	5.0	-5.5		2,000	+4.3
	内港地区岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	260.0	5.5	-7.5		5,000	+4.3
	外港地区岸壁(-7.5m)	"	八代市新港町	"	"	260.0	5.5	-7.5		5,000	+4.3
	百間地区岸壁(-6.5m)	水俣	水俣市月浦	"	"	210.0	4.3	-6.5		3,000	+3.65
	百間地区岸壁(-4.5m)	"	"	"	"	120.0	4.3	-4.5		700	+3.65
	百間地区岸壁(-7.5m)	"	水俣市汐見町	"	"	130.0	4.3	-7.5		5,000	+3.65
	本渡地区岸壁(-4.5m)	本渡	天草市港町	"	"	420.0	5.0	-4.5		700	+3.7
	崎町地区岸壁(-5.0m)	富岡	天草郡苓北町	"	"	210.0	4.5	-5.0		1,000	+3.3

大 分 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	田尻地区岸壁(-11m)	中津	中津市田尻	大分県	大分県	(1B) 200.0	4.8	-11.0	100	25,000	貨物パ・ス 3.45m
	第四埠頭地区岸壁(-10m)	別府	別府市石垣	"	"	(1B) 280.0	3.5	-10.0	100	70,000	貨物パ・ス 2.10m
	住吉地区1号岸壁	大分	大分市住吉	"	"	(1B) 370.0	3.7	-10.0	50	10,000	貨物パ・ス 2.20m
	乙津地区1号岸壁	"	大分市乙津	"	"	(3B) 390.0	3.4	-7.5	25	5,000	貨物パ・ス 2.20m
	大在地区岸壁(-12m)	"	大分市大在	"	"	(1B) 240.0	3.8	-12.0	50	30,000	貨物パ・ス 2.20m
	坂ノ市地区岸壁(-7.5m)	"	大分市坂の市	"	"	(2B) 260.0	3.8	-7.5	25	5,000	貨物パ・ス 2.20m耐震
	青江地区岸壁(-5.5m)	津久見	津久見市青江	"	"	(1B) 90.0	3.3	-5.5	15	2,000	貨物パ・ス 1.90m耐震
	女島地区岸壁(-10.0m)	佐伯	佐伯市女島	"	"	(2B) 370.0	4.0	-10.0	50	10,000	貨物パ・ス 1.80m

宮 崎 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	工業港15号岸壁	細島	日向市	宮崎県	宮崎県	130.0	3.5	-7.5	35	5,000	2.2
	第7岸壁	宮崎	宮崎市	"	"	194.0	3.5	-7.5	25	6,000	2.1
	第10岸壁	"	"	"	"	198.0	3.5	-9.0	100.35	10,000	2.1
	東地区第9岸壁	油津	日南市	"	"	185.0	3.5	-10.0	70.25	12,000	2.3

鹿 児 島 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	本港区北心頭1号岸壁(-9m)	鹿 児 島	鹿児島市本港新町	鹿児島県	鹿児島県	360.0	4.0	-9.0	35	10,000	2.8
	谷山二区6号7号岸壁(-7.5m)	"	鹿児島市七ツ島1丁目	"	"	650.0	4.0	-7.5	25	5,000	2.8
	京泊地区岸壁(-12m)	川 内	薩摩川内市港町京泊	"	"	240.0	4.0	-12.0	35	30,000	3.1
	京泊地区岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	130.0	4.0	-7.5	25	5,000	3.1
	若浜中央心頭2号岸壁(-9m)	志 布 志	志布志市志布志町若浜	"	"	165.0	3.7	-9.0	35	10,000	2.4
	若浜南心頭1号岸壁(-7.5m)	"	"	"	"	130.0	3.7	-7.5	25	5,000	2.4
	旅客船ふ頭(-7.5m)	"	"	"	"	220.0	3.7	-7.5	70	15,000	2.4
	中央地区岸壁(-7.5m)	西 之 表	西之表市西之表	"	"	130.0	3.8	-7.5	15	5,000	2.7
	新港1号岸壁(-9m)	名 瀬	奄美市名瀬塩浜町	"	"	185.0	3.5	-9.0	50	10,000	2.0
	新港2号岸壁(-9m)	"	"	"	"	185.0	3.5	-9.0	50	10,000	2.0

沖 縄 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	新港埠頭1号岸壁	那 覇	那覇市港町	那覇港湾 管理組合	那覇港湾 管理組合	390.0	3.7	-7.5	35	5,000	+2.00
	新港地区西埠頭(-13m)	中城湾	沖縄市、うるま市	沖縄県	沖縄県	260.0	3.8	-13.0	曲柱 50 直柱 150	4,000	+1.9
	本港地区岸壁(-7.5m)	本部	本部町	"	"	280.0	3.5	-7.5	曲柱 25 直柱 70	5,000	+1.96
	平良港第2埠頭第2バース (7.5m)(施設番号C-1-11)	平良	平良市宇西里	国	宮古島 市	130.0	3.2	-7.5	25	5,000	+4.00
	本港地区E岸壁(-9.0m)	石垣	石垣市浜崎町	E (市は国から管理受託)		185.0	3.4	-9.0	35	10,000	+1.80
	本港地区F岸壁(-9.0m)	"	"	F (市は国から管理受託)		280.0	3.4	-9.0	70	15,000	+1.80 耐震

山 口 県

図面 番号	施設の名称	港名	所在地	所有者	管理者	規模・能力					備考 潮位差等
						延長 (m)	天端高 (m)	水深 (m)	ビット強度 (t)	係船能力 (t)	
	新港北1号岸壁	岩 国	岩国市新港町	山口県	山口県	130.0	5.0	-7.5	35	5,000	航路 -11m
	晴海埠頭岸壁(-10m)	徳山下松	周南市晴海町	"	"	180.0	5.0	-10.0	曲柱 50 直柱 100	12,000	
	下松第2埠頭岸壁(-10m)	"	下松市末武下	"	"	370.0	5.0	-10.0	曲柱 50 直柱 100	12,000	
	築地4号岸壁	三田尻中関	防府市新築地町	"	"	130.0	5.0	-7.5	35	5,000	
	芝中西岸壁(-13m)	宇 部	宇部市大字沖宇部字沖の山	国土交通省	"	270.0	5.2	-13.0	70	40,000	
	本港岸壁(-7.5m)	小 野 田	小野田市小野田	山口県	"	130.0	4.8	-7.5	35	5,000	
	県営岸壁(-5.5m)	柳 井	柳井市大字柳井字岸ノ下	"	"	90.0	4.2	-5.5	15	2,000	
	瀧港岸壁(-7.3m)	萩	萩市大字椿東字後小畑	"	"	110.0	1.9	-7.3	35	5,000	
	あるかぼ・と・12m岸壁	下 関	下関市あるかぼ・と	国土交通省	下 関 市	300.0	3.6	-12.0	100	50,000	
	伊崎耐震岸壁	下関漁港	下関市伊崎町	山口県	山口県	130.0	2.8	-7.5	35	5,000	

災 害 救 助 対 象 船 舶 一 覧

別表第 2

福 岡 県

所有事業者名	住所・電話番号	船 名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海 水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
オ・シャン トランス(株)	北九州市門司区 新門司北 1 丁目 12 TEL 093-481-7711	お・しゃん い・すと	11,523	166.0	25	8.4	21.5	沿海	401	530	新門司	定期 就航船 であり、
		お・しゃん うえすと	11,522	166.0	25	8.4	21.5	沿海	401	530	新門司	
		お・しゃん の・す	11,114	166.0	25	8.4	21.5	沿海	148	530	新門司	
		お・しゃん さうす	11,114	166.0	25	8.4	21.5	沿海	148	530	新門司	
阪 九 フェリ(株)	北九州市門司区 新門司北 1 丁目 1 TEL 093-481-6081	フェリ・ せつつ	15,188	189.0	27	9.7	23.0	沿海	810		新門司	実 際 の 応 援 要 請 に あ た っ て は、 あ ら た め て そ の 時 点 で 協 力 が 可 能 か 確 認 が 必 要 で あ る。
		フェリ・ すおう	15,188	189.0	27	9.7	23.0	沿海	810		新門司	
		や ま と	13,353	195.0	26.4	9.9	23.5	沿海	667		新門司	
		つ く し	13,353	195.0	26.4	9.9	23.5	沿海	667		新門司	
(株)名門大洋 フェリ	大阪市西区江戸堀 1 丁目 9-6 TEL 06-6449-7155 北九州市門司区 新門司 1 丁目 6 TEL 093-481-1780	フェリ・ おおさか	9,479	160.0	25	6.07	22.9	沿海	713	310	大阪南 新門司	実 際 の 応 援 要 請 に あ た っ て は、 あ ら た め て そ の 時 点 で 協 力 が 可 能 か 確 認 が 必 要 で あ る。
		フェリ・ きたきゅうしゅう	9,476	160.0	25	6.07	22.9	沿海	713	310	大阪南 新門司	
		フェリ・ きょうと 2	9,788	167.0	25.6	6.0	23.2	限沿	877	340	大阪南 新門司	
		フェリ・ ふくおか 2	9,788	167.0	25.6	6.0	23.2	限沿	877	340	大阪南 新門司	
関 門 海 峡 フェリ(株)	山口県下関市彦島迫 町 1 丁目 20-20 TEL 0832-66-6371	フェリ・ ふく彦	680	47.50	14.0	3.7	8.0	平水	250	40	下関荒田 小倉日明	実 際 の 応 援 要 請 に あ た っ て は、 あ ら た め て そ の 時 点 で 協 力 が 可 能 か 確 認 が 必 要 で あ る。
九州郵船(株)	福岡市博多区神屋町 1-27 TEL 092-281-0897	フェリ・ ちくし	1,926	97.37	14.6	5.2	20.0	沿海	753	69	博 多	
		フェリ・ きづな	1,809	94.10	14.8	5.2	19.4	限沿	678	67	博 多	
		フェリ・ あずさ	683	65.66	12.8	4.4	14.8	沿海	350	42	博 多	
		フェリ・ げんかい	675	65.66	12.8	4.4	14.8	沿海	202	43	博 多	
		ヴィ・ナス	163	30.33	8.53	2.59	43.0	限定 沿海	263		博 多	
		ヴィ・ナス 2	163	30.78	8.53	2.59	43.0	限定 沿海	257		博 多	
安 田 産 業 汽 船 (株)	長崎県長崎市松ヶ枝 町 5-35 TEL 095-826-0188	マリン ライナ 2	19	16.00	4.27	1.50	18.0	平水	84		姪 浜	予 備 船
やまさ海運(株)	長崎県長崎市古町 1 番地 TEL 095-822-5002	み い け 丸	19	17.80	4.5	1.78	23.0	平水	66		島 三 原 池	

長 崎 県

所有事業者名	住所・電話番号	船名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海 水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
やまさ海運(株)	長崎市元船町 17-3 TEL 095-822-5002	み い け 丸	19	17.80	4.50	1.78	23.0	平水	66	-	島 原	
安田産業 汽船(株)	長崎市松ヶ枝町 5-35 TEL 095-826-0188	ブローバ5	19	18.10	4.42	1.48	25.0	沿海	80	-	時 津	
瀬川汽船(株)	西海市西海町横瀬郷 4107-7 TEL 0959-32-1770	せ が わ	19	16.50	3.80	1.50	24.0	平水	95	-	横 瀬	
竹山運輸(有)	平戸市度島町 1652 TEL 0950-25-2011	第二フェリ・ 度 島	199	34.36	8.5	3.00	11.0	限沿	沿海 95 平水 150	11	度 島	
西海沿岸 商船(株)	佐世保市万津町 7-3 TEL 0956-24-1004	フェリ・かしま	193	33.03	9.00	2.99	12.3	限沿	限沿 120 202	乗用車 5台 普通トラッ ク 3台	佐世保	
		れび・ど	94	24.98	6.93	2.60	25.0	限沿				
(有)木口汽船	五島市平蔵町 2746-2 TEL 0959-73-0003	フェリ・ひさか	155	34.50	8.20	2.90	12.4	限沿	65	6	奥 浦	

熊 本 県

所有事業者名	住所・電話番号	船名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海 水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
(株)湯島商船	上天草市大矢野町湯島 TEL 0964-56-4063	菊 盛 丸	19.04	11.95	3.40	1.50	20.0	平水	71	-	大 矢 野	

鹿 児 島 県

所有事業者名	住所・電話番号	船名	総トン数 (t)	全長 (m)	幅 (m)	深さ (m)	航海能力 (ノット)	航海 水域	旅客定員 (人)	車両搭載 乗用車換算	停泊港	備考
奄美海運(株)	鹿児島市本港新町 3 TEL 099-224-2126	フェリ・あまみ	2,942	112.00	17.80	11.80	20.50	近海	243	60	鹿児島	
		フェリ・きかい	2,878	112.54	17.80	11.89	20.00	近海	365	69	鹿児島	
マルエ・ フェリ(株)	鹿児島市泉町 16番 4 号 TEL 099-224-2111	フェリ・なみのうえ	6,586	137.05	22.00	14.00	21.50	近海	804	240	鹿児島	
		フェリ・あけぼの	8,083	145.00	24.00	14.50	21.00	近海	682	201	鹿児島	
		フェリ・飛龍 21	6,266	137.93	22.00	14.25	21.50	近海	240	276	鹿児島	
		琉球エクスプレス	9,225	167.00	22.00	17.25	22.50	近海	92	421	鹿児島	
マリックス ライン(株)	鹿児島市錦江町 1番 7 号 TEL 099-226-2121	クインコ・ラルプラス	5,910	143.30	21.60	14.00	21.40	近海	800	153	鹿児島	
		クインコ・ラル 8	4,945	140.81	20.50	14.00	22.00	近海	798	140	鹿児島	
折田汽船(株)	鹿児島市錦江町 7番 37 号 TEL 099-226-0479	フェリ・屋久島 2	3,392	122.43	17.80	12.17	21.80	沿海	450	70	鹿児島	
コスモス ライン(株)	鹿児島市錦江町 23番 4 号 TEL 099-224-4011	プリンセスわかさ	1,864	88.93	15.00	9.10	19.50	沿海	236	43	鹿児島	

九州各県予備船一覧

県名	事業者名	船名
福岡	やまさ海運(株)	みいけ丸(平水、19t)
佐賀	(有)平成	平成(限沿、14t)
長崎	やまさ海運(株)	みいけ丸(平水、19t)
	安田産業汽船(株)	プロバ5(沿海、19t)
	瀬川汽船(株)	せがわ(平水、19t)
	竹山運輸(有)	第二フェリ・度島(限沿、199t)
	西海沿岸商船(株)	フェリ・かしま(限沿、193t) れび・ど(限沿、94t)
	(有)木口汽船	フェリ・ひさか(限沿、155t)
熊本	(有)湯島商船	菊盛丸(平水、19.04t)
大分	該当なし	
宮崎	該当なし	
鹿児島	該当なし	
沖縄	該当なし	
山口	該当なし(下関海運支局管内)	

別表第3 九州・山口9県の災害時応援（海上緊急輸送路等の確保）
各県担当部局

県名	部局名	課名	電話番号
福岡県	県土整備部	企画交通課	代 092・651・1111 直 092・643・3696 F A X 092・643・3646
佐賀県	県土づくり本部	企画・経営グループ	代 0952・24・1111 直 0952・25・7258 F A X 0952・25・7275
長崎県	地域振興部	交通政策課	代 095・824・1111 直 095・895・2065 F A X 095・895・2560
熊本県	企画振興部	交通対策課	代 096・383・1111 直 096・333・2164 F A X 096・385・4815
大分県	企画振興部	交通政策課	代 097・536・1111 直 097・506・2155 F A X 097・506・1731
宮崎県	県民政策部	総合交通課	直 0985・26・7037 F A X 0985・24・1383
鹿児島県	企画部	交通政策課	代 099・286・2111 直 099・286・3302 F A X 099・286・5533
沖縄県	企画部	交通政策室	代 098・866・2111 直 098・866・2045 F A X 098・866・2448
山口県	総務部	防災危機管理課	代 083・922・3111 直 083・933・2367 F A X 083・933・2408

海上緊急輸送路等の確保に関する手続き

1. 応援要請の手続き

応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして、とりあえず電話・ファクシミリにより九州・山口9県被災地支援対策本部事務局を置く県（以下「会長県」という。）に要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 使用する輸送基地の概要
- (3) 輸送内容の概要
- (4) 必要とする船舶の種類等
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

2. 船舶及び輸送拠点の確保

(1) 船舶の確保

被災県は管轄の運輸支局等と協議のうえ「会長県」に応援を要請し、「会長県」は、被災県の要請に基づき、応援県を調整し、管轄の運輸支局等と協議のうえ船舶調達の斡旋に関して協力する。被災県は、斡旋に基づき旅客船事業者に対し船舶使用の要請を行なう。

(2) 輸送拠点の確保

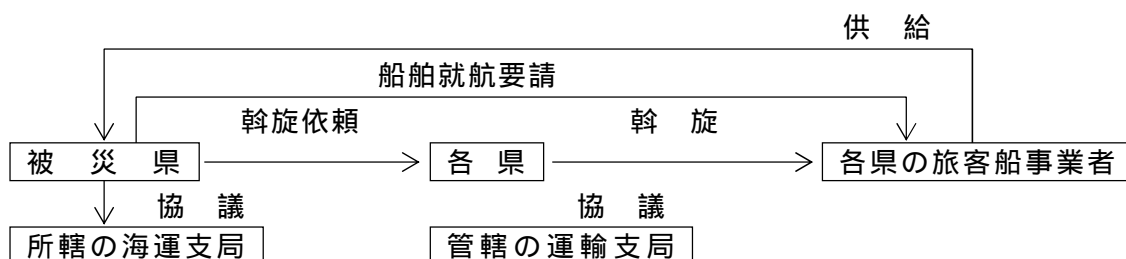
使用する輸送拠点（輸送基地）については、被災県において事前に関係者と調整を行い、円滑な連行が確保できる体制を整えることとする。

3. 応援経費の負担

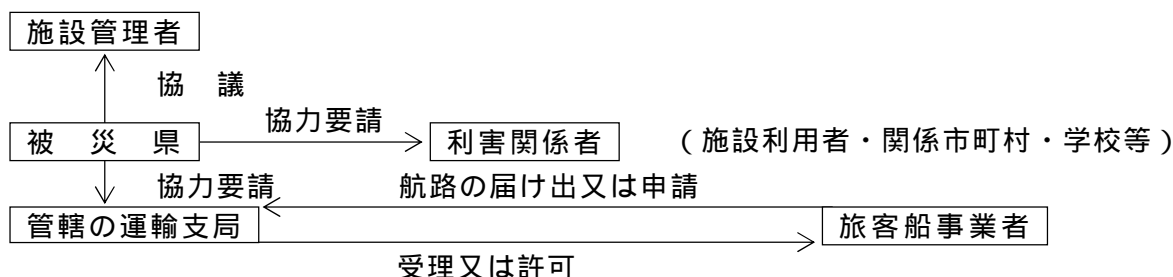
応援に要した経費は、応援を要請した県の負担とする。

4. 船舶及び輸送基地の確保等の流れ

【船舶】



【施設】



九州・山口9県災害時応援協定に係る医療支援に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時応援協定(以下「応援協定」という。)第5条第五号に規定する医療支援(以下「支援」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 医療救護活動に係る要員の派遣
- (2) 被災患者の受入れ
- (3) 医薬品等の提供

(派遣の種類及び編成)

第3条 前条第1項に定める派遣の種類は、医療救護班、保健指導班又は薬剤管理班とする。

2 前項に定める班の一班当たりの編成基準は、次のとおりとする。ただし、本文の規定によることが困難である県は、当該基準に準拠しながら、別に編成を行うことができる。

- (1) 医療救護班 医師1名、看護師2名、その他2名
- (2) 保健指導班 保健師2名、その他1名
- (3) 薬剤管理班 薬剤師2名

(派遣の班数)

第4条 前条に定める医療救護班、保健指導班、薬剤管理班の派遣数の基準は、各県の実情により、それぞれ1～3班とする。ただし各県は災害の規模その他の事情により本文基準に拠らず派遣することができるものとする。

(応援要請手続等の細目)

第5条 被災県が応援を要請するときは、前3条に定める支援の内容、派遣の種類及び編成並びに派遣の班数に関する事項を明らかにして要請を行うものとする。

(派遣班の活動及び1班当たりの活動期間)

第6条 派遣班員は、被災県知事の指揮下で、応急活動に従事するものとし、各班の活動期間は概ね1週間とする。

2 前項の活動期間は、各県独自で別に定めることができるものとする。

(医薬品等の提供)

第7条 各県は、初動期(被災後48時間以内をいう。以下同じ。)の医療救護等のために医薬品等を備蓄するものとし、初動期後の医療救護等に必要な医薬品等の供給体制を確保するとともに、被災県からの要請に応じて、医薬品等を搬送するものとする。

2 医薬品等の搬送は、被災県が要請する種類及び数量を、被災県が予め定める集積所まで、各県(被災県をのぞく。)が行うものとする。

(マニュアルの作成)

第8条 各県は、前5条に定める要員の派遣等の実施について、それぞれ別にマニュアルを作成するものとする。

(支援の期間)

第9条 この実施細目による支援の期間は、災害発生後2ヶ月以内の期間とするが、引き続いて被災県の要請があるときは、各県(被災県を除く。)は当該期間を延長するものとする。

2 前項の場合において、被災県が要請を行うときは、延長する期間を示すものとする。

(各県の担当部局)

第10条 協定第3条第6項に基づき定める各県の医療支援の担当部局は別表第1のとおりとする。

(被災患者の受入れ)

第11条 各県は、被災患者受入れのため、あらかじめ次の事項のいずれかに該当する医療機関を調査し、別に定める調査資料を相互に交換するものとする。

(1) 一般病床 100床以上の病院

(2) ICU、手術室、人工透析装置、人工心肺装置等災害医療に対応できる施設又は設備を有する病院

(その他団体との協定等)

第12条 各県は、この実施細目を履行するに当たり、その他団体との協定等が必要になる場合、それぞれ個別に協定等を締結するように努めるものとする。

(協議)

第13条 この実施細目の実施に関し必要な事項及びこの実施細目に定めのない事項は、各県が別に協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は平成23年10月31日から施行する。

別表第1(10条関係)

各県の担当部局

区 分	医務に関するもの	薬務に関するもの
福岡県 保健医療介護部	医療指導課	薬務課
佐賀県 健康福祉本部	医務課	薬務課
長崎県 福祉保健部	医療政策課	薬務行政室
熊本県 健康福祉部	医療政策課	薬務衛生課
大分県 福祉保健部	医療政策課	薬務室
宮崎県 福祉保健部	医療薬務課	医療薬務対策課
鹿児島県 保健福祉部	地域医療整備課	薬務課
沖縄県 福祉保健部	医務課	薬務疾病対策課
山口県 健康福祉部	医務保険課 地域医療推進室	薬務課

九州・山口9県における災害時の大気中アスベスト濃度調査等に 関する実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、九州・山口9県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県が単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）第6条第1号チの規定に基づき、大気中アスベスト濃度調査等を速やかに実施し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めるものである。

(担当部局)

第2条 各県の担当部局は、別表のとおりとする。

(応援の内容)

第3条 協定第8条第1項に基づき応援する地域を割り振られた応援担当県が被災県に対して行う応援の内容は、次のとおりとする。

- 一 被災県内における大気中のアスベスト繊維数濃度又は総繊維数濃度の測定（以下「大気中アスベスト濃度調査」という。）及び測定結果の報告
- 二 被災県が必要とする大気中アスベスト濃度調査等に必要な物資の提供及び技術的助言
- 三 前各号に掲げるもののほか、被災県が特に要請した事項

(応援の要請)

第4条 被災県は、その県内において第3条各号の応援が必要であると判断する場合は、協定第7条のとおり支援対策本部長に応援を要請するものとする。

- 2 被災県において、応援を要請する地域に大気汚染防止法政令市（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条に規定する市、以下同じ。）を含む場合は、その市の地域に関する応援の内容については、大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

(応援の方法)

第5条 第3条に定める応援の方法は、次の各号のとおりとする。

- 一 応援担当県は、応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で大気中アスベスト濃度調査に必要な測定機器とともに職員を派遣する。
- 二 防じんマスク等の消耗品の送付による応援のみを行う場合については、前号の規定によらない。
- 2 応援担当県は、被災県と応援の期間、場所及び方法等を十分協議のうえ、測定機器とともに職員を被災地域に派遣するなど実施可能な応援に取り組むものとする。
- 3 第3条第1項第1号に定める大気中アスベスト濃度調査については、原則として、最新のアスベストモニタリングマニュアル（環境省）に従って行う。

(被災県における受援体制)

第6条 被災県は、応援担当県に対して、第3条に基づく応援が円滑に行われるよう、被災状況等の情報の提供及び職員の同行について、可能な限り取り組むものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条に定める応援の実施にあたり、応援に要した経費は協定第10条第1項のとおり、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県において、応援を受けた地域に大気汚染防止法政令市を含む場合は、その市の地域で行われた応援に関する経費の負担については、応援を受けた大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

(連絡会議の実施)

第8条 九州・山口9県は、この実施要領で規定する応援が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施する。

(協議)

第9条 この実施要領に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの実施要領に定める必要が生じた場合については、九州・山口9県で協議して定める。

附則

この要領は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

別表 担当部局

県名	部局名	課名
福岡県	環境部	環境保全課
佐賀県	県民環境部	環境課
長崎県	県民生活環境部	地域環境課
熊本県	環境生活部環境局	環境保全課
大分県	生活環境部	環境保全課
宮崎県	環境森林部	環境管理課
鹿児島県	環境林務部	環境保全課
沖縄県	環境部	環境保全課
山口県	環境生活部	環境政策課

(56) 九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定

(県生活衛生課：九州・山口9県)

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県(以下「九州・山口9県」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県単独では愛護動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県が円滑に応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(救護の対象動物)

第2条 この協定において救護の対象とする愛護動物は、原則として犬及び猫とする。

(応援の種類)

第3条 愛護動物の救護に関する応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 被災した愛護動物の餌、ケージ等の物資の提供又は貸与
- 三 被災した愛護動物の保護及び収容
- 四 被災した愛護動物の一時預かり及び譲渡
- 五 その他愛護動物の救護のために必要な事項

(協定の運用体制)

第4条 この協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、この協定の定めるところにより、必要な総合調整を行う。
- 3 副幹事県は、幹事県を補佐するとともに、幹事県が被災等によりその職務を遂行できないときは、幹事県の職務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県が被災等により職務を遂行できないときは、これらの県以外の県が協議の上、その職務を代行する。

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要する地域、内容及び期間等を明らかにして、幹事県に応援を要請するものとする。

- 2 幹事県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たずに必要な応援を行うことについて、九州・山口9県(被災県を除く。)と協議し、決定することができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

(応援の実施)

第6条 幹事県は、前条第1項の規定により応援の要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、九州・山口9県(被災県を除く。)と調整を図り、各県に対して、応援を行う地域、応援の内容等(以下「応援内容等」という。)の割り当てを行うものとする。

- 2 応援を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、割り当てられた応援内容等に応じ、必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援担当県は、応援の実施状況を幹事県に随時報告するものとし、幹事県は、報告に基づき、必要に応じて、それぞれの応援担当県の応援内容等を調整するものとする。
- 4 第1項の規定による応援の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定により個別の応援を実施する県は、応援の実施状況を幹事県に随時報告するものとする。

（関係団体への協力要請）

第7条 被災県は、愛護動物の救護に関し、九州・山口9県（被災県を除く。）の獣医師会、動物愛護団体等関係団体（以下「関係団体」という。）の協力を要請しようとする場合、当該要請を幹事県に依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受けた幹事県は、九州・山口9県（被災県を除く。）を通じて、関係団体に協力を要請するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の事務）

第9条 幹事県は、平常時においては、次に掲げる事務を行う。

- 一 九州・山口9県における担当部署の連絡先、応援能力その他応援要請時に必要となる事項を取りまとめて、各県に情報提供するとともに、各県からの連絡により更新すること。
- 二 会議の開催等により、この協定の運用に関する情報交換、協議等を実施すること。
- 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
- 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要なこと。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九州・山口9県が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成25年10月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋 宮崎県知事 河野 俊嗣

佐賀県知事 古川 康 鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

長崎県知事	中 村 法 道	沖縄県知事	仲井真 弘 多
熊本県知事	蒲 島 郁 夫	山口県知事	山 本 繁太郎
大分県知事	広 瀬 勝 貞		

(57) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定

(県資源循環推進課：九州・山口9県)

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県(以下「九州・山口9県」という。)において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口9県災害時応援協定第5条第7号の規定に基づき、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 災害廃棄物の処理に関し支援が可能な県(以下「支援県」という。)が被災し支援を必要とする県(以下「被災県」という。)に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
 - 二 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施
 - 三 仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
 - 四 災害廃棄物(し尿を除く)の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
 - 五 被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言
 - 六 前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項
- 2 前項第1号の職員の派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保については、原則、支援県が行うものとする。

(支援に係る手続き)

第3条 前条に掲げる支援は、被災県からの要請に基づき実施するものとする。ただし、支援県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな支援の要請が困難と見込まれるときは、要請が行われる前に、必要な支援を行うことができるものとし、この場合には、要請があったものとみなすものとする。

(被災県における受援体制)

第4条 被災県は、前条に定める要請を行った場合(同条ただし書において要請があったものとみなす場合を含む。)被災状況や県内における連携体制等に関する情報提供や支援県からの派遣職員や車両等の受入について、速やかに対応するよう努めることとする。

(平常時の情報共有)

第5条 九州・山口9県は、発災時に災害廃棄物の処理に係る支援を迅速かつ効率的に行うため、平常時にあらかじめ、次の情報について相互に情報交換を行うものとする。

- 一 仮設トイレの設置業者、し尿収集運搬業者及び関係団体等の情報
- 二 災害廃棄物(し尿を除く)の収集運搬業者、処理業者及び関係団体等の情報

- 三 市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定に係る情報
- 四 災害廃棄物処理に関する実務や専門的な処理技術などの知識・経験を有する職員に係る情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、九州・山口9県が必要と認めた事項

(連絡会議の実施)

第6条 九州・山口9県は、第3条から前条に規定する支援等が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施するものとする。

2 連絡会議の運営については、別途定める。

(経費の負担)

第7条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

2 支援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ支援を受けた被災県から要請があった場合には、支援県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 被災県及び支援県が前2項の規定により難しいと認めるときには、別に協議のうえ負担関係を定めることができる。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、九州・山口9県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に又は九州ブロックとして国等他の主体と締結する災害廃棄物処理に係る支援協定又は行動計画に基づいた取組を妨げるものではない。

(適用)

第9条 この協定は、平成29年11月15日から適用する。

この協定を証するため、本書9通を作成し、各県知事記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月15日

福岡県知事 小川 洋
佐賀県知事 山口 祥義
長崎県知事 中村 法道
熊本県知事 蒲島 郁夫
大分県知事 広瀬 勝貞

宮崎県知事 河野 俊嗣
鹿児島県知事 三反園 訓
沖縄県知事 翁長 雄志
山口県知事 村岡 嗣政

(58) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定書

(九州地方知事会：関西広域連合)

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会(以下「両者」という。)を構成するいずれかの府県(以下「構成府県」という。)において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 つぎに掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に

対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口頭で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」という。）を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県（以下「応援府県」という。）は、当該地域を応援するものとする。
- 4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を

行った府県の負担とする。

- 2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第 8 条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第 9 条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。

3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口 9 県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日

関西広域連合
広域連合長

九州地方知事会
会長

(59) 災害時における緊急輸送に関する協定書

(県防災企画課：松浦鉄道株式会社)

長崎県(以下「甲」という。)と松浦鉄道株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における緊急輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合(原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)において、災害対策基本法第86条の14の規定又は長崎県地域防災計画に基づき、甲が乙に対して行う鉄道による緊急輸送要請に関し、その手続き等必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、甲の必要とする業務を可能な限り実施するよう努めるものとする。

2 前項の規定による要請は、緊急輸送要請書(別記様式第1号。以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

(業務内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者(観光客等帰宅困難者を含む。)の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な要員、荷物等の輸送業務
- (3) ボランティアの輸送業務
- (4) その他鉄道による支援業務

2 甲は、乙が実施する業務が円滑に実施できるよう、情報の提供等必要な協力を行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急輸送業務報告書(別記様式第2号)によりその業務内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条の規定により乙が実施した業務に要した費用(運賃及び料金)は、甲が負担する。

2 前項の運賃又は料金は、乙が鉄道事業法(昭和61年12月4日号外法第92号)第16条第3項の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基本とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、鉄道車両の故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに

車両の交換等の対応により運行を継続するものとする。

2 乙は、鉄道車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第8条 乙は、鉄道車両の運行に際し、自己の責めに帰すべき理由により列車の利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合、又はこの協定に基づく業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷した場合で、当該損害が災害と相当因果関係があると甲乙が協議した上で認められるときは、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従業員に対する補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和38年長崎県条例第8号)を準用する。

(1) 乙又は業務に従事する者の重大な過失による場合

(2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(3) 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合

(体制表の提供)

第10条 甲は、乙との連絡先等を記載した体制表を協定締結時に提出し、変更があった場合は速やかに変更後の体制表を提出するものとする。

(原子力災害対策時の従事者の安全確保)

第11条 原子力災害時に乙の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことによる被ばく線量は、実効線量で1ミリシーベルトを上限とし、上限を超えるおそれがある場合には、甲は乙に協力を要請しないものとする。

2 甲は、乙の求めに応じ以下の物品等を貸与するものとする。

(1) 防護服

(2) 線量計

(3) その他原子力災害時に乙の従業員の安全を確保するために必要な物品等

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年 月 日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(雑則)

第14条 この協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保

有する。

令和2年8月5日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県佐世保市白南風町1番10号
松浦鉄道株式会社
代表取締役 今里 晴樹

(60) 災害時における相互連携に関する協定書

(県防災企画課：西日本電信電話(株)：九州電力(株)、九州電力送配電(株))

長崎県(以下、「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下、「乙」という。)は、台風、風雪、洪水、地震、火山の噴火等による災害(以下、「災害」という。)が発生した場合に、相互に連携して災害対応にあたることに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎県内で災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、県民生活の早期安定に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の適用範囲は、長崎県における乙の供給区域とする。

(連携内容)

第3条 甲及び乙が連携する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 甲及び乙は、平時から連絡体制を確立し、災害時においては、通信障害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害時に乙が所有する設備に関連して甲が管理する道路の通行に支障を来した場合又は甲が管理する道路の被害により乙の所有する設備の復旧に支障を来した場合には、道路啓開及び通信障害復旧のため、甲乙連携して作業にあたるものとする。
- (3) 甲は乙に対して、災害時において防災拠点となり、かつ優先して通信障害復旧又は仮復旧が必要な病院、庁舎などの重要施設について、平時から情報を提供するものとする。
- (4) 乙は、通信障害復旧作業に必要な活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、県民に対して、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、通信障害情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、災害時の道路被害及び通信障害等の発生を防止するため、平時から事前対策について相互に協力するものとする。
- (7) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(費用)

第5条 この協定に基づいて実施した事項に関する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第 6 条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第 7 条 この協定に基づく業務の実施に当たっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(期間)

第 8 条 この協定は、令和 4 年 3 月 3 1 日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から書面による特段の申出がない場合には、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から 1 年間延長することとし、以降も同様とする。

(他の協定との関係)

第 9 条 この協定は、災害時における連携に関し、甲及び乙が他の団体と別途締結している協定等（この協定の締結日以降に締結するものを含む。）を妨げるものではない。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 5 月 3 1 日

甲 長崎県長崎市尾上町 3・1
長崎県知事 中 村 法 道

乙 長崎県長崎市出島町 1 1・1 3
西日本電信電話株式会社
長崎支店長 古 賀 隆 之

(60) 災害時における相互連携に関する協定書

(県防災企画課：西日本電信電話(株)：九州電力(株)、九州電力送配電(株))

長崎県(以下、「甲」という。)と九州電力株式会社(以下、「乙1」という。)及び九州電力送配電株式会社(以下、「乙2」という。なお、「乙1」「乙2」を総称して「乙」という。)は、台風、風雪、洪水、地震、火山の噴火等による災害(以下、「災害」という。)が発生した場合に、相互に連携して災害対応にあたることに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎県内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、県民生活の早期安定に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の適用範囲は、長崎県における乙の供給区域とする。

(連携内容)

第3条 甲及び乙が連携する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 甲及び乙は、平時から連絡体制を確立し、災害時においては、停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害時に乙が所有する設備に関連して甲が管理する道路の通行に支障を来した場合又は甲が管理する道路の被害により乙の所有する設備の復旧に支障を来した場合には、道路啓開及び停電復旧のため、甲乙連携して作業にあたるものとする。
- (3) 甲及び乙は、災害時において防災拠点となり、かつ優先して停電復旧又は仮復旧が必要な病院、庁舎などの重要施設について、平時から確認し情報を共有するものとする。
- (4) 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、県民に対して、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、災害時の道路被害及び停電等の発生を防止するため、平時から事前対策について相互に協力するものとする。
- (7) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(費用)

第5条 この協定に基づいて実施した事項に関する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定に基づく業務の実施に当たっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(期間)

第8条 この協定は、令和4年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から書面による特段の申出がない場合には、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、災害時における連携に関し、甲及び乙が他の団体と別途締結している協定等(この協定の締結日以降に締結するものを含む。)を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書3通を作成し、各々記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月31日

甲 長崎県長崎市尾上町3・1
長崎県知事 中村法道

乙1 長崎県長崎市城山町3・19
九州電力株式会社
執行役員長崎支店長 下田政彦

乙2 長崎県長崎市城山町3・19
九州電力送配電株式会社
長崎支社長 郡山伸一郎

(61)災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定書

(県防災企画課：(株)バカン)

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、長崎県内の災害に備え、甲及び長崎県内の市町が住民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び長崎県内の市町は、各自治体の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙及び長崎県内の市町のそれぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲又は情報を提供した市町に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月19日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県知事 中村 法道

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン

代表取締役 河野 剛進

(62) 災害応急対策等にかかる連携協定

(県防災企画課：西九州トヨタ自動車(株)長崎支店：長崎トヨペット(株)：トヨタカローラ長崎(株)：ネットトヨタ長崎(株)：(株)トヨタレンタリース長崎：トヨタモビリティパーツ(株)長崎支社)

長崎県(以下「甲」という。)と西九州トヨタ自動車株式会社、長崎トヨペット株式会社、トヨタカローラ長崎株式会社、ネットトヨタ長崎株式会社、株式会社トヨタレンタリース長崎、トヨタモビリティパーツ株式会社長崎支社(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内において甲、乙が相互に連携して災害に備えるとともに、災害が発生した際に乙が災害応急対策等に協力することを目的として、必要な事項を定める。

(車両の種類)

第2条 甲が乙に対して要請する車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車(長崎県内に水素ステーション設置後から)
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) 自動車からの外部給電に必要な機器
- (6) その他

(協力の要請と協力内容)

第3条 甲および乙は、平時より連携協力して災害に備えるべく、乙は甲もしくは甲が後援する各種団体等による防災意識啓発の取組みや訓練に積極的に協力するとともに、地域消防団への事業所協力などの活動促進を行うものとする。

- 2 甲は、災害時における外部給電等の応急対策及び被災現場確認等のため、乙が保有する車両を必要とする場合は、乙に対し書面(「提供協力要請書」)で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、可能な範囲で保有する車両を貸与するよう努めるものとする。
- 4 乙は、災害による停電の発生時、避難所や販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする。
- 5 乙は、甲の要請によりその所有する店舗を避難者を一時的に受け入れる避難場所として提供する。
- 6 乙は、災害により飲料水や食料および生活必需品が不足する場合は、販売店店舗等において備蓄している保存水等を可能な範囲で避難者に提供するものとする。
- 7 甲および乙は、市民の取組みによる減災を促進するため、外部給電が可能な車両の活用や周知活動などを通じて、その認知度の向上に協力して取り組むものとする。

(車両の引渡し)

第4条 乙は甲からの要請を受け、車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両方で協議の上、引渡しの方法を調整する。

2 乙は、車両等を引き渡した場合は、速やかに甲に対して書面(「提供協力実施報告書」)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 車両の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。災害の規模に応じて甲が延長を希望する場合は、甲乙両方で協議の上、決定するものとする。

(車両の返却)

第6条 甲は乙から貸与された車両を貸与時の現状に復して返却するものとする。(通常摩耗分を除く)

2 車両の返却時期及び場所については、甲乙両方で協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が行った車両の使用料は無償とする。また、貸与時点で車両にある燃料等についても、乙が無償で提供するものとする。

2 貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙から費用の支払請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(補償)

第9条 車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙両方で協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(車両保険の扱い)

第10条 乙は、第2条各号に掲げる車両等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項ならびに故障等への対応)

第11条 甲は、貸与を受けた車両等を以下のとおり使用、管理するものとする。

(1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、長崎県内で使用する。

(3) 甲は、貸与期間中に車両が故障または不調により使用が出来なくなり、災害対策等を進めるにあたり問題が発生した場合には、乙に速やかに報告し、甲乙両者で対応を協議するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を書面(「連絡責任者届」)により報告し、別途作成する連絡責任者一覧表により、互いに情報を報告し、共有するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(訓練等)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年2月28日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

乙 長崎県長崎市五島町4番19号
西九州トヨタ自動車株式会社 長崎支店
執行役員 長崎支店長 宮添 克己

長崎県長崎市出島町 1 2 番 1 3 号
長崎トヨペット株式会社
代表取締役社長 馬場 政隆

長崎県長崎市稲佐町 2 番 1 0 号
トヨタカローラ長崎株式会社
代表取締役社長 藤岡 良規

長崎県長崎市出島町 1 2 番 1 3 号
ネットトヨタ長崎株式会社
代表取締役社長 馬場 政隆

長崎県長崎市松山町 4 番 5 0 号
株式会社トヨタレンタリース長崎
代表取締役社長 吉本 明浩

長崎県諫早市久山町 1 9 1 0 番地 1 1
トヨタモビリティパーツ株式会社
九州北部統括支社
理事第三ブロック長 神田 一宏

(63) 大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書

(県防災企画課：長崎専門職団体連絡協議会)

長崎県(以下「甲」という。)と長崎専門職団体連絡協議会(以下「乙」という。)は、長崎県内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害等(以下「大規模災害等」という。)が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県内で大規模災害等が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の支援等に関し必要な事項を定める。

(支援要請)

第2条 甲は、大規模災害等発生時において、甲が必要と認める場合には、乙に対して、相談業務の支援を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から支援要請を受けた場合には、速やかに相談業務従事者(以下「従事者」という。)を選定し、必要な事項を甲に連絡するとともに、甲が指定する業務実施場所に従事者を派遣するものとする。

(実施期間)

第3条 甲の支援要請に基づき、乙が従事者を派遣する期間は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の業務)

第4条 業務実施場所において従事者の行う相談業務は、乙の各構成団体が取り扱う業務に関する相談に限る。

(報告)

第5条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、文書により当該業務に関する報告を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 相談業務については無償とし、従事者の派遣等に関する費用は、乙の負担とする。

(市町による支援要請)

第7条 長崎県内の市町は、大規模災害等発生時において、乙に対して当該依頼に係る支援業務を要請することができる。

2 第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、第2条から前条までの規定中「甲」とあるのは「被災市町」と読み替えるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 相談業務における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。令和3年法律第37号による改正を含む。)及び長崎県個人情報保護条例(平成13年7月12日条例第38号。以降本協定締結日までの各改正を含む。)の規定を遵守するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に基づく相談業務に関する連絡窓口について、甲は長崎県危機管理課、乙は長崎県弁護士会とし、これに変更があった場合は、それぞれ通知するものとする。

2 第7条による支援要請の場合は、要請を行う「被災市町」の担当課を連絡窓口とする。

(細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙双方がその都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和4年10月12日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでに、甲又は乙のいずれかが相手方に対して文書による協定終了の申出を行わないときは、当該有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を9通作成し、甲及び乙の構成団体が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月12日

甲 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県知事 大石 賢 吾

乙 長崎専門職団体連絡協議会
(乙の構成団体)

長崎県長崎市栄町1-25

長崎県弁護士会

会長 濱口 純 吾

長崎県長崎市魚の町3-33

長崎県司法書士会

会長 前田 洋 之

長崎県長崎市八百屋町2番地3

九州北部税理士会長崎県地区連絡協議会

会長 松本 信 幸

長崎県長崎市桶屋町50-1

長崎県社会保険労務士会

会長 中島 政 博

長崎県長崎市桜町3-12 中尾ビル5F

長崎県行政書士会

会長 山脇 正 隆

長崎県長崎市桜町7-6

長崎県土地家屋調査士会

会長 船 津 学

長崎県長崎市興善町4・6 田都ビル

公益社団法人 長崎県不動産鑑定士協会

会長 荒 川 千 洋

長崎県長崎市出島町1・4 3

ながさき出島インキュベータ302

一般社団法人 長崎県中小企業診断士協会

会長 前 田 慎一郎

4 防災ヘリコプター

(県防災企画課)

(1) 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第 1 章	総 則	(第 1 条 ~ 第 5 条)
第 2 章	運 航 管 理	(第 6 条 ~ 第 17 条)
第 3 章	安 全 管 理	(第 18 条 ~ 第 19 条)
第 4 章	教 育 訓 練	(第 20 条 ~ 第 22 条)
第 5 章	事 故 防 止 対 策	(第 23 条 ~ 第 26 条)
第 6 章	雑 則	(第 27 条 ~ 第 28 条)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定める。

(他の法令との関係)

第 2 条 航空機の運航管理については、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(防災航空センターの設置)

第 3 条 航空機を利用して行う消防防災業務を円滑に遂行するため、防災企画課に防災航空センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、大村市今津町 201（長崎空港 A 地区内）とする。

(センター所長)

第 4 条 センターに所長を置く。

2 所長は、防災企画課長の命を受け、センターの事務を統括する。

(長崎県防災航空隊)

第 5 条 センターに長崎県防災航空隊を置く。

2 長崎県防災航空隊については、別に定める「長崎県防災航空隊編成及び運用要領」によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 章 運航管理

(総括管理者)

第 6 条 総括管理者は危機管理対策監をもって充てる。

2 総括管理者は、航空機に関するすべてを総括する。

(運航総括責任者)

第 7 条 運航総括責任者は防災企画課長をもって充てる。

2 運航総括責任者は、航空機の運航に関する事務を掌理する。

(運航責任者)

第 8 条 運航総括責任者は運航責任者としてセンター所長を指名する。

2 運航責任者は、航空機の出発の承認、航空消防活動の中止の指示、その他の航空機の運航の管理に関する事務を掌理する。

(運航指揮者)

第 9 条 運航責任者は、航空機を運航する場合には、運航指揮者を指名する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 73 条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、乗組員を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

(運航安全管理者)

第 10 条 運航総括責任者は、航空機の運航その他の航空消防活動に関する専門的な知見を有する運航安全管理者を置く。

2 運航安全管理者は航空機の運航の安全を確保する観点から次の各号に定める業務を行う。

(1) 運航責任者、機長その他の関係者に対する消防防災ヘリコプターの運航、航空消防活動の実施に関する助言

(2) 航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言

(3) 教育訓練等基本計画及び教育訓練等実施計画に関する助言

(4) その他必要と認める事項に関する助言又は業務に必要な調査研究の実施

(運航計画)

第 11 条 運航責任者は、消防防災業務を適正かつ円滑に行うため航空機の運航計画を定める。

2 運航計画は、航空機年間運航計画（様式第 1 号）及び航空機月間運航計画（様式第 2 号）とする。

(運航範囲)

第 12 条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

(2) 救急活動

(3) 救助活動

(4) 火災防御活動

(5) 広域航空消防防災活動

(6) 災害予防活動

(7) 消防防災訓練活動

(8) 一般行政活動

(9) その他総括管理者（危機管理対策監）が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として 9 時 00 分から 17 時 45 分までとする。

ただし、第 13 条に規定する緊急運航の場合又は訓練等のため必要と認められる場合

は、この限りではない。

(緊急運航)

第 13 条 前条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定に係わる運航(以下「緊急運航」という。)は、第 11 条に規定する運航計画に基づく運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

2 運航責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに運航管理者に緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

3 緊急運航に関して必要な事項は、「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定める。

(使用予定表)

第 14 条 航空機の使用(緊急運航に係わるものを除く。以下次条において同じ。)を予定する者(以下「使用予定者」という。)は、翌年度の予定にあつては航空機使用年間予定表(様式第 3 号)により毎年 2 月末日まで、毎月の使用にあつては航空機使用月間予定表(様式第 4 号)により使用予定の月の前々月の末日までに総括管理者に提出するものとする。

(航空機の使用)

第 15 条 使用予定者は、航空機使用申請書(様式第 5 号)により使用する 15 日前までに、総括管理者に申請するものとする。

(航空機の使用承認)

第 16 条 総括管理者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ適当と認められるときは、承認する。

2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、航空機使用承認書(様式第 6 号)を交付する。

(航空機の使用報告)

第 17 条 航空機を使用した者は、航空機使用報告書(様式第 7 号)により、使用した日から 7 日以内に総括管理者に報告するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第 18 条 運航責任者は、飛行場外離着陸場を調査選定し、必要な書類等を整備するとともに、その実態を常に把握しておかなければならない。

2 飛行場外離着陸に際し必要な準備等は、運航責任者の指示により、使用予定者が実施するものとする。

第 3 章 安全管理

(安全管理)

第 19 条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づく、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

(航空機等の管理)

第 20 条 総括管理者は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保さ

- れていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。
- 2 運航総括責任者及び運航責任者は、航空機、格納庫、事務所、装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第4章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第21条 総括管理者は、次に掲げる教育訓練を行う。

(1)操縦士の操縦技能の取得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練

(2)航空消防活動従事者の安全確保に資する訓練

2 総括管理者は、前項に定める教育訓練を実施するに当たっては、「教育訓練等基本計画」を別に定める。

教育訓練等基本計画は次に掲げる事項を含むものとする。

(1)教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2)教育訓練等に係る安全管理対策

(3)教育訓練等に必要な施設設備の整備計画

(4)教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成のための方策

(5)前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項

3 教育訓練等基本計画は、必要に応じて見直し検討及び修正を行うものとする。

4 運航総括責任者は、飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練の結果を把握するなどにより操縦士の操縦技能確認を行うものとする。

(教育訓練の実施)

第22条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制、施設及び設備並びに教材の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航総括責任者は、教育訓練等基本計画に基づき「教育訓練等実施計画」を別に定める。

教育訓練等実施計画は次に掲げる事項を含むものとする。

(1)年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法

(2)年間の教育訓練等の対象者

(3)年間の教育訓練等の時間数及び実施時期

(4)前各号に掲げるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項
(他機関との連携)

第23条 運航総括責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町、消防機関その他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施するものとする。

第5章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第24条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関して必要な事項は「長崎県防災ヘリコプター緊急対策処理規程」に定める。

(航空事故発生時の措置)

第25条 運航指揮者は、航空機の運航中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれ又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じるとともに、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

第26条 運航責任者は、前項の報告を受け又は前項に関する情報を入手した場合は、直ちに関係機関に通報し、捜索救難活動を依頼するとともにその旨を運航責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告するとともに、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第6章 雑 則

(記録及び保存)

第28条 運航総括責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を保存しておかなければならない。

(そ の 他)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第2号)

航空機月間運航計画(年 月)

日	曜日	行事名	運航計画	飛行時間	整備計画	その他
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

(様式第 3 号)

年 月 日

航空機使用年間予定表

長崎県危機管理対策監 様

機 関 長 名 印
(担当者)

使用日時	年 月 (上、中、下旬) 時 分 ~ 時 分
使用目的 (内容)
飛行経路	~ (使用ヘリポート _____)
飛行時間	(現地での飛行時間)
搭乗人員	
その他参 考となる 事項

(様式第4号)

年 月 日

航空機使用月間予定表

長崎県危機管理対策監 様

機 関 長 名 印
(担当者)

使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
使用目的 (内容)
飛行経路	~ (使用ヘリポート _____)
飛行時間	大村発 _____ 現地発 _____ 活動飛行時間 _____ 現地着 _____ 大村着 _____
搭乗人員	
活動内容
備考

(様式第5号)

第 年 月 号
日

航空機使用申請書

長崎県危機管理対策監 様

機関長名
(担当者)

防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分				
使用目的					
飛行経路	(使用ヘリポート :)				
活動内容					
搭乗員所属	職名	氏名	性別	年齢	備考

(様式第6号)

承認番号	
------	--

年 月 日

様

長崎県危機管理対策監

航空機使用承認書

年 月 日付け第 号で申請のあった航空機使用について、
下記のとおり承認します。

記

1. 使用日時
年 月 日
時 分 ~ 時 分
2. 飛行経路
3. 使用目的

(様式第 7 号)

年 月 日

航 空 機 使 用 報 告 書

長崎県危機管理対策監 様

機関長名
(担当者)

使用日時	年 月 日 (曜日)(天候)
飛行時間	大村発 _____ 現地着 _____ 活動飛行時間 _____ 現地発 _____ 大村着 _____
搭乗人員	
飛行経路	
活動内容	

(2) 長崎県防災ヘリコプター運航規程

Ⅰ. 総 則

1. 目 的

この規程は、長崎県防災ヘリコプター運航管理業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 適用範囲

防災ヘリコプターの運航管理については、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱、長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領、防災ヘリコプター運航管理業務仕様書、及びオリエンタルエアブリッジ株式会社の運航基準等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

. 運航管理

3. 運航範囲

防災ヘリコプターの運航については、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、救急活動については、市町村長からの災害派遣要請とする。

(1) 緊急運航

緊急運航とは、運航責任者（センター所長）が指示する次に掲げる活動に係る運航で、通常運航に優先する。

ア. 災害応急対策活動

- ・被災状況等の偵察、情報収集活動
- ・救援物資、人員、資機材等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

イ. 救急活動

- ・交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

ウ. 救助活動

- ・高層ビル等火災における救助
- ・水難事故及び山岳遭難等における搜索、救助
- ・高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

エ. 火災防御活動

- ・偵察、情報収集活動
- ・林野火災における空中消火
- ・資機材等の搬送
- ・その他運航責任者が必要と認める活動

オ. 広域航空消防防災活動

カ．その他運航総括責任者が必要と認める活動

(2) 通常運航

原則として、運航計画に基づき実施する次の運航活動をいう。

ア．災害予防活動

イ．消防防災訓練活動

ウ．緊急運航訓練活動

エ．一般行政活動

オ．その他総括管理者（危機管理対策監）が必要と認める活動

4．運航計画

防災ヘリコプターの運航は、緊急運航を除き、原則として運航総括責任者が定める年間運航計画、月間運航計画によるものとする。

5．運航管理

(1) 運航総括責任者

運航総括責任者は、防災ヘリコプターの運航、装備品の維持管理等に関する事務を掌理する。

(2) 運航責任者

運航責任者は、防災ヘリコプター運航の実施にあたり、運航管理担当者を指名し、この細則及び運航基準等に定めるところに従って、運航の安全を確保しなければならない。

(3) 運航指揮者

運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、隊員及び搭乗者を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

6．運航管理系統図

別紙のとおり

7．飛行命令

飛行命令は、運航責任者の指示に基づき、運航責任者が飛行命令書により発令する。

ただし、緊急運航、その他月間運航計画以外（計画変更を含む）の運航の場合で、飛行命令書の発行に時間的余裕がない場合にあつては口頭により発令し、事後速やかに飛行命令書を発行しなければならない。

8．飛行計画の承認

(1) 機長は、当日の飛行計画について、運航責任者の承認を得なければならない。

(2) 運航責任者は、当日の飛行計画について運航総括責任者に報告しなければならない。

9. 緊急運航における航空法第 81 条の 2 の適用

航空法第 81 条の 2 の規定は、運航責任者の指示する緊急運航の場合にのみ適用するものとする。

10. 機体及び装備品の管理

- (1) 運航責任者は、防災ヘリコプターの耐空性維持のため、航空局、メーカー等の技術資料に基づく機体及び装備品の点検・整備を実施し、常に最良の管理に努めなければならない。
- (2) 運航責任者は、関係者以外の者について、施設への立入制限を行うなどして防災ヘリコプターの損傷防止に努めなければならない。

11. 操縦士の資格

防災ヘリコプターの運航に携わる操縦士は、次の条件を満たした者でなければならない。

- (1) 500 時間以上の飛行経験（回転翼）を有すること。
- (2) 当該型式機について、30 時間以上の飛行経験を有すること。
- (3) 5 時間以上の夜間飛行の飛行経験を有すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、防災ヘリコプターの機長及び副機長に必要な要件は「防災ヘリコプター運航基準」において定めるものとする。

12. 操縦士及び整備士の乗務割と勤務時間

(1) 乗務割の決定

操縦士及び整備士の乗務割は、運航責任者が作成する月間運航計画に基づき、運航責任者が決定する。

(2) 乗務割及び休養の基準

ア. 操縦士及び整備士の乗務割と休養の基準については、オリエンタルエアブリッジ株式会社が定める業務実施基準等によるものとする。

イ. 航空消防活動（訓練含む。）を行う際には操縦士 2 名で運航するものとする。ただし、点検整備を目的とした運航等を行なう際には操縦士 1 名でも運航できるものとする。

ウ. 操縦士の確保及び養成の状況等に鑑み運航責任者が必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず操縦士のうち 1 名に代えて、事業用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有するものであって、別途定める計画に基づき操縦士の養成訓練を受けている者 1 名を運航支援者として、航空機に乗り組ませるものができるものとする（消防防災ヘリコプターの運航に関する基準附則第 2 条）。

この場合において、前項中「操縦士 2 名」とあるのは、「操縦士 1 名、運航支援者 1 名」とする。

エ. 操縦士の 1 日の飛行時間は、原則として 5 時間以内とする。

ただし、これを超えて飛行させる場合は、運航責任者は、操縦士の疲労度、その他についてその意見を聴取して決定しなければならない。

(3) 勤務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

ただし、この時間外において緊急を要する事態が発生した場合又は訓練等のため必要と認められる場合については、この限りではない。

13. 操縦士及び整備士の訓練

運航責任者は、教育訓練等実施計画に基づき、操縦士及び整備士に対して、少なくとも月 1 回かつ 1 時間以上、運航責任者が指示する緊急運航訓練に参加させるなどして、防災ヘリコプターの運航上必要な技量の維持・向上に努めなければならない。

14. 整備士の業務

整備士は、次の業務を行うものとする。

- (1) 防災ヘリコプターの整備点検
- (2) 運航に伴う装備品の脱着
- (3) 整備点検上必要な飛行
- (4) 訓練上必要な機上作業
- (5) 運航上必要な地上支援
- (6) 運航支援上必要な搭乗
- (7) 整備関係書類の管理

・ 飛 行

15. 最低気象条件

運航時の気象は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 航空法施行規則第 5 条の 2 に定める「有視界気象状態」であること。
ただし、管制圏又は情報圏内では、航空法第 94 条ただし書きに定める「特別有視界気象状態」以上であること。
- (2) 瞬間風速 13m / 秒以下であること。
ただし、緊急運航の場合は、17m / 秒以下であり、著しい気流の乱れがないこと。

16. 夜間飛行

緊急運航の場合の夜間飛行は、可能な限り活動場所と基地間の空輸にとどめるものとする。

17. 飛行準備

運航責任者は、防災ヘリコプターの運航にあたっては、運航管理担当者、機長、整備士及び防災活動従事者に対し、次の事項について指示するとともに、支援体制の確保を図らなければならない。

- (1) ヘリポート等の選定（あらかじめ設営されたヘリポートを使用できない緊急運航の場合を除く。）

- (2) 飛行場外離着陸許可申請（緊急運航の場合を除く。）
- (3) 最低安全高度以下での飛行許可申請（緊急運航の場合を除く。）
- (4) 物件投下届出
- (5) 運航形態に応じた装備及び資材の準備
- (6) 航空燃料の手配及び保管
- (7) 気象情報の収集と分析
- (8) 通信手段の確保
- (9) 飛行計画の作成

18. 航空局への申請及び届出

航空局への申請及び届出は、運航総括責任者が行うものとする。

19. 飛行前の打合せ

機長は、出発前に、整備士及び防災活動従事者と次の事項について十分な打合わせを行い、相互に確認のうえ飛行を行わなければならない。

- (1) 運航目的
- (2) 機体及び装備の整備状況
- (3) 資機材
- (4) 飛行計画
- (5) 機長、整備士及び防災活動従事者相互間の連絡並びに連携方法
- (6) 気象状況
- (7) その他飛行についての必要事項

20. 緊急運航における確認事項

機長は、飛行する際には、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 気象状況
- (2) 作業方法
- (3) 運航上影響を及ぼす恐れのある地上の人、物件等
- (4) 着陸地点周辺の状況
- (5) 他機の有無

21. 運航中の周囲の監視及び機長の注意喚起措置（ボイス・プロシージャー）

運航総括責任者は、運航中の航空機における航空消防活動従事者（航空機に搭乗しその運航または航空消防活動に従事する者）による周囲の監視及び機長の注意を喚起するための措置（ボイス・プロシージャー）に係る実施要領を別に定める。

機長、運航指揮者及び乗員は実施要領に定められた措置に則った活動を行うものとする。

22. 航空消防活動の実施

運航総括責任者は、航空消防活動の種類ごとに、地域特性等を考慮して、航空機に乗組ませる航空消防活動従事者の数、積載する資機材、要救助者の救出方法その

他の航空消防活動の実施に必要な事項について活動要領を別に定める。

機長、運航指揮者及び乗員は活動要領に定められた事項に則り航空消防活動を行うものとする。

23. CRM (クルーリソースマネジメント)

運航総括責任者は、航空機の安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置 (CRM) に係る実施要領を別に定める。機長、運航指揮者及び乗員はCRMに定められた事項に則った活動を行うものとする。

. 整 備

24. 整 備

機体及び装備品の点検・整備は、オリエンタルエアブリッジ株式会社が定める整備要領等に従って行わなければならない。

V. 緊急方式

25. 緊急時の措置

防災ヘリコプターに緊急事態が発生するおそれ又は発生した場合は、県の指示を仰ぐとともに、次の措置をとらなければならない。

(1) 捜索及び救難体制の確立

運航責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合は、速やかに運航総括責任者に通報し指示を仰ぐとともに、捜索救難の初動体制をとらなければならない。

(2) 航空事故発生時の措置

機長は、飛行中、飛行機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

(3) 事故報告

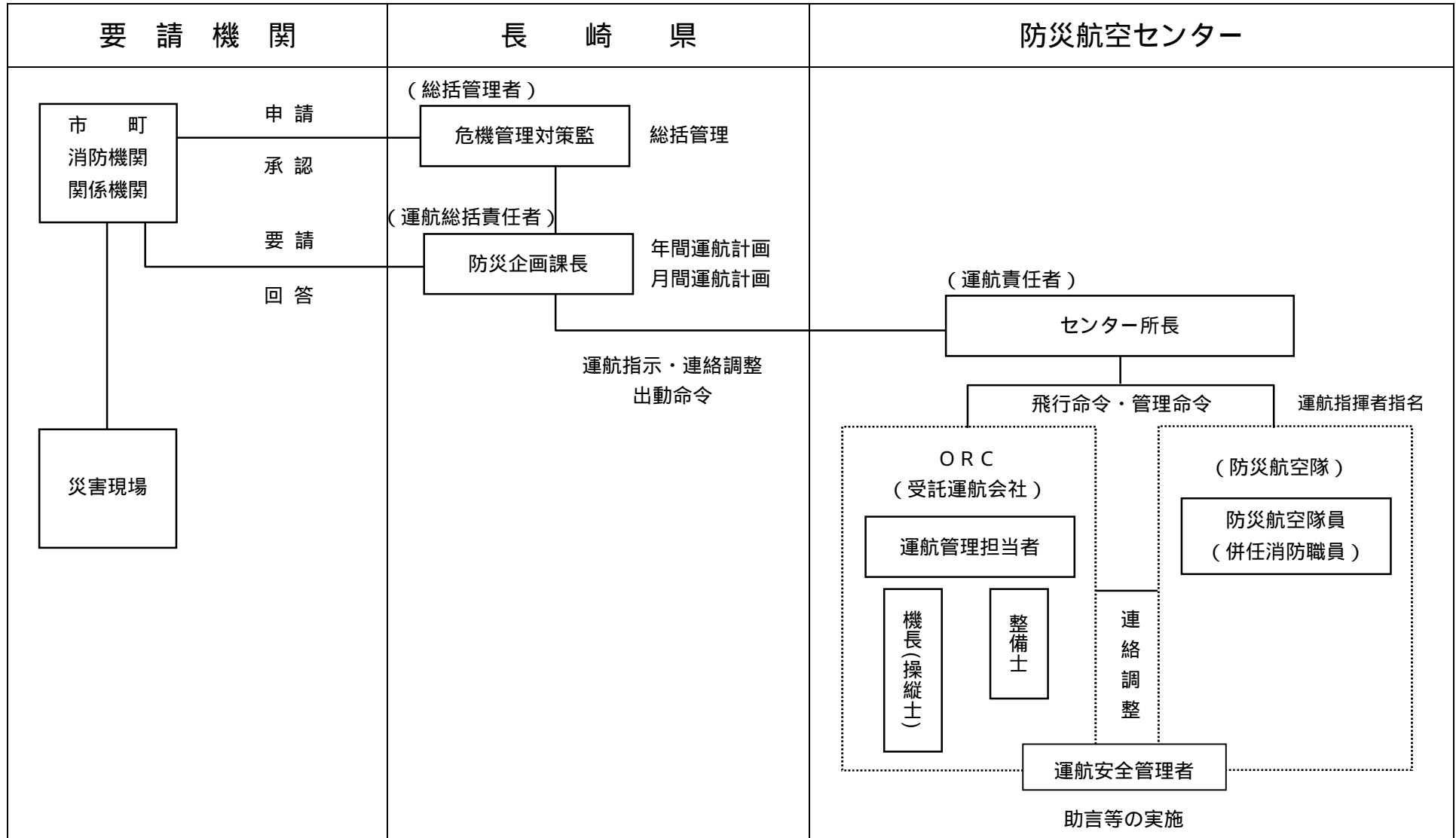
運航総括責任者は、航空事故が発生した場合は、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を総括管理者に報告しなければならない。

VI. 記 録

26. 報告及び記録

機長は、当日の飛行作業が終了したときは、速やかに運航責任者に報告するとともに、運航日誌に所要事項を記録しなければならない。

運航管理系統図



(3) 長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第13条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航(以下「緊急運航」という。)に関して必要な事項を定める。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町村及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。(但し、救急活動については市町長からの災害派遣要請とする。)

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) その他運航責任者が必要と認める活動

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ただし、感染のおそれがある患者の搬送については関係者による協議を行う

(2) その他運航責任者が必要と認める活動

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

3 救助活動

(1) 高層ビル等火災における救助

(2) 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

(3) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報

収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

火災防御活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、防災企画課に行う。

2 前項の要請は、様式第1号又は2号のメール又はファックス送信及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航指揮者に運航命令の指示をし、運航責任者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置

2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

3 その他必要な事項

(報告)

第8 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第5号)により、速やかに運航総括責任者に報告するものとする。(但し、第4の2による場合は除く。)

(附則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 件目	災 害 発 生 等 に 伴 う
月 件目	航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

覚 知	月 日	機 関 名	担 当 者	電 話				
	時 分			(内線) ()				
災 害 の 状 況	災害発生日時	年 月 日		時 分				
	災害発生場所							
	災害名							
	災害発生状況並びに処置状況							
派遣を必要とする区域								
現地着陸場所								
希望する活動内容								
現場指揮者	職		氏名					
現場との連絡手段								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭 乗 者	所属	職	氏名	年令	所属	職	氏名	年令
	フリガナ				フリガナ			
	フリガナ				フリガナ			
	フリガナ				フリガナ			

(様式第2号)

年 件目	救 急 活 動 に 伴 う
月 件目	航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受 理	月 日	市 町	担当者	電 話					
	時 分			(内線) ()					
患 者 の 状 況	住 所			氏 名	年 齢	性 別	職 業		
	フリガナ								
	漢 字								
	患者が子供の場合	親 族 氏 名	続 柄		年 齢				
	病 気 発 生 日 時	年 月 日			時 分				
	病 気 発 生 場 所								
	病 気 (事 故) 名	フリガナ							
		漢 字							
	病 気 発 生 状 況 並 び に 要 請 理 由 詳 細 は 別 紙 参 照								
	感 染 症 の 恐 れ	感 染 症 名 ()							
特 記 事 項									
現 地 病 院 名					医 師 名				
収 容 病 院 名					医 師 名				
搬 送 要 請 区 間		搬 送 元 :				搬 送 先 :			
(注) 搬送先：長崎医療センターHPは防災ヘリのみ。海自22空群飛行の場合A滑走路に変更します。									
搭 乗 者	氏 名		年 齢	職 種	搭 乗	氏 名		年 齢	続 柄
	フリガナ					フリガナ			
	漢 字					漢 字			
	氏 名		年 齢	職 種	搭 乗	氏 名		年 齢	続 柄
	フリガナ					フリガナ			
	漢 字					漢 字			
携 行 資 材	長崎医療センター資機材：番号記載 () ・その他 ()								
	() 病院資機材：番号記載 () ・その他 ()								
補 足 事 項 等									

(様式第3号)

災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書

年 月 日

長崎県知事 様

(機 関 長 名) 印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

災害発生状況並びに派遣を要する事由	覚知	年	月	日	時	分		
	災害発生日時	年	月	日	時	分		
	災害発生場所							
	災害名							
災害発生状況並びに派遣を要する事由	災害発生状況並びに処置状況							
派遣を必要とする区域								
現地着陸場所								
希望する活動内容								
必要とする資機材								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年令	所属	職	氏名	年令

(様式第4号)

救急活動に伴う航空機災害派遣要請

年 月 日

長崎県知事 様

(市 町 長 名) 印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理	年 月 日 時 分										
患者の 状況	住所				氏名			年齢	性別	職業	
	患者が子供の場合	親族 氏名			続柄		年齢		職業		
	病気発生日時		年 月 日 時 分								
	病気発生場所										
	病気(事故)名										
	病気発生状況 並びに 処置状況										
現地病院名						医師名					
収容病院名						医師名					
搬送要請区間		搬送元 :				→	搬送先 :				
搭乗者	氏名		年齢	職種		付添者	氏名		年齢	続柄	
	氏名		年齢	職種			氏名		年齢	続柄	

(様式第5号)

災害状況報告書

要請機関名	(担当名)			
災害発生日時	年	月	日	時 分
災害発生場所				
災害発生概要				
活動内容				
要救助者数				
死傷者数等	死者		負傷者	
搬送先	(受入病院)			
ヘリ搭乗人員				
現場出勤人員				
現地飛行時間				
参考事項				

(4) 防災消防ヘリコプター相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県及び佐賀県（以下「六県」という。）において、消防組織法（以下「法」という。）第 44 条の規定に基づく緊急消防援助隊の要請前に、各県が保有する防災消防ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用する防災消防事案が発生した場合の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第 2 条 応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査等により運航できない場合に発生したヘリの出動事案に対し行うことを原則とする。ただし、各県が保有するヘリが運航可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は、この限りでない。

(応援)

第 3 条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援県」という。）は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

2 応援活動中に、応援県で新たな事案が発生した場合は、活動に従事していない待機中の県が応援に従事するものとする。

(応援活動の位置付け)

第 4 条 応援活動の内容が法第 30 条第 1 項に基づく市町村消防の支援業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等（常備消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）と応援を受けた市町村等の間で法第 39 条第 1 項の規定に基づき、応援を行うものとする。

(応援要請の手続)

第 5 条 第 2 条に規定する応援要請の手続き等は、別途定める。

(応援の中断)

第 6 条 応援県において、ヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援を要請した県（以下「要請県」という。）と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第 7 条 この協定による応援は、ヘリがヘリポートを出発した時から始まり、ヘリポートに帰着した時に終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にある時、又は、飛行中に出動命令があった時は、その時点から応援が始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく応援活動中にその応援が中断され復帰命令があった時、又は、法第 44 条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動命令があった場合は、その時点をもって応援は終了するものとする。

(応援航空隊の指揮)

第 8 条 応援出動したヘリの指揮は、要請県の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。
また、応援活動の内容が第 4 条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

(事故等の連絡)

第 9 条 要請県は、応援県のヘリが次の各号に掲げる事案の発生があった場合は、速やかに報告しなければならない。

- (1) 隊員等の死傷を伴うもの
- (2) 機体に重大な損傷を伴うもの
- (3) 救難対策を必要とするもの

(経費の負担)

第 10 条 応援に要する派遣職員の給与、旅費及び消耗品費等の通常経費は、応援県の負担とする。
ただし、応援に要するヘリの燃料費については、要請県の負担とする。

2 第 6 条による応援活動の中断、又は、応援中にその活動目的が、法第 4 4 条の規定に基づく緊急消防援助隊の活動に変更になった場合は、その都度協議し定めるものとする。

3 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請県の負担とする。ただし、応援県の重大な過失により発生した損害は、応援県の負担とする。

- (1) 土地、建物工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

4 前項に定める要請県の負担額は、応援県の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

5 前各号に定めるもの以外に要した諸経費の負担は、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第 11 条 六県の長は、この協定に基づく応援を円滑に行うことができるよう次の各号に掲げる項目について、相互に情報交換を行い、速やかに対応できるよう努めるものとする。

- (1) ヘリの進出拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの耐空検査等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第 12 条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が発生した時は、六県が協議して定めるもの

とする。

附 則

- 1 この協定は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 平成31年3月18日熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び長崎県が締結した防災消防ヘリコプター相互応援協定は、この協定の成立した時をもって消滅する。

この協定の締結を証するため、本協定書を6通作成し、六県は記名押印のうえ、各県その1通を所持する。

令和4年3月25日

熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫

大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝貞

宮崎県

代表者 宮崎県知事 河野 俊嗣

鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 塩田 康一

長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

佐賀県

代表者 佐賀県知事 山口 祥義

5 ヘリコプター離着陸場等

(県防災企画課)

(1) 離着陸場一覧表

地区		着 陸 地	所 在 地	大村からの概略所要時間(ヘリコプター)	備考
対馬	1	殿崎ヘリポート	対馬市上対馬町殿崎	65分	
	2	豊玉ヘリポート	対馬市豊玉町仁位	55分	
	3	対馬空港	対馬市美津島町鷄知乙 440	50分	
五島	4	有川ヘリポート	新上五島町有川郷字川尻ノ上 18番1外	30分	
	5	若松ヘリポート	新上五島町若松郷 462番地 52	35分	
	6	新奈留ヘリポート	五島市奈留町浦 952 - 1	35分	
	7	三井楽ヘリポート	五島市三井楽町嵯峨島郷字京塚	50分	
	8	新魚目ヘリポート	新上五島町小串郷字宮尾 1400番地 1	30分	
	9	奈良尾ヘリポート	新上五島町奈良尾郷 931番地 153	30分	
	10	上五島ヘリポート	新上五島町青方郷 1919番地外	30分	
	11	福江空港	五島市上大津町	35分	
	12	上五島空港	新上五島町友住郷	30分	
その他の地区	13	大島村ヘリポート	平戸市大島村前平 1921	30分	
	14	鷹島ヘリポート	松浦市鷹島町三里免	30分	
	15	生月ヘリポート	平戸市生月町里免	25分	
	16	宇久ヘリポート	佐世保市宇久町平	35分	
	17	平戸(度島)ヘリポート	平戸市度島町度島浦	25分	
	18	平戸(津吉)ヘリポート	平戸市辻町下鮎川	20分	
	19	平島ヘリポート	西海市崎戸町平島	20分	
	20	江ノ島ヘリポート	西海市崎戸町江ノ島	18分	
	21	黒島ヘリポート	佐世保市黒島町字雨池	15分	
	22	船泊ヘリポート	島原市船泊町丁 3203 - 5	20分	
	23	小値賀空港	北松浦郡小値賀町	35分	
	24	壱岐空港	壱岐市石田町	30分	
	25	長崎空港 A 地区	大村市今津町 201	-	
	26	飛鳥地区場外離着陸場	松浦市今福町飛鳥免	25分	
	27	黒島地区場外離着陸場	松浦市高島町黒島免	25分	

(2) 離着陸適地一覧表

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積		障 害 物		
長 崎 市	1	NBC、十八銀行グランド(休止)	長崎市戸石町	N 十	B 銀	C 行	112×100	12,100㎡	バックネット、電線、電柱
"	2	松 山 陸 上 競 技 場	" 松山町	長 崎 市 長			97×195	18,915㎡	JR高架スタンド、照明灯
"	3	唐 八 景	" 田上3丁目278-1	"					
"	4	南部地区公園(ソフトボール)	" ダイヤランド4丁目4	"			174×96	16,704㎡	校舎、フェンス
"	5	稲 佐 山 公 園 駐 車 場	" 稲佐町364	"			240×120	28,800㎡	照明灯
"	6	長崎市総合運動競技場(補助競技場)	" 柿泊町2210	"			160×82	13,600㎡	立ち木、スタンド、照明灯
"	7	長 崎 鶴 洋 高 等 学 校	" 末石町157-1	長 崎 県 知 事			100×100	10,000㎡	校舎
"	8	外 海 総 合 公 園	" 下黒崎町252-1	長 崎 市 長			108×70	7,185㎡	ナイター照明設備(6本)
"	9	高島ふれあい多目的運動公園	" 高島町2707-2	"			170×77	10,780㎡	アパート、ナイター照明設備
"	10	もとみや公園内「衣笠球場」	" 布巻町215	"			110×130	14,300㎡	ナイター照明(21m×12本)、フェンス
"	11	香 焼 小 学 校	" 香焼町493	"			100×100	10,000㎡	校舎、樹木、フェンス
"	12	香 焼 中 学 校	" 香焼町563	"			70×100	7,000㎡	ポール、校舎、土手
"	13	総合公園グランド	" 香焼町字岩原2582	"			150×90	13,500㎡	樹木、フェンス
"	14	伊 王 島 小 学 校	" 伊王島町1丁目3273	"			50×106	5,300㎡	校舎、ナイター設備
"	15	旧 野 母 崎 高 等 学 校	" 野母崎町高浜1995	長 崎 県 知 事			72×120	9,144㎡	校舎、樹木
"	16	野 母 崎 小 ・ 中 学 校	" 野母崎町1	長 崎 市 長			92×120	9,900㎡	電線、電柱、校舎、役場庁舎
"	17	川 原 小 学 校	" 宮崎町127	"			70×75	5,040㎡	校舎
"	18	池 島 小 ・ 中 学 校	" 池島町1522	"			84×123	10,332㎡	
"	19	琴海北部運動公園	" 琴海町大平郷638-11	"			160×130	20,800㎡	電線、電柱、植木
佐世保市	20	佐世保工業高等学校	佐世保市瀬戸越町188	長 崎 県 知 事			210×210	48,300㎡	照明灯、校舎
"	21	黒 髪 小 学 校	" 黒髪町6667	佐 世 保 市 長			65×115	9,073㎡	校舎、フェンス
"	22	早 岐 中 学 校	" 陣内町100	"			100×115	12,045㎡	校舎、樹木
"	23	東 明 中 学 校	" 江上町814	"			75×120	9,225㎡	校舎、樹木
"	24	海上自衛隊佐世保教育隊	" 崎辺町	防 衛 省			40×40	1,600㎡	電線、電柱、植木
"	25	陸上自衛隊相浦駐屯地	" 大潟町678	"			40×40	1,600㎡	
"	26	吉 井 町 民 グ ラ ン ド	" 吉井町吉元480	佐 世 保 市 長			100×140	15,083㎡	バックネット、フェンス
"	27	栗迎農村公園運動広場	" 世知原町栗迎710-1	"			80×80	6,400㎡	
"	28	世知原町民運動広場	" 世知原町栗迎128	"			80×100	8,360㎡	電柱、照明塔
"	29	小 佐 々 中 学 校	" 小佐々町西川内132	"			100×100	10,500㎡	校舎、電柱
"	30	江 迎 中 学 校	" 江迎町乱橋584	"			100×150	18,560㎡	校舎
"	31	鹿 町 運 動 場	" 鹿町町下歌ヶ浦8-37	"			100×100	10,000㎡	文化会館、体育センター、照明塔、バックネット
島 原 市	32	三 会 小 学 校	島原市中原町乙1462番地	島 原 市 長			90×50	4,500㎡	フェンス、体育館

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積	障 害 物	
島 原 市	33	三 会 中 学 校	島原市下宮町甲 2511 番地 2	島 原 市 長	90×60	5,400 m ²	フェンス、校舎
"	34	島原市営三会ふれあい運動広場	" 広高野町	"	110×110	12,100 m ²	フェンス、樹木
"	35	第 四 小 学 校	" 宇土町乙 670 番地 1	"	90×70	6,300 m ²	擁壁、校舎
"	36	島原市営杉谷運動広場	" 宇土町	"	140×60	8,400 m ²	フェンス、樹木
"	37	前 浜 町 公 園	" 前浜町乙 1 番地 7	"	50×50	2,500 m ²	樹木
"	38	島 原 工 業 高 等 学 校	" 本光寺町 4353 番地	長 崎 県 知 事	150×120	18,000 m ²	樹木、ボール、フェンス、校舎
"	39	島 原 商 業 高 等 学 校	" 城内一丁目 1213 番地	"	110×70	7,700 m ²	フェンス、体育館
"	40	島 原 高 等 学 校	" 城内二丁目 1130 番地	"	120×80	9,600 m ²	フェンス、体育館、校舎
"	41	第 一 中 学 校	" 城内一丁目 1222 番地	島 原 市 長	110×70	7,700 m ²	フェンス、校舎
"	42	第 一 小 学 校	" 城内一丁目 1129 番地	"	90×50	4,500 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	43	第 二 小 学 校	" 萩が丘二丁目 5688 番地	"	110×60	6,600 m ²	フェンス、体育館
"	44	霊 丘 公 園	" 弁天町二丁目 7330 番地 1	"	100×60	6,000 m ²	樹木
"	45	市 営 陸 上 競 技 場	" 上の原三丁目	"	180×100	18,000 m ²	フェンス
"	46	第 三 小 学 校	" 広馬場町 7758 番地	"	90×50	4,500 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	47	第 二 中 学 校	" 新山三丁目 8916 番地	"	180×110	19,800 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	48	ひょうたん池公園	" 南下川尻町	"	70×70	4,900 m ²	樹木
"	49	島 原 中 央 高 等 学 校	" 船泊町丁 3415 番地	学校法人有明学園	90×40	3,600 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	50	第 三 中 学 校	" 梅園町丁 2898 番地	島 原 市 長	110×70	7,700 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	51	島 原 復 興 ア リ ー ナ	" 平成町 2 番地 1	"	250×120	30,000 m ²	フェンス、ステージ施設
"	52	有明の森運動公園	" 有明町湯江乙 2524-30	"	142×138	19,596 m ²	樹木、照明、ボール、バックネット
"	53	第 五 小 学 校	" 大下町丙 1049-18	"	70×60	4,200 m ²	フェンス、校舎、体育館
"	54	中 尾 川 ヘ リ ポ ー ト	" 中尾町	"	90×20	1,800 m ²	擁壁
諫 早 市	55	小 野 島 グ ラ ウ ン ド	諫早市小野島町 2233-1	諫 早 市 長	100×100	193,400 m ²	バックネット、土手、高圧線
"	56	白 木 峰 高 原 駐 車 場	" 白木峰町 828-15	"	65×100	15,126 m ²	丘陵、電線、校舎
"	57	御 館 山 小 学 校	" 西栄田町 1250-4	"	200×75	15,000 m ²	庁舎、フェンス
"	58	喜 々 津 中 学 校	" 多良見町中里 30	"	65×100	15,126 m ²	丘陵、電線、校舎
"	59	森 山 ふ れ あ い 公 園	" 森山町下井牟田 1145 外	"	150×80	124,791 m ²	健康福祉センター森山分館ゴールポスト(ラグビー用) 樹木、トイレ
"	60	飯 盛 東 小 学 校	" 飯盛町中山 653	"	60×100	12,903 m ²	校舎、体育館、ボール、土手、樹木
"	61	高 来 中 学 校	" 高来町小峰 274	"	150×80	12,000 m ²	校舎、バックネット、フェンス、樹木
"	62	小 長 井 グ ラ ウ ン ド	" 小長井町小川原浦 958-8	"	185×90	16,650 m ²	校舎、バックネット、樹木、鉄道架線
"	63	緊急ヘリポート(半造川)	" 鷲崎町半造川右岸 2k000 付近	国土交通省長崎河川国道事務所	20×20	400 m ²	
"	64	緊急ヘリポート(本明川河川敷)	" 仲沖町本明川右岸 3k600 付近	"	20×20	400 m ²	
大 村 市	65	口 ザ ・ モ タ 広 場	大村市東野岳町 1113	大 村 市 長	D = 7 5	4,416 m ²	
平 戸 市	66	平 戸 中 学 校	平戸市鏡川町 42	平 戸 市 長	120×80	13,190 m ²	校舎、電線
"	67	中 野 中 学 校	" 中野大久保町 1096	"	110×80	13,350 m ²	校舎

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積	障 害 物	
平 戸 市	68	中 部 住 民 セ ン タ ー	平戸市紐差町 1108	平 戸 市 長	125×62	9,720 m ²	照明灯 6 基、フェンス
"	69	平 戸 高 等 学 校	" 草積町 261	長 崎 県 知 事	120×80	14,000 m ²	校舎
"	70	南 部 中 学 校	" 津吉町 241	平 戸 市 長	90×100	9,000 m ²	校舎
"	71	野 子 小 中 学 校	" 野子町 1955	"	70×80	5,600 m ²	ボール
"	72	上 場 グ ラ ン ド	" 生月町里免 2174 の第 1	"	80×90	7,200 m ²	電線
"	73	田 平 東 小 学 校	" 田平町下亀免 583	"	80×110	14,352 m ²	校舎、電柱、ボール、体育館
松 浦 市	74	志 佐 小 学 校	松浦市志佐町浦免 1680	松 浦 市 長	100×120	20,641 m ²	校舎
"	75	志 佐 中 学 校	" 志佐町浦免 808	"	70×100	7,000 m ²	校舎、屋内運動場、バックネット
"	76	今 福 中 学 校	" 今福町浦免 431 - 5	"	80×100	9,195 m ²	校舎、屋内運動場、バックネット
"	77	御 厨 中 学 校	" 御厨町里免 577	"	100×100	10,377 m ²	校舎、バックネット
"	78	養 源 小 学 校 跡 地	" 福島町原免 1051	"	110×41	4,510 m ²	校舎、樹木、電線
"	79	星 鹿 小 学 校	" 星鹿町下田免 700	"	75×40	3,000 m ²	校舎、屋内運動場、バックネット、樹木
"	80	福 島 総 合 運 動 公 園	" 福島町塩浜免 2993-89	"	125×70	8,750 m ²	バックネット、照明灯
"	81	鷹島スポーツ・文化交流センター駐車場	" 鷹島町里免 1102-1	"	50×50	2,500 m ²	屋内運動場、照明灯
"	82	松浦海のふるさと館広場	" 志佐町庄野免 226-30	"	60×50	3,000 m ²	遊具、樹木
"	83	九州電力へりポート	" 志佐町白浜免 2090-2	"	40×30	1,200 m ²	樹木
対 馬 市	84	陸 上 自 衛 隊 訓 練 場	対馬市厳原町厳原東里	陸 上 自 衛 隊	140×80	11,200 m ²	
"	85	鶏 知 中 学 校	" 美津島町鶏知甲 555	対 馬 市 長	130×80	10,400 m ²	校舎、電線
"	86	美 津 島 北 部 小 学 校	" 美津島町芦浦 60	"	107×107	11,449 m ²	校舎、フェンス
"	87	豊 玉 小 学 校	" 豊玉町仁位 1903	"	113×78	8,814 m ²	校舎、バックネット
"	88	陸 上 競 技 場	" 峰町三根	"	180×160	28,800 m ²	高圧線
"	89	東 部 中 学 校	" 峰町佐賀	"	120×100	12,000 m ²	校舎
"	90	旧 舟 志 中 学 校 グ ラ ン ド	" 上対馬町舟志乙 1675	"	100×50	5,000 m ²	校舎、電線
"	91	南 陽 中 学 校	" 上対馬町琴 158	"	86×65	5,590 m ²	校舎、電線
"	92	佐 須 奈 小 中 学 校 運 動 場	" 上県町佐須奈乙 321	"	120×83	9,960 m ²	校舎
"	93	佐 護 小 中 学 校 運 動 場	" 上県町佐護北里 993	"	85×88	7,480 m ²	校舎
"	94	仁 田 小 学 校 運 動 場	" 上県町檜滝 326	"	120×80	9,600 m ²	校舎
"	95	仁 田 中 学 校 運 動 場	" 上県町檜滝 702	"	120×83	9,960 m ²	校舎
"	96	久 原 小 中 学 校 運 動 場	" 上県町久原 212	"	80×80	6,400 m ²	校舎
"	97	旧 伊 奈 小 中 学 校 運 動 場	" 上県町伊奈 1427	"	80×50	4,000 m ²	校舎
"	98	上 県 町 総 合 運 動 公 園 野 球 場	" 上県町檜滝 685	"	120×110	13,200 m ²	夜間照明電柱
"	99	上 県 町 総 合 運 動 公 園 多 目 的 広 場	" 上県町檜滝 685	"	200×100	20,000 m ²	夜間照明電柱
"	100	上 県 町 ふ れ あ い 広 場	" 上県町佐須奈甲 562 - 1	"	110×100	11,000 m ²	夜間照明電柱
壱 岐 市	101	大 谷 公 園	壱岐市郷ノ浦町田中触	壱 岐 市 長	170×97	40,000 m ²	体育館、電柱、照明塔、バックネット、高圧線
"	102	勝 本 中 学 校	" 勝本町仲触 1846	"	100×74	8,921 m ²	校舎、体育館、ボール、バックネット、樹木、電線

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積	障 害 物
鳧 岐 市	103	天ヶ原町民グラウンド	鳧岐市勝本町仲触 90 - 1	鳧 岐 市 長	100×80	9,174 m ² 山林、さく、バックネット、樹木、土手、ポール
"	104	田 河 中 学 校	" 芦辺町諸吉二亦触 1882	"	120×80	9,730 m ² 校舎、体育館、樹木、さく
"	105	石 田 中 学 校	" 石田町石田西触 1252	"	100×60	6,000 m ² 校舎、バックネット、電線、樹木、照明塔、体育館
五 島 市	106	福 江 中 学 校	五島市松山町 75 - 4	五 島 市 長	100×90	21,877 m ² 校舎、電線、樹木
"	107	崎 山 中 学 校	" 下崎山町 381-1	"	80×120	18,793 m ² 校舎、電線
"	108	翁 頭 中 学 校	" 堤町 1765	"	90×140	18,166 m ² 校舎、電線
"	109	椀 島 小 学 校	" 伊福貴町 930	"	80×50	5,966 m ² 校舎、ポール、フェンス
"	110	久 賀 小 学 校	" 久賀町 205 - 2	"	60×80	7,189 m ² 校舎、電線
"	111	興 浦 小 学 校	" 興浦町 1316	"		7,774 m ² 校舎、体育館
"	112	戸 岐 小 学 校	" 戸岐町 270	"		2,347 m ² 校舎
"	113	富 江 中 学 校	" 富江町狩立 464	"	130×67	16,536 m ² 校舎、電線、ネット
"	114	富江小繁敷分校跡地	" 富江町繁敷 750	太 宰 府 神 社	40×70	2,807 m ² 公民館、神社
"	115	玉 之 浦 小 学 校	" 玉之浦町玉之浦 797- 4	五 島 市 長	50×40	6,566 m ² 校舎、体育館、夜間照明施設
"	116	玉之浦カントリーパーク	" 玉之浦町玉之浦 1237	"	150×100	15,950 m ² バックネット、樹木、土手
"	117	玉 之 浦 中 学 校	" 玉之浦町小川 1130	"	100×100	10,180 m ² 校舎、バックネット、電線
"	118	三 井 楽 中 学 校	" 三井楽町浜の畔 1258	"	70×93	5,468 m ² 校舎、ポール、体育館
"	119	旧 山 内 中 学 校	" 岐宿町中岳 1258	"	40×80	6,023 m ² 旧校舎、樹木
"	120	岐 宿 小 学 校	" 岐宿町岐宿 2404	"		3,000 m ²
"	121	岐 宿 運 動 場	" 岐宿町楠原 1204	"		19,166 m ²
"	122	川 原 小 学 校	" 岐宿町川原 2370	"		2,400 m ²
"	123	奈 留 中 学 校	" 奈留町浦 1225	"	130×70	19,001 m ² 校舎、体育館、バスケット
西 海 市	124	西 彼 中 学 校	西海市西彼町喰場郷 1173	西 海 市 長		12,000 m ² 校舎、電柱
"	125	西 海 北 運 動 場	" 西海町黒口郷	"	170×200	40,800 m ² 送電線、照明灯
"	126	大 崎 高 等 学 校	" 大島町 3520	長 崎 県 知 事	100×110	19,265 m ² 照明塔、校舎
"	127	大 瀬 戸 中 学 校	" 大瀬戸町瀬戸榎浦郷 1624	西 海 市 長	130×90	11,700 m ² 電線、電柱、校舎
"	128	西海スポーツガーデングラウンド	" 西海町木場郷	"	120×80	9,600 m ² 照明灯
"	129	大 島 総 合 公 園	" 大島町 2620	"	150×100	15,000 m ² 照明灯
"	130	大 島 東 小 学 校	" 大島町 1922 - 2	"	100×100	10,000 m ² 校舎、フェンス
雲 仙 市	131	国 見 中 学 校	雲仙市国見町土黒 370	雲 仙 市 長	126×96	12,096 m ² 樹木、ポール、校舎
"	132	瑞 穂 中 学 校	" 瑞穂町西郷辛 1135	"	135×90	12,150 m ² 校舎、体育館、ポール
"	133	みずほすこやかランド(多目的グラウンド)	" 瑞穂町西郷辛 621 - 6	"	150×125	18,750 m ² 照明灯 10 基、防球ネット(H = 8 ~ 10m)
"	134	農 村 広 場	" 吾妻町田平名 200 - 3	"	120×112	13,440 m ² 照明柱、フェンス、倉庫、相撲場
"	135	愛 野 運 動 公 園	" 愛野町乙 1375	"	130×130	16,900 m ² フェンス、バックネット、ナイター施設
"	136	橋 公 園 城 山 グ ラ ウ ン ド	" 千々石町橋公園内	"	120×58	6,960 m ² 校舎、照明柱、樹木
"	137	小 浜 中 学 校	" 小浜町南本町 290	"	106×120	12,720 m ² 校舎、フェンス、樹木、バックネット

市町名		名 称	所 在 地	所 有 者	地 積	障 害 物	
雲 仙 市	138	南 串 中 学 校	雲仙市南串山町丙 9735	雲 仙 市 長	122×83	10,126 m ²	校舎、フェンス、照明灯
"	139	南 串 第 二 小 学 校	" 南串山町丙 1622	"	120×70	9,000 m ²	校舎、フェンス、照明灯
南 島 原 市	140	加 津 佐 東 小 学 校	南島原市加津佐町己 3325	南 島 原 市 長	70×108	7,560 m ²	電柱、照明灯、樹木、校舎、バックネット、ポール
"	141	口 之 津 中 学 校	" 口之津町丙 3476	"	87×100	10,970 m ²	樹木、校舎、バックネット
"	142	北 有 馬 中 学 校	" 北有馬町丁 248	"	118×72	8,496 m ²	樹木、校舎、フェンス、ポール
"	143	北有馬ふれあい交流広場（駐車場）	" 北有馬町丙 3701	"	95×27	2,565 m ²	フェンス、ポール、樹木
"	144	島 原 翔 南 高 等 学 校	" 西有家町須川 810	長 崎 県 知 事	115×69	7,935 m ²	樹木、ポール、体育館、校舎
"	145	みそ五郎の森総合公園（多目的広場）	" 西有家町長野 2670 - 1	南 島 原 市 長		15,000 m ²	
"	146	有 家 中 学 校	" 有家町山川 344	"	100×137	13,700 m ²	ポール、バックネット、樹木、校舎、体育館、照明灯
"	147	有 家 総 合 運 動 公 園	" 有家町小川 957	"	170×110	18,700 m ²	照明灯
"	148	布 津 グ ラ ン ド	" 布津町丙 4620 - 1	"	150×150	22,500 m ²	樹木、高圧線、ポール、バックネット
"	149	深 江 中 学 校	" 深江町丁 3179	"	171×67	11,457 m ²	樹木、校舎、体育館、ポール
"	150	深 江 運 動 場	" 深江町戊 3987 - 76	"	105×130	13,650 m ²	照明灯、バックネット、樹木
長 与 町	151	長 与 北 小 学 校	長与町斉藤郷 370	長 与 町 長	150×80	12,000 m ²	校舎、フェンス
"	152	長与総合公園ふれあい広場	" 岡郷 1474 - 8	"	120×85	10,200 m ²	
"	153	長与総合公園運動広場	" 岡郷 658 - 13	"	150×92	13,800 m ²	
時 津 町	154	とぎつ海と緑の運動公園	時津町日並郷	時 津 町 長		25,364 m ²	ナイター柱
"	155	南 公 園	" 元村郷、野田郷	"		13,564 m ²	ナイター柱
"	156	時津ウォーターフロント公園	" 浦郷	"		20,000 m ²	モニュメント時計
東 彼 杵 町	157	町 営 屋 外 運 動 場	東彼杵郡彼杵宿郷	東 彼 杵 町 長	100×130	13,400 m ²	照明灯
"	158	東 彼 杵 中 学 校	" 町蔵本郷 1663	"	110×80	8,800 m ²	校舎、体育館、樹木
川 棚 町	159	川 棚 高 等 学 校	川棚町白石郷 5 - 4	長 崎 県 知 事	92×147	42,516 m ²	電柱、ラグビーポール、フェンス
波 佐 見 町	160	波 佐 見 中 学 校	波佐見町折敷瀬郷 1999	波 佐 見 町 長	150×200	38,477 m ²	校舎、樹木
佐 々 町	161	佐々町北部グラウンド	佐々町市瀬免 350 - 9	佐 々 町 長	90×100	9,370 m ²	バックネット、ポール、土手、樹木
"	162	佐々町民グラウンド	" 羽須和免 88 - 2	"	100×120	12,000 m ²	バックネット、ポール、照明塔、土手、樹木
新 上 五 島	163	若 松 中 学 校	新上五島町若松郷 462 - 13	新 上 五 島 町 長	115×73	8,251 m ²	校舎、ポール
"	164	旧 北 魚 目 中 学 校	" 小串郷 770	"	100×90	11,033 m ²	校舎、鉄塔
"	165	魚 目 中 学 校	" 丸尾郷 412	"	133×81	10,822 m ²	校舎、鉄塔
"	166	有川運動公園陸上競技場	" 有川郷 2555 - 3	"	110×105	16,130 m ²	鉄塔、フェンス
"	167	旧 岩 瀬 浦 小 学 校	" 岩瀬浦郷 551 - 1	"	90×80	7,930 m ²	電線、校舎、バックネット、樹木
"	168	奈良尾グラウンド	" 奈良尾郷 732-2	"	130×70	12,200 m ²	鉄塔
"	169	若松総合運動公園（多目的広場）	" 若松郷無番地	"	100×150	18,000 m ²	

(3) 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立部落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(緊急に手当を要する負傷者が発生している)。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る(ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。)
了 解 不 可	蛇行飛行(ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。)

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mの を図示し風向の吹流し又はT字型(風向)で明確に示すものとする。

6 自主防災組織

(県防災企画課)

長崎県内の自主防災組織率一覧表

(令和5年4月1日現在)

市町名	令和5年4月1日現在				令和4年4月1日現在				増 減		
	全世帯数	自主防災組織数		組 織 加 ^レ 率	全世帯数	自主防災組織数		組 織 加 ^レ 率	組織数	世帯数	組織率
		組織数	活動範囲 世帯数			増 減	増 減		増 減		
長 崎 市	205,395	630	145,951	71.1	205,350	629	143,956	70.1	1	1,995	1.0
佐世保市	120,190	464	93,668	77.9	120,412	463	93,485	77.6	1	183	0.3
島 原 市	19,719	223	19,719	100.0	19,642	224	19,642	100.0	-1	77	0.0
諫 早 市	62,124	135	34,681	55.8	61,246	135	34,233	55.9	0	448	-0.1
大 村 市	44,328	92	25,844	58.3	43,466	93	25,268	58.1	-1	576	0.2
平 戸 市	13,704	163	13,704	100.0	13,749	163	13,749	100.0	0	-45	0.0
松 浦 市	10,000	51	4,165	41.7	10,035	49	4,022	40.1	2	143	1.6
対 馬 市	14,495	19	5,598	38.6	14,611	19	5,669	38.8	0	-71	-0.2
壱 岐 市	11,351	193	10,765	94.8	11,534	193	10,938	94.8	0	-173	0.0
五 島 市	19,417	233	19,096	98.3	19,488	235	19,187	98.5	-2	-91	-0.2
西 海 市	12,258	84	12,250	99.9	12,334	84	12,326	99.9	0	-76	0.0
雲 仙 市	17,379	126	10,092	58.1	17,425	111	9,313	53.4	15	779	4.7
南島原市	18,417	402	17,609	95.6	18,563	402	17,744	95.6	0	-135	0.0
長 与 町	17,085	46	16,839	98.6	17,186	45	16,927	98.5	1	-88	0.1
時 津 町	13,321	19	13,321	100.0	13,173	19	13,173	100.0	0	148	0.0
東彼杵町	3,200	34	3,200	100.0	3,149	34	3,149	100.0	0	51	0.0
川 棚 町	5,728	32	5,299	92.5	5,703	32	5,381	94.4	0	-82	-1.9
波佐見町	5,367	22	5,367	100.0	5,311	22	5,311	100.0	0	56	0.0
小値賀町	1,210	24	1,210	100.0	1,219	24	1,219	100.0	0	-9	0.0
佐 々 町	6,200	31	6,200	100.0	6,105	31	6,105	100.0	0	95	0.0
新上五島町	9,417	36	3,692	39.2	9,524	36	3,690	38.7	0	2	0.5

	令和5年4月1日現在				令和4年4月1日現在				増減		
	全世帯数	自主防災組織数		組 織 加 [*] -率	全世帯数	自主防災組織数		組 織 加 [*] -率	組織数	世帯数	組織率
		組織数	活動範囲 世帯数			組織数	増減		増減	増減	
市 計	568,777	2,815	413,142	72.6	567,855	2,800	409,532	72.1	15	3,610	0.5
西彼杵郡	30,406	65	30,160	99.2	30,359	64	30,100	99.1	1	60	0.1
東彼杵郡	14,295	88	13,866	97.0	14,163	88	13,841	97.7	0	25	-0.7
北松浦郡	7,410	55	7,410	100.0	7,324	55	7,324	100.0	0	86	0.0
南松浦郡	9,417	36	3,692	39.2	9,524	36	3,690	38.7	0	2	0.5
町 計	61,528	244	55,128	89.6	61,370	243	54,955	89.5	1	173	0.1
合 計	630,305	3,059	468,270	74.3	629,225	3,043	464,487	73.8	16	3,783	0.5

7 総合防災訓練

(県防災企画課)

長崎県総合防災訓練実施要綱

第1 目 的

この要綱は、長崎県及び市町が災害対策基本法及び長崎県地域防災計画に基づき主催する、長崎県総合防災訓練(以下「訓練」という。)の効率的な運用を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 訓練参加機関等

1 主 催

訓練は、長崎県及び訓練区内市町が共同で主催する。

2 参加機関

訓練は、長崎県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、長崎県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の参加を求めて実施する。

第3 指揮序列

訓練は、次表に定める指揮序列に基づき統轄する。

統 監	長崎県知事又はその命を受けたもの。
副 統 監	訓練区内の市町長又はその命を受けたもの。
参 与	訓練参加機関の長又はその命を受けたもの。
本 部 員	訓練参加機関の訓練担当責任者

第4 訓練区の指定

訓練区を別表1のとおり指定する。

第5 訓練順位の指定

訓練順位を別表2のとおりに指定する。

第6 運用事項

訓練実施に伴う運用事項を、次のとおり定める。

訓練時期	訓練は毎年1回実施する。 その時期については、降雨期前を目途とし、予備日の指定を考慮する。	
訓練場所	訓練区内市町から適地を選定し、県及び関係市町が協議の上決定する。	
訓練種目	地域の特性を生かした内容とするため、県、関係行政機関及び関係市町が協議の上決定する。	
経費の支弁	長崎県	準備経費及び訓練種目の特殊な事項についてその一部を負担する。
	市町	訓練区内市町は、訓練に要した費用について協議の上分割負担する。
	関係行政機関等	原則として、それぞれの機関で自己負担する。
会議	招集	県は、訓練の計画及び諸準備を円滑にするために、会議を招集し主催する。
	招集要請	市町及び関係機関は、必要により会議の招集を求めることが出来る。

第7 庶務

訓練に伴う必要な事務は、長崎県防災企画課において行う。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

訓練区指定表

別表1

番号	訓練区	地方本部	消 防 本 部	市 町	計
1	長 崎	長崎振興局	長 崎 市 消 防 局	長崎市、長与町、時津町	1市 2町
2	県 央	県央振興局	県 央 消 防 本 部	諫早市、大村市	2市
3	島 原	島原振興局	県 央 消 防 本 部 島 原 消 防 本 部	島原市、雲仙市、南島原市	3市
4	県 北	県北振興局	佐世保市消防局 平戸市消防本部 松浦市消防本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、 東彼杵町、川棚町、波佐見町、 小値賀町、佐々町	4市 5町
5	五 島	五島振興局	五島市消防本部 新上五島町消防本部	五島市、新上五島町	1市 1町
6	壱 岐	壱岐振興局	壱岐市消防本部	壱岐市	1市
7	対 馬	対馬振興局	対馬市消防本部	対馬市	1市

訓練順位指定表(平成21年度から適用)

別表2

地区別	訓練順位		1	2	3	4	5	6	7
	訓練区								
本土地区	1	長崎							
	2	県央							
	3	島原							
	4	県北							
離島地区	1	五島							
	2	壱岐							
	3	対馬							
摘要			訓練順位は、本土地区「4」、離島地区「3」の両地区の均衡を保ち、順転させる。						

8 道路災害予防計画

(県道路維持課)

(1) 異常気象時における道路通行規制要領

(1) 目 的

この要領は、豪雨、地震等の異常気象時において道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定めることにより、この場合における道路通行規制の有効かつ慎重な実施を図り、もって道路交通の安全かつ円滑化に資することを目的とする。

(2) 異常気象時通行規制区間の指定

知事は、指定区間外の一般国道（国土交通大臣が新設、改築等を行う指定区間外の一般国道を除く。）及び県道及びその周辺の状況（道路の構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての重要性等をいう。以下同じ。）から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しい個所を含む相当の区を異常気象時通行規制区間（以下「規制区間」という。）として指定するものとする。

(3) 道路通行規制基準の作成

ア 知事は、県警察本部及び所轄警察署並びに各振興局、（以下「地方機関」という。）の意見をきいて、規制区間に係る道路通行規制基準を作成するものとする。

イ 道路通行規制基準は、規制区間毎に、道路及びその周辺の状況並びに気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等をいう。以下同じ）を基準として、異常気象時において、未然に事故を防止することができるように定めるものとする。

ウ 道路通行規制基準における道路通行規制の種類は通行止め、車両通行止め、その他の道路管理者が行うことができる通行止め（以下「通行止め」という。）及び通行注意（異常気象により危険があるため道路の通行上注意しなければならないことをいう。以下同じ。）とする。

(4) 道路通行規制の実施及び解除

ア 道路通行規制の実施は、道路通行規制基準に基づき、規制区間を所轄する地方機関長が行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

イ 道路通行規制の実施は、通行止めにあつては道路標識をもって表示することにより行うものとし、通行規制の対象、区間、期間及び理由を明示するものとする。

ウ 道路通行規制の解除は、地方機関長が通行の安全を確認した後、すみやかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するものとする。

(5) 報告等

地方機関長は、道路通行規制を実施し、又は解除したときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

(6) 規制区間以外の区間における道路通行規制

地方機関長はその管理する道路のうち規制区間についても必要に応じて通行注意の規制を行うとともに、通路の通行に危険が急迫している場合には通行止めの規制を行うものとし、この場合の通行規制の実施及び解除並びに報告等については、第4及び第5に準拠するものとする。

(2) 道路監視員による道路パトロール実施要領

1 . 目的及び主旨

この要領は、長崎県知事及び長崎県が管理する道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、「道路監視員業務要領」に基づき道路監視員によるパトロール業務を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

2 . パトロールの実施

パトロールは、次に定めるところにより実施するものとする。

ただし所属長は道路状況等により変更することが出来るものとする。

(1) 通常パトロール

(ア) パトロールの頻度

原則として、交通量 5,000 台 / 日以上 of 路線については、1 週間に 3 回程度

原則として、交通量 1,000 ~ 5,000 台 / 日の路線については、1 週間に 2 回程度

原則として、交通量 1,000 台 / 日未満の路線については、1 週間に 1 回程度

但し、地域の実態に応じて実施する。

(イ) パトロール事項

a 一般交通及び住民に危害を与える恐れのある道路及び沿道区域の異常欠陥の発見

b 路面、路肩、道路構造物、交通安全施設等の損傷状況、及び原因の発見

c 路面ポットホールの発見及び必要に応じての応急措置

d 路面落下物の除去

e 降雨時の排水、路側、法面の崩壊、法面浮石の状況の把握

f 道路法 24 条、32 条工事に係わる実施状況の把握

g 不法占用、不法投棄等の把握

h 防災点検・橋梁点検等に基づく法面、構造物等の点検

i 歩道を主とした徒歩によるパトロール

(ウ) 道路監視員証

道路監視員は、パトロール中には常に「道路監視員証」を携行するものとする。

(2) 夜間パトロール

所属長は、道路照明施設及び交通安全施設等の夜間における状況の把握のため必要な場合には、パトロール担当に「夜間パトロール」を指示することができる。

(3) 異常時のパトロール

ア 大雨、大雪、台風、地震等の異常気象が発生した場合、または発生が予想される場合には、所属長は道路監視員に必要な指示をすることができる。

イ 道路監視員は、アの指示に従い道路パトロール等を行い、その状況を直ちに報告するとともに、措置可能なものについては応急措置を行い、正常な交通を確保するよう努めなければならない。

3 . パトロール実施計画書の作成

道路監視員は、年度当初に年間の計画表、毎月には実施計画書を作成の上、所属長に提出しなければならない。

4 . パトロール中及び事後の措置

道路監視員は、「パトロールの各事項」について必要と認められる適切な指導監督及

び措置を行うものとし、道路監査員において措置できないと判断されるもの及び緊急を要するものについては、パトロール調査結果箇所表等により速やかに所属長に報告するものとする。なお、パトロールカーには、応急措置をするに必要な次の器材及び道具を常備しなければならない。

ハンドタンパー、レミファルト、スコップ、注意灯、危険杭、カケ矢、カマ、標識ロープ、ポール（鉄棒）、バリケード、セフティーコーン、オイルドライ、ポール、テープ等

5．パトロール日誌等の作成

道路監視員は、パトロール後速やかにパトロール日誌を作成の上、所属長に提出しなければならない。

6．緊急時における措置

(1) 緊急連絡

道路監視員は、異常の発見と同時に、緊急事態の状況をただちに所属長に連絡しなければならない。

(2) 応急防護措置

所属長は、道路監視員からの報告に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。ただし、措置までに日時を要するものについては、ただちに、危険防止又は交通事故防止のため、簡単な障害物の除去等取り得る限りの応急措置を講じなければならない。

7．情報の連絡

(1) 情報の周知

各所属長は、気象台、警察署、本庁、消防機関等と密接な連絡を取るとともに、テレビ、ラジオ放送による気象情報を充分活用するものとする。

(2) 道路情報の提供

各所属長は、適確な気象情報、災害情報を通行者へ情報提供を行うものとする。

(3) 情報施設の整備

各所属長は、道路標識等を常備しておき、災害緊急等の場合の交通規制がただちに出来るようにするものとする。

8．報 告

各所属長は、道路監視員からの報告に基づき、特に重要と認められるものについては、速やかに本庁道路維持課に報告しなければならない。

なお、各路線の交通規制及び解除については、必ず本庁道路維持課に連絡するものとする。

9．実 施

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。